

自己点検・評価書（平成 26 年度）

平成 27 年 12 月
佐賀大学全学教育機構部門長会議

目次

機構長挨拶	・・・ 2
1 基準 1 大学の目的	・・・ 3
2 基準 2 教育研究組織	・・・ 5
3 基準 3 教員及び教育支援者	・・・ 19
4 基準 4 学生の受入	・・・ 40
5 基準 5 教育内容及び方法	・・・ 41
6 基準 6 学習成果	・・・ 77
7 基準 7 施設・設備及び学生支援	・・・ 83
8 基準 8 教育の内部質保証システム	・・・ 98
9 基準 9 財務基盤及び管理運営	・・・ 113
10 基準 10 教育情報等の公表	・・・ 128

機構長挨拶

佐賀大学では、平成 20 年に策定した「佐賀大学中長期ビジョン（2008～2015）」に基づき、平成 23 年 4 月に教養教育を含む本学の一般教育及び国際教育を実施する新しい組織として佐賀大学全学教育機構を創設しました。本学が全学教育機構を創設した背景には、本学の教育に関する姿勢の大きな変化があります。一つは、地域社会で活躍する有意な人材の育成を目的とする本学が、教養教育を教育の根幹に位置づけ「教育及び実践を通して課題を発見し解決に向けて取り組む姿勢を養うための教育を体系的に提供する」ことを教育方針として明確に定めたことです。二つは、教養教育の位置づけを従来とは大きく変更し、教養教育と専門教育とを融合させることで、教養教育を本学が実施する学士課程教育の質の保証に資するものと位置づけたことです。

本学は、こうした新しい教育方針を実行するために、本学を卒業した学生が身につけるべき力を体系的に示した「佐賀大学学士力」を定めました。そしてこの佐賀大学学士力に沿って、専門教育において培った高度な知識・技能を社会において十全に発揮するための汎用的知識・技能の修得のためにインターフェース科目というこれまでにない新しい科目を創設しました。本学の新たな教養教育カリキュラムは、高等学校と大学との接続を図る大学入門科目、高度技術社会の中で求められる共通基礎科目、市民社会の一員としての素養を身につける基本教養科目を経てインターフェース科目へと至る体系的な構成を成しています。

本学の教養教育は、平成 8 年の教養部廃止以降、全学教育センターや教養教育運営機構によって実施してきました。これらの組織では、全学の教員が教養教育を担い、各教員が自らの専門分野と教養教育の理念に基づいて、様々な授業科目を提供してきました。こうした教育方法は、学生が、極めてユニークで数多くの授業科目のなかから自らの興味に従って授業科目を選択できるという利点をもつ反面、体系的な教養教育という点及び各学部の学士課程教育との関連性という点では不十分なものでした。全学教育機構では、機構において体系的な教養教育科目を開設し、必要とする授業科目には適任の教員を充てることにし、こうした体系的なカリキュラムを運営するために、機構に専任の教員を配置しました。また機構長には副学長を充て、機構の審議機関である運営委員会には各学部が選出した委員等を加え、機構長のガバナンスの下に、各学部との連携を密にした運営を行うことにしました。

全学教育機構は平成 25 年度に 1 年次生を対象に新しい教育カリキュラムを開講しましたが、平成 26 年度には、教養教育運営機構の教養教育の実施を含む業務を承継するとともに、機構が開設するほぼすべての授業科目を開講するに至りました。この新しい教養教育システムが果たして所期の学修成果を実現しているかどうかは、鋭意検証を行っているところであり、まだ明瞭な答えを得るには至っておりません。こうした段階にあればこそ、全学教育機構外の方々の忌憚のないご批判を賜り、今後の教育システムの改善に繋げる必要があります。ここに、平成 26 年度を対象とした自己点検・評価報告書を作成いたしました。皆様にご批判・ご意見を賜り、さらなる高みを目指して努力を重ねたいと存じています。

平成 27 年 12 月
全学教育機構長 滝澤 登

基準1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

観点1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学は「佐賀大学学則」第2条において、大学の目的を「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門的知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会に発展に寄与すること」と定めている（参照資料1-1-①-1）。この本学の目的は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という、学校教育法第83条の規定に適合している。

全学教育機構は、本学の目的に基づき、「全学教育機構規則」第2条において全学教育機構の目的を、「佐賀大学の目的、使命にのっとり、本学の共通教育、国際教育及び高等教育開発、並びに本学の教育における情報通信技術活用支援を総合的に行うことにより、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資する」と定め（資料1-1-①-1）ている。全学教育機構は、物事を見極める視点や発想を身につける教養教育を実施するために、コミュニケーション能力を培う授業科目や、課題発見・解決能力や社会で生きる力を慣用する本学独自のインターフェース科目を設けて、機構の目的が、本学が行う学士課程教育の必要とする「豊かな教養と…社会で自立できる個人の育成」にあることを明確にしている。全学教育機構ではまた、教養教育の各科目及び分野・コースごとに作成している共通シラバスにおいて、それぞれの科目、分野、コースの教育目的を定めている（参照資料1-1-①-2）。

資料1-1-①-1 全学教育機構の目的

佐賀大学全学教育機構規則

(目的)

第2条 機構は、佐賀大学（以下「本学」という。）の目的、使命にのっとり、本学の共通教育（学部が編成する教育課程における教養教育及び分野横断的教育プログラム等の学部に通ずる教育をいう。以下同じ。）、国際教育（留学生教育（派遣及び受入れ）の充実及び強化をいう。以下同じ。）及び高等教育開発（本学の教育に関する研究開発、企画及び支援をいう。以下同じ。）並びに本学の教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行うことにより、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資することを目的とする。

出典：佐賀大学規程集 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>)

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 1-1-①-1 : 国立大学法人佐賀大学学則
<<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/432.html>>
参照資料 1-1-①-2 : 全学教育科目の共通シラバス
<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04.html>

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、大学設置基準第 2 条に基づき、全学教育機構規則に機構の目的を明確に定め、さらに共通シラバスを作成して、各科目、分野、コースごとに教育目的を定めている。こうした教育上の目的は、学校教育法第 83 条に定める「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学の目的に適合している。

以上のことから、全学教育機構では、機構の目的が、全学教育機構規則に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断できる。

観点 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

全学教育機構は、大学院課程を有していないため、該当しない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 全学教育機構は、本学の目的に沿って、その目的を学士課程教育の質保証に資すると定め、この目的を実現すべく各科目、分野、コースごとに教育上の目的を明確に定めている。またその内容は、広い知識を授け、知的、道徳的および応用的能力を展開させるものとなっている。

【改善を要する点】

なし。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

全学教育機構は、全学教育機構の目的を全学教育機構規則に定めている。全学教育機構の目的は、大学教育法第 83 条が規定する目的に適合している。全学教育機構の目的は、大学一般に求められる目的に適合している。

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

観点 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学教育機構は学部、学科ではないため、該当しない。

観点 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到係る状況】

本学の共通教育の実施組織として、平成 23 年度に、「国立大学法人佐賀大学基本規則」に基づき全学教育機構を設置している（資料 2-1-②-1）。機構は、「佐賀大学佐賀大学全学教育機構規則」に基づき、国際教育と共に、学部が編成する学士課程教育における教養教育及び専門教育の学部に通ずる基礎教育の実施組織と位置づけられている（参照資料 2-1-②-1）。

機構の組織は、「佐賀大学全学機構規則」に基づき、教員組織、教育組織及び支援組織をもって構成し、教員組織として部門を、教育組織として部会を、支援組織として高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室を置いている。機構の国際教育及び共通教育は、「佐賀大学全学教育機構組織運営規程」（参照資料 2-1-②-2）に基づき、教育分野ごとに組織する 15 の部会において実施している（資料 2-1-②-2）。

機構の教育プログラムを実施するために、機構長及び機構長を補佐する 2 人の副機構長を配置するとともに、6 つの部門に、機構に所属する専任の教員 20 人、各学部や学内共同教育研究施設等に所属し業務の一部として機構の業務を実施する併任の教員 33 人を配置している（資料 2-1-②-3）。機構を設置した目的の一つには、入口（入試）から出口（就職）までを見通し、これらを一体化した全学教育システムを構築し実施することがあり、そのために、各学部や各センターとの連携を強化している。全学教育機構は、これまで本学の教養教育を本学の教員が任意に出動して担ってきた教養教育運営機構とは異なり、専任の教員・併任の教員を抱え、入口から出口までを一体化した教養教育システムを実施する責任部局として位置づけている。こうした新たな組織を迅速かつ効果的に運営するために、機構長には教育担当の副学長を配置し、強力な教学ガバナンスをしうる組織構成をとっている。

機構に配置した専任の教員及び併任の教員はすべて各部門に所属し、各部門、各部会及び各支援組織の業務を行っている。部門別の教員配置は、人文科学・芸術部門が 12 名（22.6%）、社会科学部門が 6 名（13.2%）、生命科学部門が 2 名（3.7%）、自然科学部門が 19 名（35.8%）、語学部門が 11 名（20.8%）、健康・スポーツ科学部門が 3 名（5.7%）である。このうち生命科学部門には平成 26 年度に機構の専任教員 1 名を配置したほか、人文科学・芸術部門と自然科学部門ともに教員数の充実を達成し、総数を前年度 47 名から 53 名に大幅に増員している。

部門は主にFD等の教員の教育能力向上を、また、部会は主に教育カリキュラムの立案・実施・点検及び改善を業務としており、高等教育開発室は本学が実施する教育に関する調査及び企画や本学の職員の能力開発を、情報通信技術活用教育支援室は情報通信を活用した教育に係る調査及び企画、情報通信技術を活用した教育施設の整備及び授業の支援を業務としている。機構の業務全般は機構長が責任を負っているが、さらに機構では、佐賀大学全学教育機構規則に基づき、各部門に部門の業務に責任を負う部門長を、各部会に部会の業務に責任を負う部会長を、また各室には室長を置いて、機構の業務に関する責任体制を敷いている（資料2-1-②-4）。

全学教育機構の教養教育を中心とする教育の実施は、機構に設置した15の部会が担っている。部会は機構の専任の教員、併任の教員、特任教員及び授業を担当する協力教員をもって構成している（資料2-1-②-5）。部会の業務は、教育内容の策定に関する事項、教育課程の編成に関する事項、授業評価に関する事項等である。専任の教員及び併任の教員は、教育プログラムを実施するほか、教育内容の策定、教育課程の編成等の教育プログラムのコーディネートを担うが、業務の中核は機構の専任の教員が担っている。協力教員は教育プログラムの実施を担う教員であり、機構が、各授業科目の実施に最も適した教員を本学の教授、准教授、講師、助教のなかから選び、業務を委嘱している。教育プログラム実施状況は、部会における検討を基に、後出の部会長会議において組織的な検討を行っている。

機構には管理運営のために、「佐賀大学全学教育機構組織運営規程」に基づき、組織の運営に関する事項を協議する機関として部門長会議を、教学に関する事項を協議する機関として部会長会議を、各支援室の業務に関する事項を協議する機関として高等教育開発室会議及び情報通信技術活用支援室会議を設けるとともに、人事、教育、研究といった機構の業務全般に関し機構所属の教員から意見を聴取し連絡調整を行う協議機関として教員会議を設置し、機構の業務を遂行する各組織間の連携を図っている。上記の各機関はすべて機構長が主宰若しくは招集する協議機関であり、機構の業務遂行に必要な事項は、上記の各機関における協議を経て機構長が意思決定している。また、機構の管理運営に関するこれらの協議事項のうちの重要な事項については、部門長、部会長、各室長及び各学部から選出された委員等を構成員とする全学教育機構運営委員会において審議している（資料2-1-②-6）。

本学は本庄キャンパスと鍋島キャンパスとに分かれている。本学の教養教育は原則として本庄キャンパスにおいて開講することになっているが、鍋島キャンパスに設置する部局（医学部）に所属する学生の履修の便宜を図るため、多くの教養教育科目を鍋島キャンパスにおいても開講している。また一部の授業科目については、本庄キャンパスと鍋島キャンパスとを情報通信回線で結んで行う同期型遠隔授業を実施している（別添資料2-1-②-1）。

資料2-1-②-1 全学教育機構の設置

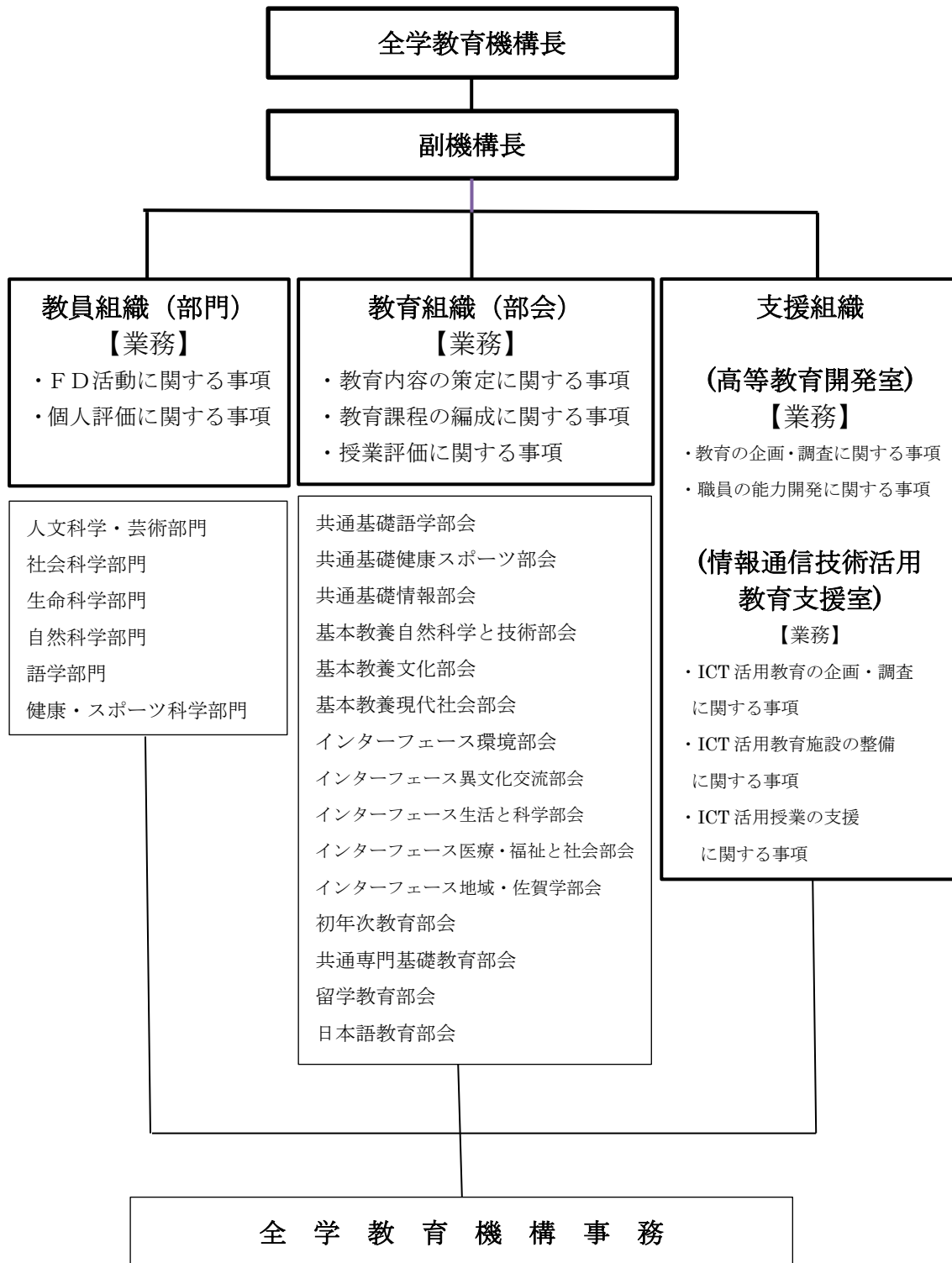
国立大学法人佐賀大学基本規則

（全学教育機構）

第18条の2 本学に全学教育機構を置く。

2 全学教育機構に関し、必要な事項は、別に定める。

出典：佐賀大学規程集 〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/431.html>〉



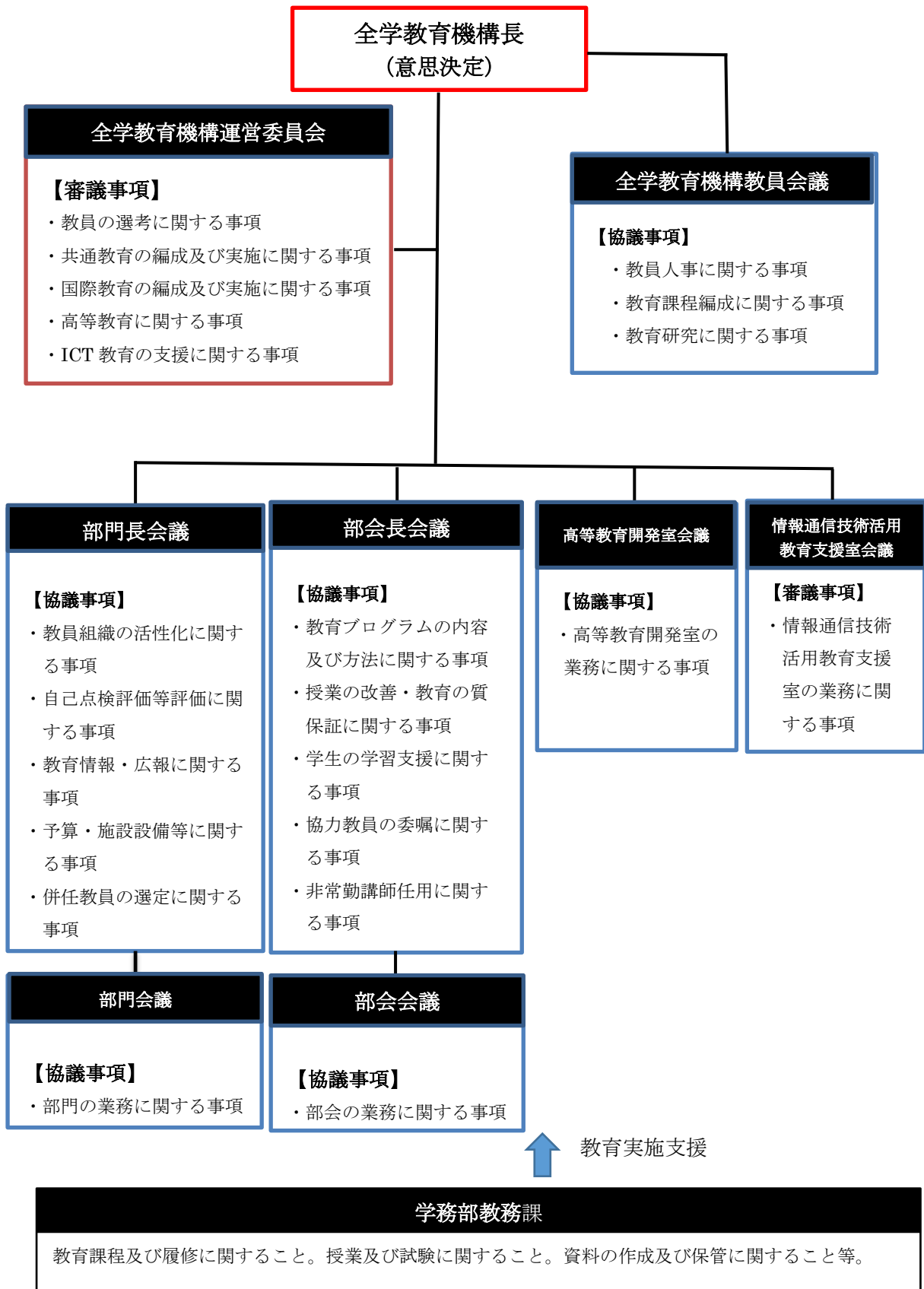
資料 2-1-②-3 全学教育機構の教員配置（部門の人員構成）

（平成27年3月31日現在 単位：人）

部門	専任の教員	併任の教員	合計
人文科学・芸術部門	4	8	12
社会科学部門	3	3	6
生命科学部門	1	1	2
自然科学部門	2	17	19
語学部門	9	2	11
健康・スポーツ科学部門	1	2	3
合計	20	33	53

注：表中の専任の教員は機構の所属する専任の教員を示し、また併任の教員は各学部等に所属し業務の一部として機構の業務を実施する専任の教員を示す。

出典 学務部教務課資料



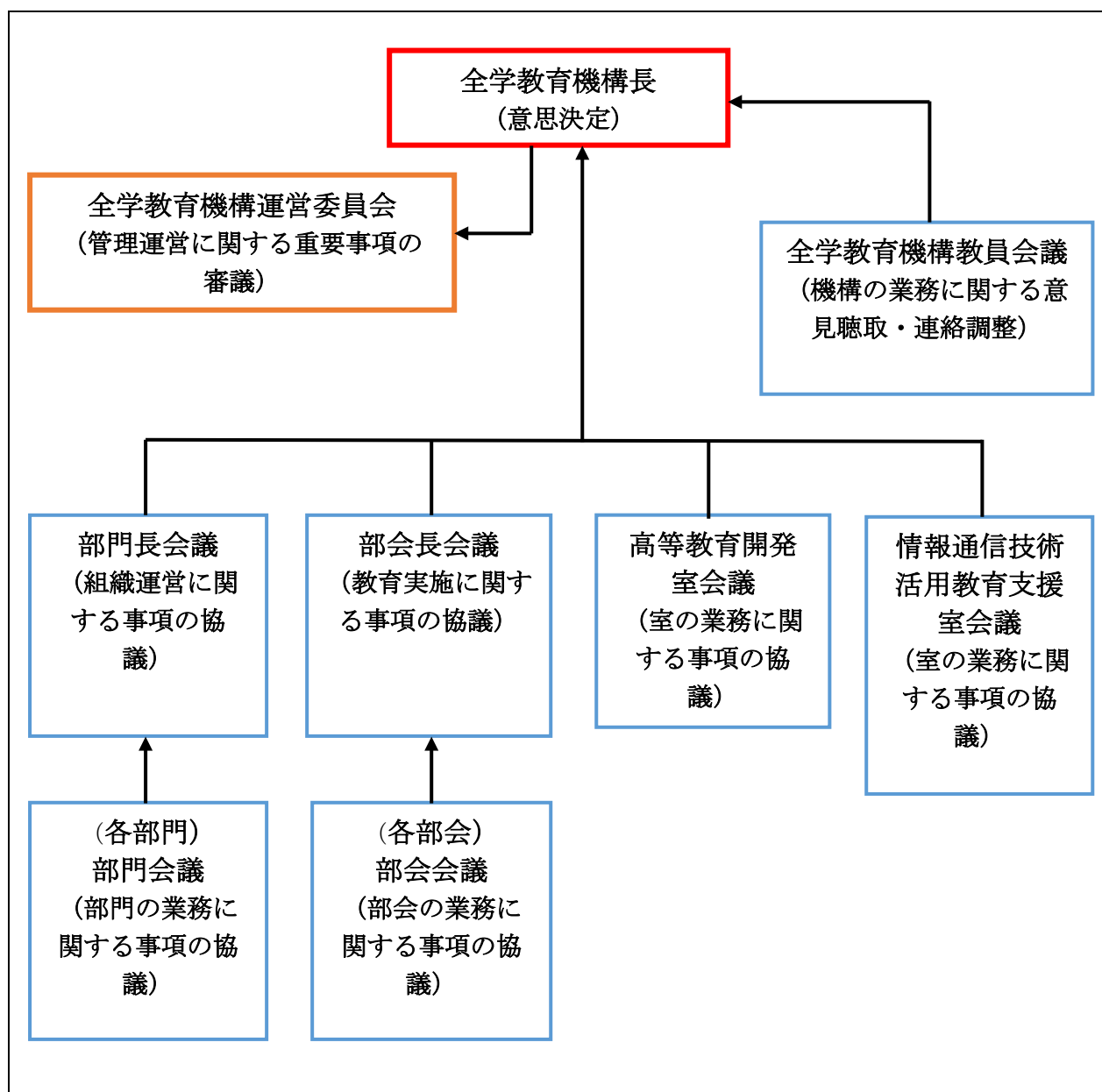
資料 2-1-②-5 全学教育機構部会構成

(平成 26 年 4 月 1 日現在 単位：人)

科目構成			担当			合計	
			担当部会等	専任 教員 数	併任 教員 数		協力 教員 数
大学入門科目			初年次教育部会	1	1	4	6
共通 基礎 科目	外国 語科 目	英語	共通基礎語学部会	10	2	14	26
		独語、 仏語、 中国語、 朝鮮語 日本語	留学教育部会	5	1	0	6
	健康・スポーツ科目		共通基礎健康スポーツ部会	1	2	7	10
	情報リテラシー科目		共通基礎情報部会	1	4	23	28
基本 教養 科目	自然科学と技術の分野		基本教養自然科学と技術部会	6	12	41	59
	文化の分野		基本教養文化部会	11	3	21	35
	現代社会の分野		基本教養現代社会部会	6	5	26	37
イン ター フェ ース 科目	環境コース		インターフェース 環境部会	2	3	34	39
	異文化理解コース		インターフェース 異文化理解部会	11	3	24	38
	生活と科学コース		インターフェース 生活と科学部会	2	5	50	57
	医療・福祉と社会コース		インターフェース 医療・福祉と社会部会	1	1	16	18
	地域・佐賀学コース		インターフェース 地域・佐賀学部会	3	1	13	17
共通専門基礎科目			共通専門基礎教育部会	0	3	8	11
外国人留学生プログラムのための授業 科目			日本語教育部会	5	0	0	5
合計				65	46	281	392

注：注：表中の専任の教員は機構の所属する専任の教員を示し、また併任の教員は各学部等に所属し業務の一部として機構の業務を実施する専任の教員を、さらに協力教員は各学部等に所属し業務の一部として機構が開講する授業を担当する専任の教員を示す。教員数の合計は延べ人数である。

出典：学務部教務課資料



出典 学務部教務課資料

【参照・別添資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 2-1-②-1：佐賀大学全学教育機構規則

<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>

参照資料 2-1-②-2：佐賀大学全学教育機構組織運営規程

<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>

別添資料 2-1-②-1：鍋島キャンパスの教協教育科目開講状況（平成 26 年度）

【分析結果とその根拠理由】

全学的な教養教育の実施組織として全学教育機構を置き、規則において機構の役割を明確に定めている。全学教育機構には機構長として本学の副学長を置き、全学教育機構の役割・目的を果たすために教員組織、教育組織及び教育支援組織を設置している。教員組織には専任の教員と併任の教員計 53 名を、専門分野別に組織した 6 つの部門に配置し、配置された各教員は教育組織である 15 の部会や 2 つの教育支援組織において業務を遂行している。全学教育機構の業務は機構長が業務全般に責任を負うほか、各組織には、部門の業務を掌理する部門長、部会の業務を掌理する部会長等を置いて、機構の業務遂行の責任体制を敷いている。また、全学教育機構の業務遂行に必要な事項を協議するための機関として、機構に教員会議、部門長会議、部会長会議、及びそれぞれの室会議を設け、さらに全学教育機構の管理運営に関する重要な事項を審議するために、機構長、副機構長、部門長、部会長、各室長及び学部から選出された者等を委員とする全学教育機構運営委員会を設置している。全学教育機構の教育プログラムの実施は 15 の部会で行っており、15 の部会には、専任の教員、併任の教員、それに教育カリキュラムの実施を担当する協力教員を配置している。加えて、キャンパスが二つに分かれているために、学生の履修の便宜を図るべく、鍋島キャンパスにおいても一定数の授業科目を開設している。

以上のことから、全学教育機構においては、教養教育の体制が適切に整備されていると判断しうる。

観点 2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、選考以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切ものとなっているか。

全学教育機構は、研究科等を設置しておらず、該当しない。

観点 2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切ものとなっているか。

全学教育機構は、専攻科等を設置しておらず、該当しない。

観点 2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究を達成する上で適切なものとなっているか。

全学教育機構は、附属施設等を設置しておらず、該当しない。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、「全学教育機構規則」に基づき、機構の管理運営に関する重要な事項を審議する機関として運営委員会を設置し、教員の選考に関する事項、共通教育の編成及び実施に関する事項、国際教育の編成実施に関する事項、高等教育開発に関する事項、情報通信技術を活用した教育支援に関する事項、及びその他機構の管理運営に関する事項について協議審議を行っている。機構ではまた、機構の運営体制、機構組織の編成、人事計画の立案等を協議する組織として、機構長の下に企画委員会を置いている（資料 2-2-①-1）。しかし、企画委員会はそもそも機構の設置のために設けられた委員会であり、その後制定した諸規程には位置づけられていない。

機構では、聴講学生の履修、特別の課程の入学、及び学士課程の教養教育科目に係る単位認定の審査等教育に関する重要な事項を、全学教育機構部会長会議における協議を経て、全学教育機構運営委員会において審議している（資料 2-2-①-2）。運営委員会は、機構長（1人）、副機構長（2人）、各部門長（6人）、各部会長（15人）、高等教育開発室長（1人）、情報通信技術活用教育支援室長（1人）、各学部等から選出された者各1名（5人）、及び本学の職員から学長が指名した者（5人）の委員26人をもって構成している（資料 2-2-①-3）。運営委員会には、学部及び専門分野のバランス及び機構が連携すべき部局等を考慮し、農学部の教員、アドミッションセンターの専任の教員、キャリアセンターの専任の教員、国際交流推進センターの専任の教員、及び学務部長が、学長が指名する委員として加わっている。

全学教育機構においては、機構の業務及び管理運営に関する事項を、教員会議、部門長会議、部会長会議、高等教育開発室会議、情報通信技術活用教育支援室会議において協議し、全学教育機構規則及び機構長の判断に基づき、協議事項のうち機構の管理運営に関し重要な事項については運営委員会において審議を行っている。運営委員会は構成員の3人の2以上の出席をもって開催し、議事は、出席した構成員の過半数（人事等重要な事項については出席者の3分の2）の賛成をもって決している。平成26年度には19回の運営委員会を開催し、機構諸規則の制定・改正、教養教育に係る既修得単位等の認定審査、専任の教育等の教員選考、科目等履修生の入学資格審査、平成27年度の教育カリキュラム編成、非常勤講師削減に伴う教養教育・日本語教育カリキュラム改革等について審議を行った（別添資料 2-2-①-1）。

全学教育機構ではまた、機構が実施する教育に関する事項を協議するために、「全学教育機構組織運営規程」に基づき、教務委員会に相当する組織として、全学教育機構部会長会議を設置している（資料 2-2-①-4）。部会長会議は、機構の15の部会の部会長及び副機構長をもって構成している（資料 2-2-①-5）。部会長会議は、教育プログラムの内容及び方法に関する事項、授業の改善及び教育の質保証に関する事項、学生の学習支援に関する事項、協力教員の委嘱に関する事項、及び非常勤講師の任用に関する事項を協議するが、機構が実施する教育課程の科目等履修生及び聴講学生による履修や特別の課程への入学、及び機構が実施する教育課程以外の学外において実施される教育課程の単位認定のための審査等については部会長会議において協議を行った上で、運営委員会において審議を行っている。平成26年度においては部会長会議を17回開催し、教学に関する諸規定の制定・改正、特別聴講学生等の入学資格審査、教養教育科目に係る既修得単位の認定審査、平成27年度教育カリキュラム編成等について協議を行ったが、教育改善に関する喫緊の課題として、インターフェース科目の新しいプログラムの開発、平成27年度の授業シラバスの組織的な検証、及びコースナンバリング制度の実動に先立つ調整を実施した（別添資料 2-2-①-2）。インターフェースプログラムについては、組織及び社会における役割と責任を主体的に自覚できる人材育成を目的として、生活と科学部会において「チームビルディングとリーダーシップ」「スポーツリーダーとボランティアリーダー」の導入を検討し、平成27年度からの実施に繋げて

いる。平成 27 年度シラバスの組織的検証については、検証の方法等を定めて、各部会において検証を行い、コースナンバリング制度については実施に伴う要綱策定と合わせて実動システムの調整などの活動を行った。

資料 2-2-①-1 企画委員会の設置

<p>佐賀大学全学教育機構企画委員会設置要項</p> <p style="text-align: right;">(平成 23 年 4 月 25 日制定)</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 全学教育機構企画委員会（以下「企画委員会」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 企画委員会は、佐賀大学全学教育機構の機構長が諮問する事項について協議を行うことを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 企画委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 機構長</p> <p>(2) 副機構長</p> <p>(3) 機構長が指名した者 若干人</p> <p>(任期)</p> <p>第 4 第 3 第 3 号の委員の任期は、当該委員を指名した機構長の任期の末日までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第 5 企画委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 第 1 号の委員をもって充て、副委員長は第 3 第 2 号の委員をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第 6 委員長が必要と認めたときは、企画委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 7 この要項に定めるもののほか、企画委員会に関し必要な事項は、機構長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この要項は、平成 23 年 4 月 25 日から実施する。</p>

出典：学務部教務課資料

資料 2-2-①-2 運営委員会の設置

<p>佐賀大学全学教育機構規則</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 12 条 機構に、その管理運営に関する重要な事項を審議するため、佐賀大学全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p>
--

(審議事項)

第13条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の選考に関する事項
- (2) 共通教育の編成及び実施に関する事項
- (3) 国際教育の編成及び実施に関する事項
- (4) 高等教育開発に関する事項
- (5) 情報通信技術を活用した教育の支援に関する事項
- (6) その他機構の管理運営に関する事項

(組織)

第14条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 部門長
- (4) 部会長
- (5) 高等教育開発室長
- (6) 情報通信技術活用教育支援室長
- (7) 各学部（理工学部を除く。）から選出された者 各1人
- (8) 工学系研究科から選出された者 1人
- (9) その他本学の職員のうちから学長が指名した者

2 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第7号から第9号までの委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第15条 運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議事を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、副機構長のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

出典：佐賀大学規程集 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>)

資料 2-2-①-3 運営委員会の構成員 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区別	機構における役職等	備考
委員長	全学教育機構長	教育・学生担当副学長
委員	全学教育副機構長	
委員	全学教育副機構長	
委員	人文科学・芸術部門長	
委員	社会科学部門長	
委員	生命科学部門長	
委員	自然科学部門長	
委員	語学部門長	
委員	健康・スポーツ科学部門長	
委員	共通基礎語学部会長	

委員	共通基礎健康スポーツ部会長	
委員	共通基礎情報部会長	
委員	基本教養自然科学と技術部会長	
委員	基本教養文化部会長	
委員	基本教養現代社会部会長	
委員	インターフェース環境部会長	
委員	インターフェース異文化理解部会長	
委員	インターフェース生活と科学部会長	
委員	インターフェース医療・福祉と社会部会長	
委員	インターフェース地域・佐賀学部会長	
委員	初年次教育部会長	
委員	共通専門基礎教育部会長	
委員	留学教育部会長	
委員	日本語教育部会長	
委員	高等教育開発室長	副機構長兼務
委員	情報通信技術活用教育支援室長	
委員	文化教育学部から選出された者	
委員	経済学部から選出された者	
委員	医学部から選出された者	
委員	工学系研究科から選出された者	
委員	農学部から選出された者	
委員	学長が指名した者	農学部教員
委員	学長が指名した者	アドミッションセンター教員
委員	学長が指名した者	キャリアセンター教員
委員	学長が指名した者	国際交流推進センター教員
委員	学長が指名した者	学務部長

出典：学務部教務課資料

資料 2-2-①-4 部会長会議の設置

佐賀大学全学教育機構組織運営規程
(部会長会議)
第10条 機構に、部会長会議を置く。
2 部会長会議は、部会長をもって組織する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者を加えることができる。
3 部会長会議は、機構長が招集し、議長となる。ただし、副機構長のうちから機構長が指名した者が議長を代行することができる。
4 部会長会議は、機構が実施する教育に関する事項について機構長の諮問に応じるとともに、次に掲げる事項を協議する。
(1) 教育プログラムの内容及び方法に関する事項
(2) 授業の改善及び教育の質保証に関する事項

- (3) 学生の学習支援に関する事項
- (4) 協力教員の委嘱に関する事項
- (5) 非常勤講師の任用に関する事項

出典：佐賀大学規程集 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>)

資料 2-2-①-5 部会長会議の組織構成

区別	機構における役職等	備考
議長	全学教育機構長	副機構長の代行も可
構成員	副機構長	
構成員	共通基礎語学部会長	
構成員	共通基礎健康スポーツ部会長	
構成員	共通基礎情報部会長	
構成員	基本教養自然科学と技術部会長	
構成員	基本教養文化部会長	
構成員	基本教養現代社会部会長	
構成員	インターフェース環境部会長	
構成員	インターフェース異文化理解部会長	
構成員	インターフェース生活と科学部会長	
構成員	インターフェース医療・福祉と社会部会長	
構成員	インターフェース地域・佐賀学部会長	
構成員	初年次教育部会長	
構成員	共通専門基礎教育部会長	
構成員	留学教育部会長	
構成員	日本語教育部会長	
陪席	学務部教務課長	
陪席	学務部教務課副課長	
陪席	学務部教務課係長（教養教育教務主担当）	

出典：学務部教務課資料

<根拠となる資料・データ等>

別添資料 2-2-①-1：運営委員会の主な審議事項（平成 26 年度）

別添資料 2-2-①-2：部会長会議の主な協議事項（平成 26 年度）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構の教育活動を展開する上で必要な組織として、佐賀大学全学教育機構規則に基づき、機構長、副機構長を始め、部門長、部会長、各室長、学部から選出された委員を構成員とする運営委員会を組織しており、教員の選考に関する事項、教育課程の編成・実施に関する事項、教育支援室に関する事項等教育に関する重要な事項を審議する体制を整備している。平成 26 年度においては、教育課程の編成・実施や教育カリキュラム改革など教育に関する重要な事項を適切

に審議している。

また教育内容の策定や教育課程の編成等を検討する組織として、全学教育機構組織運営規程に基づき、機構長、15の部会の部会長及び副機構長を構成員とする全学教育機構部会長会議が組織されており、教育プログラムの内容及び方法等について協議を行っている。平成26年度においては、単位認定審査等の教養教育運営上の事項を検討するほか、シラバスの組織的検証やコースナンバーの設定等、教育改善に向けた検討を行っている。

以上のことから、全学教育機構においては、運営委員会が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また教育課程や教育方法等を検討する部会長会議が、適切に構成されており、必要な活動を行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 全学教育機構長に本学の副学長を充て、教養教育の運営に必要な事項を適切かつ迅速に実施する体制を整えている。
- 全学教育機構に、教育カリキュラムを組織的に実施・検討する部会及び部会長会議を置いて、カリキュラム編成、授業担当者の選定、共通シラバスの作成、授業評価等、カリキュラムの組織的な運営に必要な体制を整えている。
- 学部等から選出された教員を構成員に含めた運営委員会を設置し、教養教育等に関する重要事項の審議・決定を行っており、学部との協働により学士課程教育における教養教育等を実施するために必要な体制を整えている。

【改善を要する点】

- 企画委員会を全学教育機構の諸規程に位置づけ、企画委員会に関する規程の改正を行う必要がある。

(3) 基準2の自己評価の概要

教養教育を中心とする共通教育を実施する組織として全学教育機構を設置し、機構の役割を明確に規定した上で、役割を果たすための組織として機構の専任の教員及び併任の教員をもって、教員組織、教育組織、及び教育支援組織を設けている。機構の業務全般においては機構長が責任を負うほか、各組織には、組織の業務に責任を負う部門長、部会長等をおいた体制を敷いている。また全学教育機構の業務遂行に必要な事項を審議・協議する機関として、運営委員会、教員会議、部門長会議、部会長会議、室会議等を設置している。教育プログラムの実施は部会が担い、各部会には教育プログラムをコーディネートする専任の教員及び併任の教員を配置するとともに、教育プログラムを実施する協力教員を配置している。さらに二つのキャンパスにおける履修の便宜を図るために一定数の科目を開講している。しかし、教員人事や組織編制等を協議する企画委員会の業務内容及び位置づけが不明確のままである。

また、教育活動を行う上で必要な組織として運営委員会を設置し、履修許可、教育プログラムの開発・実施、教養教育科目に係る単位認定審査等の教育に関する重要な事項を審議している。さらに教育課程や教育方法について検討する組織として部会長会議を設置し、教育内容及び方法、教育方法の改善等について協議している。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到に係る状況】

全学教育機構は、一般教育実施の責任部局となっている。責任部局となった目的は、自律した組織として共通教育及び国際教育カリキュラムの設計、運営、評価、改善や、全学的な教育支援を行うことであり、全学教育機構では、こうした機構の業務を遂行する主たる責任者として、また英語ネイティブ教員など教育上特に必要な教員として専任の教員を配置している。機構ではまた、専任の教員とともに業務遂行に責任を持つ教員として、併任の教員を配置している。

平成27年3月31日現在、全学教育機構には専任の教員20名と併任の教員33名を配置している(資料3-1-①-1)。部門ごとの配置教員数は、人文科学・芸術部門12名、社会科学部門6名、生命科学部門2名、自然科学部門19名、語学部門11名、健康・スポーツ科学部門3名である。全学教育機構の専任の教員の部門配置は、語学部門が比較的が多いが、自然科学部門及び健康・スポーツ科学部門では比較的になく、全学教育機構の業務に必要な教員を併任の教員によって補っている。前年まで懸案事項となっていた生命科学部門の専任教員不在の状態は、平成26年度に専任の教員1名を配属することで改善され、併任教員との2名体制で教育活動に当たっている。

全学教育機構では、各部門には部門長を置き、部門の業務についての責任体制を敷いている。機構ではまた、機構の専任の教員及び併任の教員を構成員とする教員会議を設けて、教員人事、教育課程の編成、教育研究に関する事項を協議しており、機構の業務全般について情報を共有することで、組織的な連携体制を敷いている。

資料3-1-①-1：全学教育機構の教員組織体制（平成27年3月31日現在）

	教員組織状況及び責任体制			配置数	
	部門長	部門員	併任の教員の所属	専任	併任
人文科学・芸術部門	教授（専任）			4	8
		教授（専任）			
		教授（併任）	文化教育学部		
		教授（併任）	文化教育学部		
		教授（併任）	文化教育学部		
		准教授（専任）			
		准教授（専任）			
		准教授（併任）	文化教育学部		
		准教授（併任）	文化教育学部		
		准教授（併任）	文化教育学部		
		准教授（併任）	アドミッションセンター		

社会科学部門	教授（専任）			3	3
		教授（専任）			
		教授（併任）	経済学部		
		教授（併任）	経済学部		
		准教授（併任）	経済学部		
	講師（専任）				
生命科学部門	教授（専任）			1	1
		教授（併任）	医学部		
自然科学部門	教授（専任）			2	17
		教授（併任）	文化教育学部		
		教授（併任）	文化教育学部		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	農学部		
		教授（併任）	農学部		
		教授（併任）	総合情報基盤センター		
		准教授（専任）			
		准教授（併任）	医学部		
		准教授（併任）	農学部		
		准教授（併任）	総合情報基盤センター		
	講師（併任）	工学系研究科			
	講師（併任）	工学系研究科			
語学部門	准教授（専任）			9	2
		教授（併任）	文化教育学部		
		教授（併任）	文化教育学部		
		准教授（専任）			
		准教授（専任）			
		准教授（専任）			
		准教授（専任）			
		准教授（専任）			
		講師（専任）			
		講師（専任）			
		講師（専任）			
健康・スポーツ科学部門	教授（併任）		文化教育学部	1	2
		准教授（併任）	文化教育学部		
		講師（専任）			

合計				20	33
----	--	--	--	----	----

出典 学務部教務課資料

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、全学教育機構組織運営規程に基づき、教員組織として専門分野ごとに6つの部門を設置している。各部門には、全学教育機構の専任の教員及び学部にも所属して全学教育機構の業務にあたる併任の教員を配置している。全学教育機構の専任の教員には専門分野に関して偏りがあるため、併任の教員をもってこれを補い、機構の運営を十全に行うための教員組織を編成している。各部門には、部門の業務に責任をもつ部門長を置き、部門の業務に対する責任体制を敷いている。

以上のことから全学教育機構では、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織の編制がなされていると判断できる。

観点3-1-② 学士課程教育において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は「佐賀大学全学教育機構組織運営規程」に基づき（参照資料3-1-②-1）、教育組織として教育分野別に組織した15の部会を置いている（資料3-1-②-1）。それぞれの部会には、全学教育機構の専任の教員、併任の教員とともに、協力教員が所属している。専任の教員及び併任の教員は、各部会において、カリキュラムを開発・策定し、カリキュラム実施のために適任の教員の選定を行っている。協力教員は部会の選定を受けて授業を実施する教員であるが、部会が策定する共通シラバスに沿って授業シラバスを作成し、それに沿って授業を行っている。

平成26年度においては、各部会に、機構の専任の教員65名、併任の教員46名、協力教員281名（いずれも延べ数）を配置した（資料3-1-②-2）。各部会は、教育内容の策定、教育課程の編成、授業評価に関する事項等に責任を負っているが、こうした教育組織運営は機構の専任の教員及び併任の教員が担い、なかでも機構の専任の教員が中心的役割を担っている。

全学教育機構では、平成26年度において831の授業科目（クラス）を開講したが、この開講科目のうち477.8科目（57.5%）を本学の専任の教員（教授、准教授、講師及び助教）が担当し、353.2科目を非常勤講師が担当した（資料3-1-②-3）。全学教育機構の開講授業科目は各学部の主要科目には含まれていないため、大学設置基準の第10条に直ちに抵触するものではないが、非常勤講師の担当授業科目（クラス数）が42.5%を占める状況は、「主要授業科目についてはなるべく専任の教授等に担当させる」という条文に照らせば、改善を要するものと認識している。

また全学教育機構は、「佐賀大学全学教育機構規則」に基づき（参照資料3-1-②-2）、各部会の業務に責任を負う部会長を置き、各部会の教育カリキュラム編成・実施についての責任体制を敷いている。

資料 3-1-②-1 部会の設置

<p>全学教育機構組織運営規程</p> <p>(部会)</p> <p>第3条 規則第4条第3項に規定する部会は、次のとおりとする。</p> <p>共通基礎語学部会 共通基礎健康スポーツ部会 共通基礎情報部会 基本教養自然科学と技術部会 基本教養文化部会 基本教養現代社会部会 インターフェース環境部会 インターフェース異文化理解部会 インターフェース生活と科学部会 インターフェース医療・福祉と社会部会 インターフェース地域・佐賀学部会 初年次教育部会 共通専門基礎教育部会 留学教育部会 日本語教育部会</p> <p>2 前項の部会は、機構の専任の教員、併任の教員、特任教員及び協力教員をもって構成し、各部会への教員の所属については、担当する授業科目等に応じて、運営委員会の議を経て、機構長が定める。</p> <p>3 部会は、次に掲げる業務を行なう。</p> <p>(1) 教育内容の策定に関する事項 (2) 教育課程の編成に関する事項 (3) 授業評価に関する事項 (4) その他各部会の運営に関する事項</p>
--

出典 佐賀大学規程集 <<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>>

資料 3-1-②-2 全学教育機構部会の構成 (平成 26 年度)

(単位：人)

部会名	区分	専任の教員	併任の教員	協力教員	合計
共通基礎語学部会	部会長	1			26
	部会員	9	2	14	
共通基礎健康スポーツ部会	部会長		1		10
	部会員	1	1	7	
共通基礎情報部会	部会長		1		28
	部会員	1	3	23	
基本教養自然科学と技術部会	部会長		1		59
	部会員	6	11	41	

基本教養文化部会	部会長	1			35
	部会員	10	3	21	
基本教養現代社会部会	部会長		1		37
	部会員	6	4	26	
インターフェース環境部会	部会長	1			39
	部会員	1	3	34	
インターフェース異文化理解部会	部会長	1			38
	部会員	10	3	24	
インターフェース生活と科学部会	部会長		1		57
	部会員	2	4	50	
インターフェース医療・福祉と社会部会	部会長		1		18
	部会員	1	0	16	
インターフェース地域・佐賀学部会	部会長		1		17
	部会員	3	0	13	
初年次教育部会	部会長	1			6
	部会員	0	1	4	
共通専門基礎教育部会	部会長		1		11
	部会員		2	8	
留学教育部会	部会長		1		6
	部会員	5			
日本語教育部会	部会長	1			5
	部会員	4			
合計		65	46	281	392

教員は複数の部会で授業を担当することがあるため、合計の教員数は延べ数である。

出典 学務部教務課資料

資料 3-1-②-3 全学教育機構授業科目の開講授業科目担当状況（平成 26 年度）

	開講科目数	授業科目担当状況		
		専任の教員	非常勤講師	専任の比率
大学入門科目	62	62	0	100.0
共通基礎科目	334	112	222	33.5
外国語科目				
英語	182	94	88	51.6
ドイツ語	36	4	32	11.1
フランス語	30	2	28	6.6
中国語	50	4	46	8.9
朝鮮語	24	4	20	16.6
日本語	12	4	8	33.3
健康・スポーツ科目	72	19	53	26.4
健康スポーツ科学	12	5	7	41.7

スポーツ実習	60	14	46	23.3
情報リテラシー科目	30	30	0	100.0
情報基礎概論	12	12	0	100.0
情報基礎演習	18	18	0	100.0
教養養育運営機構科目	46	46	0	100.0
基本教養科目	117	100.6	16.4	97.6
自然科学と技術の分野	42	41	1	100.0
文化の分野	37	30	7	100.0
現代社会の分野	38	29.6	8.4	97.6
インターフェース科目	69	60.2	8.8	87.2
共通専門基礎科目・特定の教育プログラム	15	15	0	100.0
外国人留学生プログラム科目	86	33	53	38.4
合計	831	477.8	353.2	21.4

注：専任の教員は、本学の専任の教員（教授、准教授、講師、助教）を表す。

出典 学務部教務課資料

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 3-1-②-1：佐賀大学全学教育機構組織運営規程

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>〉

参照資料 3-1-②-2：佐賀大学全学教育機構規則

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、教育組織として部会を置き、機構の専任の教員及び併任の教員を配置して教育課程の編成、授業科目の設置及び授業担当教員の選定を組織的に行っている。全学教育機構はまた、各授業科目の授業担当には適任の教員を協力教員に委嘱しており、機構の目的遂行のために必要な教員を質・量ともに確保する仕組みを整えている。全学教育機構はさらに、各部会の業務に責任を負う部会長を置き、各部会の教育カリキュラム編成・実施に係る責任体制を敷いている。

以上のことから全学教育機構では、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断ができる。

観点 3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

全学教育機構では大学院課程を置いていないため、該当しない。

観点 3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活発にするための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の専任の教員の年齢構成は、60代が2名（10%）、50代が8名（40%）、40代7名（35%）、30代3名（15%）である（資料3-1-④-1）。年齢のバランスは必ずしも良くはないが、教育熱心なベテラン教員を多く配置している。

全学教育機構では、教員の採用に当たって、本学の「国立大学法人佐賀大学教員人事の方針」に基づき（参照資料3-1-④-1）、女性教員の積極的な任用を図っており、公募の際には公募要領に本学では男女共同参画宣言を行っている旨を記載している。さらに本学では「三世代サポート型佐大女性研究者支援」を進めており、女性研究者（教員）比率15%以上を目標としている。平成27年3月31日現在の全学教育機構の専任の教員（20名）のうち、女性教員は3人（女性教員比率は15%）であり、目標の水準に達している。また上記の「人事の方針」においては、外国人の任用についても配慮することも定めているが、全学教育機構では、多くの教員採用において和文とともに英文による公募要領も公表して、より広範な人材確保に努めている。平成27年3月31日現在の全学教育機構の専任の教員（20名）のうち、外国人教員は4人（外国人教員比率は20%）である（資料3-1-④-1）。機構では、性別バランスへの配慮を行うとともに、外国人教員の任用への配慮を行っている。

佐賀大学では、「国立大学佐賀大学職員就業規則」（参照資料3-1-④-2）及び「国立大学法人佐賀大学職員の育児・介護休業等に関する規程」（参照資料3-1-④-3）に基づき、職員の出産・育児と教育研究との両立が可能な制度を整えている。

また全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学教育職員就業規則」（参照資料3-1-④-4）に定める職員の研修機会に関する規定に沿って、サバティカル研修及び内地研究員派遣の制度を設けている。サバティカル研修制度については、「国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程」（参照資料3-1-④-5）に基づき、「佐賀大学全学教育機構サバティカル研修取得候補者選考要領」（資料3-1-④-2）を定め、平成26年度には、1人がサバティカル研修制度を利用し、また、平成27年度に研修を行う候補者の決定を行った。また内地研究員派遣については、「佐賀大学内地研究員派遣規程」（参照資料3-1-④-6）に基づき「佐賀大学全学教育機構内地研究員派遣候補者選考要領」（資料3-1-④-3）を定めて申請者を募ったが、平成26年度の申請者はいなかった。

さらに機構では、「国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程」（参照資料3-2-①-7）に基づき個々の教員の人事評価を行い、実績を上げた大学教員に対して昇給や賞与における優遇措置を講じることで、大学教員個々の志気の高揚を図り教員組織の活動を活発化させている。

資料3-1-④-1 全学教育機構の専任の教員の属性

(27年3月31日現在)

専任の教員	年齢		性別	外国人教員
1	60～	2名 10%	男性	
2	60～		男性	
3	50～59	8名 40%	男性	○
4	50～59		男性	
5	50～59		男性	
6	50～59		男性	
7	50～59		男性	○
8	50～59		女性	

9	50～59		男性	
10	50～59		男性	○
11	40～49	7名 35%	女性	○
12	40～49		女性	
13	40～49		男性	
14	40～49		男性	
15	40～49		男性	
16	40～49		男性	
17	40～49		男性	
18	30～39	3名 15%	男性	
19	30～39		男性	
20	30～39		男性	
	合計 20名	100%	女性教員比率 15%	外国人教員比率 20%

出典 学務部教務課資料

資料 3-1-④-5 サバティカル研修取得候補者選考要領

佐賀大学全学教育機構サバティカル研修取得候補者選考要領

(平成25年12月20日制定)

(趣旨)

第1条佐賀大学全学教育機構（以下「全学教育機構」という。）における国立大学法人佐賀大学サバティカル研修取得候補者（以下「候補者」という。）の選考については、「国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程」（平成19年11月12日制定）に定めるもののほか、この要領により行う。

(選考委員会)

第2条全学教育機構に、前条の選考を行うため、サバティカル研修取得候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(候補者の推薦人数)

第3条候補者として全学教育機構から推薦する者は、各年度1人とする。

(応募)

第4条サバティカル研修取得を希望する者は、当該研修実施年度の前年度11月末日までに、所定の様式により、学務部教務課に応募書類を提出しなければならない。

(応募資格)

第5条サバティカル研修を取得することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学教員としての在職期間が継続して7年以上の者（選考年度の4月1日を基準日とする。）
- (2) サバティカル研修の期間終了後、定年退職までの期間が3年未満とならない者
- (3) サバティカル研修の期間終了後、本学における教育研究の発展に貢献する意志がある者
- (4) 前回のサバティカル研修の期間終了後、7年を経過している者（選考年度の4月1日を基準日とする。）

2 大学改革推進等補助金「大学教育の国際化推進プログラム」により派遣された者及び内地研究員（本学の内地研究員制度による派遣者）は、サバティカル研修を取得したものとする。

(候補者の選考)

第6条委員会が候補者の選考を行うに際しては、全学教育機構教員会議の意見を聴取するものとする。

(候補者選考の順延)

第7条第1位順位の候補者として選考を受け当該年度の研修を辞退した者で、辞退の事由が教育又は大学・学部等の管理運営上支障があるものと委員会が判断した場合には、委員会は、2年を限度として、候補者としての選考を次年度以降に順延することができる。ただし、第2位順位以下の候補者についてはこの限りではない。

2前項に規定する候補者としての選考を順延した者が、支障となる事由が解消した旨を委員会に申し出た場合には、委員会は、当該の者を第1位順位の候補者として選考するものとする。

(候補者の決定)

第8条委員会は、選考の結果を、順位を付して全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮るものとする。

2運営委員会は、委員会の選考結果に基づき、候補者及び補欠の候補者を決定する。

(雑則)

第9条本要領に定めるもののほか、サバティカル研修取得候補者の選考に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、全学教育機構長が定める。

附則

1この要領は、平成25年12月20日から実施する。

2平成26年度にサバティカル研修取得を希望する者については、第4条の規定にかかわらず、平成26年1月末日までに、所定の様式により、学務部教務課に応募書類を提出しなければならない。

出典 学務部教務課資料

資料 3-1-④-3 内地研究員派遣候補者選考要領

佐賀大学全学教育機構内地研究員派遣候補者選考要領

(平成25年12月20日制定)

(趣旨)

第1条佐賀大学全学教育機構（以下「全学教育機構」という。）における国立大学法人佐賀大学内地研究員派遣候補者（以下「候補者」という。）の選考については、「佐賀大学内地研究員派遣規程」（平成16年4月1日制定）に定めるもののほか、この要領により行う。

(選考委員会)

第2条全学教育機構に前条の選考を行うため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(候補者の推薦人数)

第3条候補者として全学教育機構から推薦する者は、各年度1人とする。

(応募)

第4条内地研究員派遣の応募を希望する者は、当該内地研究実施年度の前年度11月末日までに、所定の様式により、学務部教務課に応募書類を提出しなければならない。

(応募資格)

第5条次に掲げる者は、佐賀大学内地研究員の応募資格がないものとする。

(1) 本学着任1年未満の者（選考年度の4月1日を基準日とする。）

(2) 既に大学改革推進等補助金「大学教育の国際化推進プログラム」により派遣された者（旧在外研究員として派遣された者を含む。）

(3) 既に文部科学省又は佐賀大学内地研究員として派遣された者

(候補者の選考)

第6条委員会が候補者の選考を行うに際しては、全学教育機構教員会議の意見を聴取するものとする。

(候補者の決定)

第7条委員会は、候補者を選考し、補欠候補者を含め順位を付して全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮るものとする。

2 運営委員会は、委員会の選考結果に基づき、候補者及び補欠候補者を決定する。

（雑則）

第8条本要領に定めるもののほか、内地研究員派遣候補者の選考に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、全学教育機構長が定める。

附則

1 この要領は、平成25年12月20日から施行する。

2 平成26年度に内地研究員派遣を希望する者については、第4条の規定にかかわらず、平成26年1月末日までに、所定の様式により、学務部教務課に応募書類を提出しなければならない。

出典 学務部教務課資料

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 3-1-④-1：国立大学佐賀大学教員人事の方針

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/605.html>)

参照資料 3-1-④-2：国立大学法人佐賀大学職員就業規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/549.html>)

参照資料 3-1-④-3：国立大学法人佐賀大学職員の育児・介護休業等に関する規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/565.html>)

参照資料 3-1-④-4：国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/554.html>)

参照資料 3-1-④-5：国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/594.html>)

参照資料 3-1-④-6：佐賀大学内地研究員派遣規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/470.html>)

参照資料 3-1-④-7：国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/401.html>)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、女性教員の任用や外国人教員を含む多様な人材の確保に配慮をしており、機構における女性教員比率は15%に、外国人教員比率は20%となっている。また女性教員の出産・育児に配慮し、出産・育児と教育研究との両立が可能な制度を整えている。さらに全学教育機構では、サバティカル研修制度及び国内研究員派遣制度を整備し、職員の研修機会の確保に努めている。さらに機構では、人事評価によって教員個々の志気の高揚を図っている。

以上のことから、全学教育機構では、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断しうる。

3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。

観点3-2-① 教員の採用基準や昇格の基準等が明確に定められ、適切に運用されているか。特に、学士課程教育においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学教員選考規則」（参照資料3-2-①-1）に依るほか、「佐賀大学全学教育機構教員選考規程」（参照資料3-2-①-2）に基づいて教員候補者の選考を行っている。教員候補者の選考は、全学教育機構企画委員会（別添資料3-2-①-1）で立案した人事計画を全学教育機構運営委員会において審議し、教員候補者の公募及び選考は運営委員会が本学の教員の中から指名した委員による選考委員会において行っている。選考委員会は、教授、准教授、講師等の資格を定めた「国立大学法人佐賀大学教員選考規則」に基づき、履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、国際貢献、教育・研究に対する今後の展望などを、多面的かつ総合的に評価して教員候補者の調査・選定を行っているが、全学教育機構ではことに教育能力を重視し、面接、模擬授業、講義記録（ティーチング・ポートフォリオを含む）により、教育能力を具体的に評価している（資料3-2-①-1）。

平成26年度においては語学部門に関して教員候補者の選考を行ったが、応募者にティーチング・ポートフォリオなどの講義記録の提出を求めて教育能力を測り、また選考の最終段階において、模擬授業などによって教育上の指導能力を確認した（資料3-2-①-2）。

資料3-2-①-1 教員候補者の選定における教育能力の評価

佐賀大学全学教育機構教員選考規程

（教員候補者の選定）

第9条 選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考規則（平成16年4月1日制定）に基づき、履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、国際貢献、教育・研究に対する今後の展望等を多面的かつ総合的に評価するとともに、面接、模擬授業、講義録等（ティーチング・ポートフォリオを含む。）により、教育の能力を具体的に評価することにより、各教員候補者について調査選定の上、順位を付して、調査内容及び選定経過とともに運営委員会に報告しなければならない。

出典 佐賀大学規程集 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/779.html>)

資料3-2-①-2 教員候補者選考における教育上の指導力に関する評価の実施状況(平成26年度)

語学部門

平成27年2月2日及び2月12日、2名の教員候補者に対し、面接及び教養英語の（開始20分前に授業のテーマを与え準備させた。）模擬授業を実施した。本模擬授業は、全学教育機構運営委員会委員に公開された。

出典 学務部教務課資料

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 3-2-①-1：国立大学法人佐賀大学教員選考規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/606.html>)

参照資料 3-2-①-2：佐賀大学全学教育機構教員選考規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/779.html>)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、本学の教員選考規則及び機構の教員選考規程に基づき、教員候補者の選考を実施している。また、選考に当たっては、ティーチング・ポートフォリオの提出や模擬授業の実施を求め、教育上の指導能力に重きを置いた評価を行っている。

以上のことから、全学教育機構においては、採用基準が明確に定められ、適切に運用されているとともに、教育上の指導能力の評価が適切に行われていると判断できる。

観点 3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」（参照資料 3-2-②-1）及び「国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準」（参照資料 3-2-②-2）に依るほか、「佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準」（別添資料 3-2-②-1）に基づき、機構の専任の教員を対象とした「職員個人の活動状況についての自己点検・評価」（以下、「個人評価」という。）を実施している。個人評価では、各教員は、年度の始めに「個人目標申告書」を提出し、これに基づいて行った教育研究活動を、次年度の始めに各教員が作成する「活動実績報告書」及び「自己点検・評価書」において点検・評価している。

全学教育機構では、個人評価の評価領域として、「教育に関する領域」「研究に関する領域」「国際交流・社会貢献に関する領域」「組織運営に関する領域」に加えて、「機構の業務に関する領域」を設定している（資料 3-2-②-1）。全学教育機構は、本学の他の部局と異なり、本学の共通教育とともに国際教育及び教育支援を担うため、機構の専任の教員は、教育研究だけでなく、留学生の受入・派遣や高等教育開発、情報通信技術活用教育支援などの業務を遂行している。個人評価における「機構の業務に関する領域」は、こうした機構独自の業務領域について点検・評価するためのものである。

各教員が提出した「活動実績報告書」及び「自己点検・評価書」は、全学教育機構の個人評価組織において集計・分析して「教員個人評価報告書」にまとめている。また、個人評価において把握した各教員の活動状況は、各教員の適切な業務分担や、サバティカル研修候補者及び内地研究員派遣候補者の選定の参考にしている。

平成 26 年度の個人評価については、各専任の教員が、佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準に従って点検・評価を行い、平成 27 年 6 月末に「活動実績報告書」及び「自己点検・評価書」を提出した。これらに基づいて、機構長は本学及び機構の目標達成という観点から審査を行い、平成 27 年 11 月末に、審査結果を各教員に「個人評価結果」として通

知するとともに、「平成 26 年度教員個人評価報告書」（別添資料 3-2-②-2）を取りまとめた。

資料 3-2-②-1 佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準

佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準

（点検・評価項目及び評価基準等）

第 3 点検・評価は次の各号に示す領域ごとに、個人の活動実績と改善に向けた取組について行う。

- (1) 教育に関する領域
- (2) 研究に関する領域
- (3) 国際交流・社会貢献に関する領域
- (4) 組織運営に関する領域
- (5) 機構の業務に関する領域

2 各領域の点検・評価項目は第 4 の 2 号に定める活動実績報告書によるものとする。

3 各教員は、個性を生かす評価を行うため、自己の職種、職務、能力、関心等を勘案して各評価領域における達成目標ならびに活動ウエイト「重み」配分を予め設定して申告する。

4 達成目標並びに重み配分の設定は、機構において各教員に与えられた職務に応じて各教員が行う。

出典 学務部教務課資料

〈根拠となる資料・データ等〉

参照資料 3-2-②-1：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/397.html>)

参照資料 3-2-②-2：国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/397.html>)

別添資料 3-2-②-1：佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準

別添資料 3-2-②-2：平成 26 年度全学教育機構教員個人評価報告書

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、「教育」「研究」「国際交流・社会貢献」「組織運営」「機構の業務」について、教員の教育及び研究等の活動に関する評価が行われており、評価の結果が業務の配分や処遇等の参考として活用されている。

以上のことより、全学教育機構では、教員の教育及び研究活動等に関する評価が行われており、またその結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていると判断できる。

3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

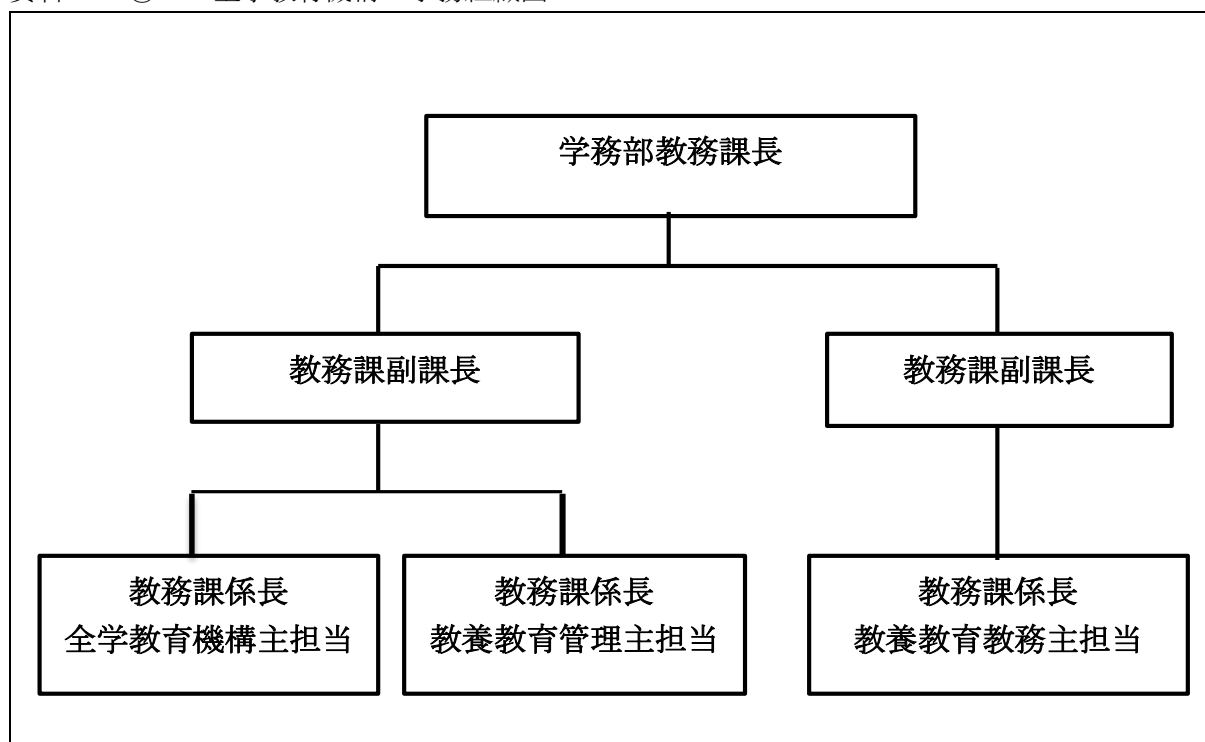
観点 3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の事務は、「国立大学法人佐賀大学事務組織規則」（参照資料 3-3-①-1）における事務組織及び事務分掌の規定に基づき学務部教務課が担当し、全学教育機構の教育活動を展開するための事務職員として、副課長 1 名、係長 1 名、事務補佐員 3 名を配置している。副課長は機構の事務全般について教務課長を補佐するとともに、係長は、全学教育機構主担当として、事務を分掌している。また、全学教育機構の教務に関する事務については、本学の教務事項について教務課長を補佐する教務課副課長 1 名と教養教育教務主担当の係長 1 名、教養教育管理主担当の係長 1 名、主任 2 名及び事務補佐員 2 名を配置している。（資料 3-3-①-1）

ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）については、「国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施規程」（参照資料 3-3-①-2）に基づいて配置し、教育補助に積極的に活用している（資料 3-3-①-2a、2b）。平成 26 年度の TA 活用時間は全学教育機構開講科目においては 2,614.5 時間に、教養教育運営機構開講科目では 145.5 時間に上り、主に、健康・スポーツ科目、情報リテラシー科目、それにインターフェース科目において TA を任用している。

資料 3-3-①-1 全学教育機構の事務組織図



出典 学務部教務課資料

資料 3-3-①-2a 全学教育機構開講科目における TA の活用状況(平成26年度)

科目	授業科目	活用時間数
大学入門科目	大学入門科目Ⅱ	258
外国語科目	英語 A	69
	英語D	69.5

健康・スポーツ科目	スポーツ実習Ⅰ	180
	スポーツ実習Ⅱ	262.5
情報リテラシー科目	情報基礎概論	163.5
	情報基礎演習Ⅰ	577.5
	情報基礎演習Ⅱ	195
基礎教養科目(自然科学)	実験化学Ⅰ	45
	実験化学Ⅱ	45
	資源循環論Ⅰ	45
	資源循環論Ⅱ	45
	地域の環境～森・川・海を繋ぐ環境と暮らし～	12.5
	わかりやすい機構学	31
	セラミックスの不思議	9.5
	21世紀のエネルギーと環境問題	5.5
	くらしの中の生命科学	11
基礎教養科目(文化)	芸術論(有田焼入門)	25
	映像制作入門	12
	シルクロード入門	20
	コミュニケーション論	21.5
	映画製作	5
	考古学(吉野ヶ里学)	5.5
	日本史(佐賀の歴史)	25.5
基礎教養科目(現代社会)	経営学	21
	教育学(教員のための環境教育)	5
	インストラクショナル・デザイン	24
インターフェイス	地域環境の保全と市民社会Ⅰ	12.5
	環境教育Ⅱ	90
	アジアの理解Ⅰ	22.5
	異文化交流Ⅱ	2
	アントレプレナーシップⅠ	22.5
	アントレプレナーシップⅡ	36.5
	リサーチリテラシーⅡ(やさしい統計計算)	22.5
	情報技術者キャリアデザインⅠ	40.5
	子どもの発達支援(本庄)	80
	障がい者就労支援(本庄)	96.5
合計		2614.5

出典 学務部教務課資料

資料 3-3-①-2b 教養教育運営機構開講科目における TA の活用状況(平成26年度)

科目	授業科目	活用時間数
共通専門教育科目	学内活動実習Ⅲ	45

主題科目	たのしい実験化学Ⅰ	40.5
	主題科目 生活と芸術(ヨーロッパ社会と音楽)	21
	たのしい実験化学Ⅱ	39
合計		145.5

出典 学務部教務課資料

【参照資料】

〈根拠となる資料・データ等〉

参照資料 3-3-①-1：国立大学法人佐賀大学事務組織規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/419.html>)

参照資料 3-3-①-2：国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/612.html>)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教養教育活動を展開するための事務職員として、副課長2名、係長3名、主任2名、事務補佐員を5名配置して教養教育実施担当の職員による支援体制を敷いている。またTAの活用についても、情報リテラシー科目や新しい教育方法を採用しているインターフェース科目等で、積極的に進めている。

以上のことより、全学教育機構では、教育活動を展開するために必要な事務職員が適切に配置され、またTA等の教育補助者の活用が図られていると判断しうる。

【付論】教育支援組織の活動

(1) 全学教育機構における教育支援組織

全学教育機構は、「本学の学士課程の質保証等に資する」ことを目的として、本学の教育に関する研究開発、企画及び支援を行う「高等教育開発室」と、本学の教育における情報通信技術活用支援を総合的に行う「情報通信技術活用教育支援室」を設けている（資料3-(1)-1）。

資料3-(1)-1 全学教育機構における教育支援組織の位置づけ

佐賀大学全学教育機構規則

(目的)

第2条 機構は、佐賀大学（以下「本学」という。）の目的、使命にのっとり、本学の共通教育（学部が編成する教育課程における教養教育及び分野横断的教育プログラム等の学部に共通する教育をいう。以下同じ。）、国際教育（留学生教育（派遣及び受入れ）の充実及び強化をいう。以下同じ。）及び高等教育開発（本学の教育に関する研究開発、企画及び支援をいう。以下同じ。）並びに本学の教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行うことにより、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資することを目的とする。

業務)

第3条 機構は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 共通教育の企画、立案及び実施に関すること。

- (2) 国際教育の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 高等教育開発に関すること。
- (4) 情報通信技術を活用した教育の支援に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するための必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 機構に次に掲げる組織を置く。

- (1) 教員組織
- (2) 教育組織
- (3) 支援組織

2 前項第1号の教員組織には、専門分野別に組織した部門を置く。

3 第1項第2号の教育組織には、教育分野別に組織した部会を置く。

4 第1項第3号の支援組織には、高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室を置く。

出典 佐賀大学規程集 <<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>>

(2) 高等教育開発室

① 組織及び業務

高等教育開発室は、高等教育開発室長（副機構長兼務）のほか、機構の専任の教員、併任の教員、特任教員、及び協力教員をもって組織し、本学が実施する教育に係る調査及び企画や、本学の職員の能力開発等に関わる事項を業務としている（資料3-（2）-1）。そのため、高等教育開発室は本学の教務事項に関する全学的な協議・調整組織である教育委員会との連携の下に業務を遂行しており、また高等教育開発室の室員には各学部等の教務担当副学長が加わり、各学部との連携のもとに業務を遂行している（資料3-（2）-2）。

資料3-（2）-1 高等教育開発室の組織及び業務

佐賀大学全学教育機構組織運営規程

(高等教育開発室)

第4条 規則第4条第4項に規定する高等教育開発室は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 高等教育開発室長
- (2) 専任の教員
- (3) 併任の教員
- (4) 特任教員
- (5) 協力教員

2 前項第2号から第5号までの各教員は、同項第1号の高等教育開発室長の推薦に基づき、機構長が指名する。

(高等教育開発室の業務)

第5条 高等教育開発室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学が実施する教育に係る調査及び企画に関する事項
- (2) 本学の職員の能力開発に関する事項
- (3) その他機構長が指示する業務に関する事項

2 前項の業務は、他大学等と共同して実施することを妨げない。

- 3 高等教育開発室が、本学の教育に関し学内で提言する場合は、機構長を通じて行うものとする。ただし、教員が高等教育に関する研究成果として公表するものは、この限りでない。
- 4 高等教育開発室長は、高等教育開発室に所属する教員の業務分担等を定める。

出典 佐賀大学規程集<<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>>

資料 3- (2) -2 高等教育開発室の室員 (平成 26 年度)

役職	専任・併任	職位	所属部局	備考
室長	併任の教員	教授	工学系研究科	副機構長
室員	専任の教員	教授		
室員	専任の教員	教授		
室員	専任の教員	准教授		
室員	専任の教員	講師		
室員	併任の教員	教授	文化教育学部	
室員	併任の教員	教授	経済学部	
室員	併任の教員	教授	医学部	
室員	併任の教員	教授	工学系研究科	
室員	併任の教員	教授	農学部	
室員	併任の教員	教授	工学系研究科	
室員	併任の教員	准教授	アドミッションセンター	
室員	併任の教員	教授	文化教育学部	

出典 学務部教務課資料

② 平成 26 年度における活動状況

高等教育開発室では、平成 26 年度に、以下のような活動を行った。

- FD・SDセミナーの開催
 - 第 28 回：平成 26 年 5 月 27 日（参加者 16 名）
「アメリカの大学との協同作業による発信型海外研修プログラムの構築」
「社会人基礎力育成を目的とした学生の主体的活動の支援」
 - 第 29 回：平成 26 年 7 月 2 日（参加者 16 名）
「授業内独自のアンケートの実施と分析」
「同窓生の学業生活と職業」
 - 第 30 回：平成 26 年 12 月 9 日（参加者 22 名）
「アクティブ・ラーニングの実践と方法～実践事例の紹介と体験～」
- スキルアップ・セミナーの開催
 - 第 8 回：平成 27 年 3 月 31 日（参加者 2 名）
「使ってみようクリッカー」
- 簡易版ティーチング・ポートフォリオ作成ミニワークの開催
 - 本庄キャンパス計 9 回
第 14 回：2014 年 6 月 24 日、第 15 回：2014 年 7 月 23 日、第 16 回：2014 年 9 月 29 日、第 17 回：2014 年 10 月 29 日、第 18 回：2014 年 11 月 20 日、第 19 回：2014 年 12 月 26 日、第 20 回：2015 年 1 月 26 日、第 21 回：2015 年 2 月 17 日、第 22 回：2015 年 3 月 20 日

- 鍋島キャンパス計 4 回
 - 第 4 回：2014 年 6 月 25 日、第 5 回：2014 年 7 月 27 日、第 6 回：2014 年 11 月 17 日、第 7 回：2015 年 1 月 29 日
- 標準版ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップの開催
 - 第 11 回：2014 年 9 月 6～8 日（メンティー7 名、メンター3 名）、サンライフホテル、福岡市
 - 第 12 回：2015 年 3 月 8～10 日（メンティー8 名、メンター5 名）、FIT セミナーハウス、由布院
- ポートフォリオ学習支援統合システムの利用状況のとりまとめ
- ポートフォリオ学習支援統合システムの改修
 - 主な改修は、(1)学習成果の総合的な判定のために学士力別達成度の一覧出力機能を追加、(2)入力率向上のために前学期分を遡って該当学期分として記入可能とする改修、(3)大学院研究指導報告書の次期目標入力機能の改善、(4)マトリクス管理機能の強化など。
- 全学的なシラバス点検のとりまとめ及びシラバス作成の手引き案の作成
- 共通アンケートの質問項目案の作成
- 教育功績等表彰者座談会の実施および報告書作成

(2) 情報通信技術活用教育支援室

① 組織及び業務

情報通信技術活用教育支援室は、室長のほか、機構の専任の教員、併任の教員、特任教員、協力教員、及びその他必要な職員をもって組織し、情報通信技術を活用した教育に係る調査及び企画、情報通信技術を活用した教育のための施設整備、情報通信技術を活用した授業の支援等に関わる事項を業務としている（資料 3- (3) -1）。そのため、情報通信技術活用教育支援室は本学における学術情報を支える基幹情報システムの統括や本学の共通的情報基盤の整備推進等を目的とする総合情報基盤センターや、本学の遠隔授業に関する教材の開発支援その他の教育支援を目的とする e-ラーニングスタジオとの連携の下に業務を遂行している（資料 3- (3) -2）。

資料 3- (2) -1 情報通信技術活用教育支援室の組織及び業務

佐賀大学全学教育機構組織運営規程

(情報通信技術活用教育支援室)

第 6 条 規則第 4 条第 4 項に規定する情報通信技術活用教育支援室は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 情報通信技術活用教育支援室長
- (2) 専任の教員
- (3) 併任の教員
- (4) 特任教員
- (5) 協力教員
- (6) その他必要な職員

2 前項第 2 号から第 5 号までの各教員及び第 6 号の職員は、同項第 1 号の情報通信技術活用教育支援室長の推薦に基づき、機構長が指名する。

(情報通信技術活用教育支援室の業務)

第7条 情報通信技術活用教育支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報通信技術を活用した教育に係る調査及び企画に関する事項
- (2) 情報通信技術を活用した教育のための施設の整備に関する事項
- (3) 情報通信技術を活用した授業の支援に関する事項
- (4) その他機構長が指示する業務に関する事項

2 前項の業務は、特別の課程、公開講座、教員免許状更新講習及びその他本学の学生以外の者を対象とする教育活動の支援及び社会貢献のための業務を含むものとする。

3 情報通信技術活用教育支援室長は、情報通信技術活用教育支援室に所属する職員の業務分担等を定める。

出典 佐賀大学規程集< <https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>>

資料3- (3) -2 情報技術活用教育支援室の室員 (平成26年度)

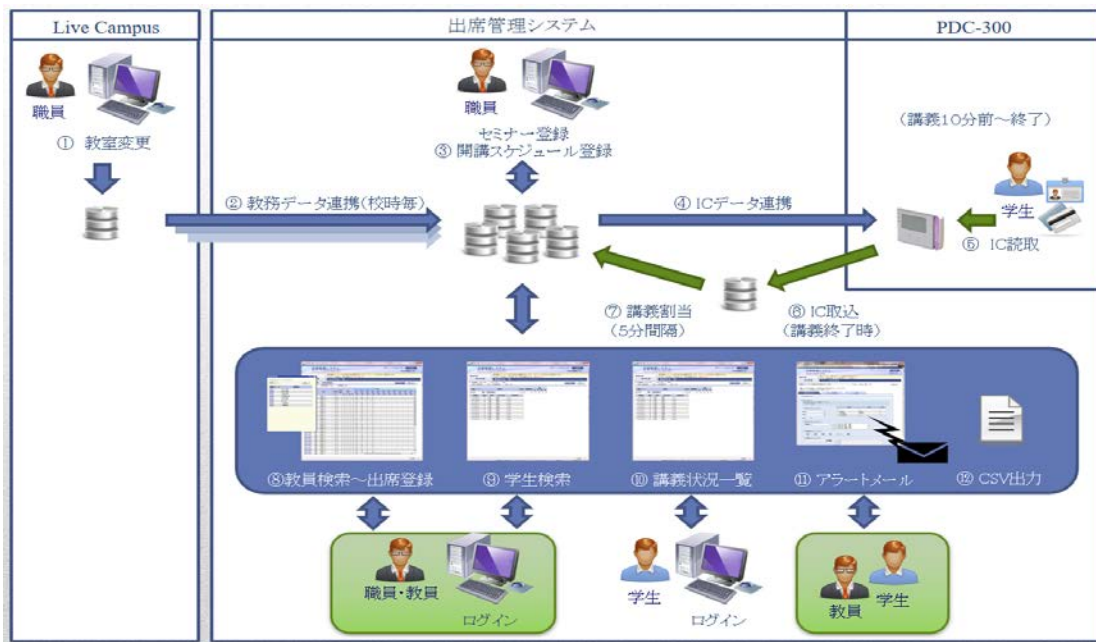
役職	専任・併任	職位	所属部局	備考
室長	併任の教員	教授	総合情報基盤センター	
室員	専任の教員	教授		
室員	専任の教員	教授		
室員	併任の教員	教授	文化教育学部	
室員	併任の教員	准教授	医学部	
室員	併任の教員	准教授	総合情報基盤センター	

出典 学務部教務課資料

③ 平成26年度の活動状況

平成26年度においては、平成25年度稼働を開始した全学共有自学自習システム（出席管理システムおよび講義収録配信システム）（資料3- (3) -3）を平成26年度前学期から試験運用し、平成26年度後学期より本運用を開始した。平成26年度後学期において、出席管理システムは526科目での出席情報を収集した。講義収録配信システムでは、169科目4,247回の視聴が行われた。また、出席管理システムにより得られる学生証を教室設置読取機にかざした記録から、必修科目（英語）における欠席数を算出し、学生生活課に提供した。

資料 3- (3) -3 全学共有自学自習システム



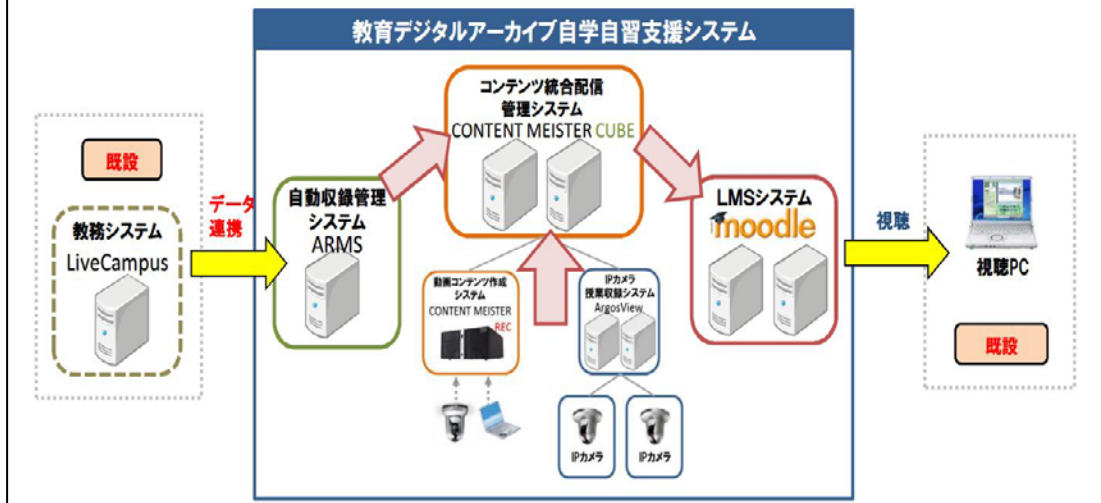
システム概要

本システムは、

- 教務システム(Live Campus)とデータ連携して、対象科目の自動収録を実現する『自動収録管理システム』
 - 自動収録した映像コンテンツをライブラリー化して、配信管理を行なう『コンテンツ統合配信管理システム』
 - 映像コンテンツの視聴と、管理画面へのリンクを行なう『LMSシステム(moodle)』
- から構成されます。

収録デバイスとしてIPカメラを活用することで、多教室での基礎教育科目の全コマ収録を実現しております。Live Campusとのデータ連携により、ポータルシステムで行われた休講・補講などの講義日変更や講義室変更に従います。

利用者は、『LMSシステム(moodle)』にログインするだけで、映像コンテンツ視聴が可能です。



出典 全学教育機構情報通信技術活用教育支援室資料

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 全学教育機構は、教員候補者の選考に当たっては、ティーチング・ポートフォリオの提出を求め、教育上の指導能力に重きを置いた評価を行っている。
- 全学教育機構は、T Aを、新しい授業方法の試みであるインターフェース科目等に積極的に活用している。

【改善を要する点】

- 非常勤講師の担当授業科目(クラス数)が42.5%を占める状況は、「主要授業科目についてはなるべく専任の教授等に担当させる」という条文に照らせば、改善を要する。

(3) 基準3の自己評価の概要

全学教育機構は、教員組織として6つの部門を設け各部門には専任の教員及び併任の教員を配置しており、専任の教員の専門分野の偏りを併任の教員をもってこれを補う教員組織編成を行っている。全学教育機構にはまた、教育組織として部会を置き、専任の教員及び併任の教員を配置して教育内容の策定、教育課程の編成、授業評価等を組織的に行っているが、教育プログラムの実施には適任の教員を協力教員として委嘱しており、機構の目的遂行のために必要な教員を質・量ともに確保する仕組みを整えている。

全学教育機構では、女性教員の任用や外国人教員を含む多様な人材の確保に配慮をするとともに、サバティカル研修制度及び国内研究員派遣制度を整備し、職員の研修機会の確保に努めている。さらに全学教育機構では、「教育」「研究」「国際交流・社会貢献」「組織運営」「機構の業務」について、教員の教育及び研究等の活動に関する評価を行っており、評価の結果を業務の配分や研究面での処遇等の参考として活用している。

全学教育機構ではまた、教育活動を展開するために事務職員を適切に配置するとともに、新しい教育方法を採用しているインターフェース科目等で、T Aを積極的に活用している。

基準4 学生の受入

全学教育機構は学生定員を持たないため、該当しない。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

5-1 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

観点5-1-① 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

全学教育機構は、本学の学士課程教育の質保証等に資するという目的をもって、各学部の学士課程教育における共通教育を実施している。本学の学士課程教育は「佐賀大学学士力」(資料5-1-①-1)に沿って実施されているが、機構は各学部との協議に基づき、「佐賀大学学士力」に沿って「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」を策定し、教育カリキュラム編成及び実施方法に関する基本的な考えを定めている(資料5-1-①-2)。

資料5-1-①-1 佐賀大学学士力

佐賀大学では、基礎的及び専門的な知識と技能に基づいて課題を発見し解決する能力を培い、個人として生涯にわたって成長し、社会の持続的発展を支える人材を養成する。そのために、佐賀大学の学士力を次のとおり位置づける。

1. 基礎的な知識と技能

(1) 文化と自然

世界を認識するための幅広い知識を有機的に関連づけて修得し、文化（芸術及びスポーツを含む）的素養を身につけている。

(2) 現代社会と生活

健全な社会や健康な生活に関する種々の知識を修得し、生活の質の向上に役立てることができる。

(3) 言語・情報・科学リテラシー

① 日本語による文書と会話で他者の意思を的確に理解できるとともに、自らの意思を表現し他者の理解を得ることができる。英語を用いて、専門分野の知識を修得でき、自己の考えを発信できる。初修外国語を用いて、簡単な会話ができ平易な文章を読み書きできる。

② 情報を収集し、その適正を判断でき、適切に活用・管理できる。

③ 科学的素養を有し、合理的及び論理的な判断ができる。

(4) 専門分野の基礎的な知識と技法

専門分野において、基本概念や原理を理解して説明でき、一般的に用いられている重要な技法に習熟している。

2. 課題発見・解決能力

(1) 現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力

現代社会における諸問題を多面的に考察し、その解決に役立つ情報を収集し分析できる。

(2) プロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力

専門分野の課題を発見し、その解決に向けて専門分野の基礎的な知識と技法を応用することができる。

(3) 課題解決につながる協調性と指導力

課題解決のために、他者と協調・協働して行動でき、また、他者に方向性を示すことができる。

3. 個人と社会の持続的発展を支える力

(1) 多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力

文化や伝統などの違いを踏まえて、平和な社会の実現のために他者の立場で物事を考えることができる。また、自然環境や社会的弱者に配慮することができる。

(2) 持続的な学習力と社会への参画力

様々な問題に積極的に関心を持ち、自主的・自律的に学習を続けることができる。自己の生き方を考察し、主体的に社会的役割を選択・決定し、生涯にわたり自己を活かす意欲がある。

(3) 高い倫理観と社会的責任感

高い倫理観を身につけ社会生活で守るべき規範を遵守し、自己の能力を社会の健全な発展に寄与する姿勢を身に付けている。

出典 佐賀大学ウェブサイト<<http://www.saga-u.ac.jp/koho/2010gakushiryoku.html>>

資料 5-1-①-2 教養教育についての教育課程編成・実施の方針

教養教育についての教育課程編成・実施の方針

1 (基礎的な知識と技能の分野)

① 教養教育において、文化と自然に関する授業科目 (基本教養科目の自然科学と技術の分野、及び文化の分野)、現代社会と生活に関する授業科目 (健康・スポーツ科目、及び基本教養科目の現代社会の分野)、言語・情報・科学リテラシーに関する授業科目 (大学入門科目Ⅱ、外国語科目、情報リテラシー科目、及び基本教養科目の自然科学と技術の分野) を、必修および選択必修として幅広く履修できるように配置する。

② 教養教育における言語・情報・科学リテラシーに関する教育科目は初年次から開講し、基礎的な汎用技能を修得した上で、専門課程における応用へと発展的な学習に繋げる。

2 (課題発見・解決能力の分野)

① 教養教育において、様々な課題を探求し、少人数クラスでの検討を通じて解決の道を探るための授業科目を、初年次の必修として配置する (大学入門科目Ⅰ、Ⅱ)。また、現代的な課題を発見・探求し、問題解決につながる協調性と指導力を身につけさせるための科目を、選択として配置する (インターフェース科目)。

3 (個人と社会の持続的発展を支える力、ないしは、…を担う社会人としての資質の分野)

① 教養教育において、多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力、持続的な学習力と社会への参画力、及び高い倫理観と社会的責任感に関する授業科目を、必修として履修できるように配置する (インターフェース科目)。

出典 佐賀大学ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01a.html>

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、各学部との協議の下に、「佐賀大学学士力」に沿って「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」を定め、学生が修得すべき知識・技能・能力等を、教養教育科目の配置と実施方法とともに、具体的に示している。

以上のことにより全学教育機構は、教養教育についての教育課程編成・実施の方針を明確に定めていると判断しうる。

観点5-1-② 教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の教育カリキュラムは、佐賀大学学士力に沿った「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」に基づき、基礎的知識技能修得のための科目、課題発見・解決能力習得のための科目、それに個人と社会の持続的発展を支える力を修得する科目をもって体系的に構成している（資料5-1-②-1）、各学士課程は、それぞれの学位授与の方針に応じて、これらの科目を卒業に必要な教養教育科目として各学士課程の教育課程編成・実施の方針に織り込んでいる（資料5-2-①-2）。

全学教育機構の教育カリキュラムは、基礎的な知識と技能を修得するための科目として、外国語科目、健康・スポーツ科目、情報リテラシー科目とともに、自然科学と技術・文化・現代社会の三つの分野からなる基本教養科目を配置し、また、課題発見・解決能力を身につける科目としては、大学入門科目と、社会の特定の課題について多面的かつ主体的に学ぶインターフェース科目を、そして個人と社会との持続的発展を支える力を修得する科目として、インターフェース科目を配置している。各科目については「教育目的」「共有の教育目標」「標準的な教育方法」等を示した「共通シラバス」を各部会において組織的に作成し、共通シラバスに基づき各授業科目シラバスを作成している（資料5-1-②-3）。共通シラバスは本学のホームページにおいて公開している（参照資料5-1-②-1）。

全学教育機構では、体系的に構成された教養教育カリキュラムの順次的な履修を保証するために、大学入門科目は1年次に、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報リテラシー科目からなる共通基礎科目は1～2年次に、基本教養科目は1～2年次に、そしてインターフェース科目は、原則として、2年次～4年次に担当している（資料5-1-②-4）。機構は、教養教育科目と「佐賀大学学士力」との対応表及び各学士課程の卒業に必要な教養教育科目とともに、教養教育科目の標準的な履修モデルを「全学教育機構履修の手引き」に掲載して学生に周知を図り、教養教育カリキュラムの体系的・順次的な履修を促している。

平成26年度は対象を2年次にまで広げて、外国語科目は英語A～D、ドイツ語I a～II b、フランス語I a～II b、中国語I a～II b、朝鮮語I a～II b、日本語I及びII、それに留学支援英語カリキュラムのための英語科目を開講し、また健康・スポーツ科目は、健康スポーツ科学、スポーツ実習I及びIIを、情報リテラシー科目は、情報基礎概論、情報基礎演習I及びIIを開講した。また基本教養科目は、自然科学と技術の分野では42科目、45クラスの授業科目を、文化の分野では37科目、44クラスの授業科目を、現代社会の分野では38科目、43クラスの授業科目を開講した。さらに大学入門科目は、大学入門科目I及びIIを開講した。インターフェース科目は、25のイン

ターフェース・プログラムの 69 授業科目を開講した（別添資料 5-1-②-1、参照資料 5-1-②-2）。

なお、全学教育機構では、学生に授業科目の効率的な履修を保证するため、各学部との協議に基づき、必修科目である外国語科目、健康・スポーツ科目、情報リテラシー科目については、学部毎に開講曜日・校時を設定するとともに、基本教養科目及びインターフェース科目については、水曜日及び木曜日の 1 校時・2 校時を全学教育機構専用の開講曜日・校時としている（別添資料 5-1-②-2）。

資料 5-1-②-1 佐賀大学の教養教育課程と佐賀大学学士力

大項目	小項目	教養教育科目													
		大学入門科目		共通基礎科目							基本教養科目		インターフェース科目		
		大学入門科目 I	大学入門科目 II	外国語科目	健康・スポーツ科目	情報リテラシー科目		自然科学と技術の分野	文化の分野	現代社会の分野					
						講義	実習				講義	演習			
		英語	ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語	健康スポーツ科学	スポーツ実習 I	スポーツ実習 II	情報基礎概論	情報基礎演習 I	情報基礎演習 II						
1 基礎的な知識と技能	(1) 文化と自然											○	○		
	(2) 現代社会と生活					○	○	○						○	
	(3) 言語・情報・科学リテラシー		○	○	○				○	○	○	○			
	(4) 専門分野の基礎的な知識と技法														
2 課題発見・解決能力	(1) 現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力	○	○												○
	(2) プロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力														
	(3) 課題解決につながる協調性と指導力	○	○												○
3 個人と社会	(1) 多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力														○

の持続的発展を支える力	(2) 持続的な学習力と社会への参画力																		○
	(3) 高い倫理観と社会的責任感																		

出典 佐賀大学ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_02.html>

資料 5-1-②-2 卒業に必要な教養教育の単位数

学部・学科・課程		教養教育科目													合計	
		大学 入門 科目		共通基礎科目								基本教 養科目		イ ン タ ー フ エ ー ス 科 目		
				外国語科目				健康・ス ポーツ科 目			情報リテラ シー科目					自 然 科 学 と 技 術 の 分 野
		大 学 入 門 科 目 I	大 学 入 門 科 目 II	英 語	ドイツ語 フランス語 中国語 朝鮮語	講 義	実 習	講 義	演 習	健 康 ス ポ ー ツ 科 学	ス ポ ー ツ 実 習 I	ス ポ ー ツ 実 習 II	情 報 基 礎 概 論	情 報 基 礎 演 習 I		
文化 教育 学部	学校教育課程														2	
	国際文化課程	2	2	4		2	1	1	2	1			10		8	33
	人間環境課程	2		2	2	2	1	1	2	1			10		8	31
	美術・工芸課程	2		4		2	1	1	2	1			10		8	31
				2	2											
経済 学部	経済学科	2		4	4	2	1	1	2				12		8	36
	経営学科	2		4	4	2	1	1	2				12		8	36
	経済法学科	2		4	4	2	1	1	2				12		8	36
医学 部	医学科	4		4	2				2	1			12		8	33
	看護学科	2		4	2				2				12		8	30
理工 学部	数理科学科	2	2	4	4	2	1	1					10		8	34
	物理科学科	2	2	4	4	2	1	1					12		8	36
	知能情報システム学科	2	2	4	2	2	1	1	2	1			12		8	37
	機能物質化学科	2	2	4			1	1		1	1		12		8	32
	機械システム工学科	2	2	4	2		1	1		1	1		8		8	30
	電気電子工学科	2	2	4	2	2	1	1	2	1			10		8	35
	都市工学科	2	2	4	2	2	1	1	2	1			8		8	33
農学	応用生物科学科	2		4	4	2	1	1	2	1			12		8	37

部	生物環境科学科	2		4		4	2	1	1	2	1		12	8	37
	生命機能科学科	2		4		4	2	1	1	2	1		12	8	37

備考 文化教育学部美術・工芸課程の外国語科目については、4単位（英語4単位又は英語2単位及びドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語のいずれか2単位）を修得しなければならない。

出典 佐賀大学ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_02.html>

資料 5-1-②-3 全学教育機構共通シラバス（例）

大学入門科目	
教育分野	大学入門科目
教育目的	<p>大学入門科目は、大学入門科目Ⅰと大学入門科目Ⅱから成る。</p> <p>大学入門科目Ⅰは、佐賀大学に入学した学生に、大学における学習への転換を促し、高校から大学への接続を円滑にし、本学の新生として必要とされる知識やスキルを身に付けることを目的とする。</p> <p>大学入門科目Ⅱは、各学部の特性に応じて、論理的な理解、分析、思考及び表現等の能力またはデザイン力を養うことを目的とする。</p>
共通の教育目標	<p>教育目標は、クラス毎に異なるが、以下に標準的な例を挙げる。</p> <p>大学入門科目Ⅰ</p> <p>佐賀大学や学部の歴史や特徴、教養教育の意義、計画的な履修方法、附属図書館の利用方法、情報リテラシー、ラーニングポートフォリオの活用、サークル活動などの正課外活動、学生生活、環境問題への取り組み、国際交流、留学、キャリアガイダンスなどについて議論し、大学生としての学習態度を養う。</p> <p>大学入門科目Ⅱ</p> <p>特定の課題についての調査、分析、デザイン、報告、討論など、各学部で必要とされる基礎的なスキルや問題解決能力を身に付けるとともに、他者とともに共同して目標を達成することを学ぶ。</p>
標準的な教育方法	<p>同じ学科や課程の学生によってクラスを編成し、各専門分野毎の特性に応じて、比較的少人数のクラスで授業を行う。講義だけでなく、討論や演習などを通じて、能動的な学習への転換を促す。</p>
標準的な評価基準	<p>原則として、3分の2以上出席し、口頭発表、レポート、演習その他各クラス毎に定める方法によって成績を評価する。</p>

出典 佐賀大学ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04.html>

資料 5-1-②-4 全学教育機構教養教育課程の標準的な履修モデル

		医学部医学科							
		1年次		2年次		3年次	4年次	5年次	4年次
		前	後	前	後				
大学入門科目		2	2						
外国語科目	英語	1	1	1	1				
	初修外国語	1	1	1	1				

健康・スポーツ科目	スポーツ実習	1	1					
	健康スポーツ科学	2						
情報リテラシー科目	情報基礎演習	1						
	情報基礎概論	2						
基本教養科目		6	4					
インターフェース科目			4	2	2			

出典 佐賀大学ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01d.html>

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 5-1-②-1：全学教育機構共通シラバス (<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabuskyotsu.pdf>)

参照資料 5-1-②-2：平成 26 年度開講科目一覧 (『平成 26 年度全学教育機構履修の手引き』

(http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/tebiki_kyoyo_h26.pdf) 47-62 頁)

別添資料 5-1-②-1：平成 26 年度全学教育機構開講科目一覧

別添資料 5-1-②-2：平成 26 年度全学教育機構授業時間割表

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構の教養教育カリキュラムは、「佐賀大学学士力」に沿った「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」に基づき体系的に編成されており、基礎的な知識と技能、課題発見・解決能力、個人と社会との持続的発展を支える力を担保する科目が配置されている。また、これらの教養教育科目は、各学士課程の学位授与の方針に基づいた教育課程編成・実施の方針に組み込まれている。

以上のことから全学教育機構では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育カリキュラムが体系的に編成されており、その内容、水準は、本学の各学士課程が授与する各学位において適切なものとなっていると判断できる。

観点 5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、卒業後に国際的な活動を行いたいという学生のニーズや国際人の育成という社会のニーズに応じて、学生の英語能力の向上を図るとともに学生に対し英語学習へのインセンティブを与えることを目的として、TOEIC-IP による英語能力検定試験を導入している (資料 5-1-③-1)。本学の学生は全員、1 年次の前学期に英語能力検定試験を受験し、試験結果をもって、1 年次後学期からの英語科目では習熟度別のクラス編成を実施している。また学生は、2 年次後学期 (医学部は 1 年次後学期) に TOEIC-IP による検定試験を再度受験するが、試験の結果は英語の成績評価の一部に組み込んでいる。また、専門分野の知識・技能を海外の大学においても学びたいという学生のニーズに応じて、海外の大学で英語による授業を支障なく受講しうる英語コミュニ

ケーション能力及び異文化理解力を培わせるために、留学支援英語教育カリキュラムを設けている（資料 5-1-③-2）。本カリキュラムの受講生は、高い英語活用能力と留学への強い意欲を有する学生を全学から選抜し、カリキュラムの受講生は、英語ネイティブ教員を中心とした英語による英語科目と基本教養科目及びインターフェース科目を履修している。

また基本教養科目では、高度化された現代社会における市民としての素養を涵養することを目的として、自然科学と技術、文化、現代社会の各分野の学術の発展動向を踏まえて、それぞれの分野の発展史、到達段階、研究手法などを織り込んだリベラルアーツとしての教養教育を教授している。

さらに全学教育機構では、本学のすべての学生に対し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培わせるために、課題発見・解決能力や、共生力、社会参画力、高い倫理観・社会的責任感などを身につけさせるインターフェース科目を開設している。インターフェース科目は、現代社会における諸問題に関する複数のインターフェースプログラムを設定し、学生はいずれかのプログラムを選択して履修している（資料 5-1-③-3）。

加えて本学では、学生の多様なニーズに応えるべく、高度情報化社会のニーズに対応した新しい教育を行う「デジタル表現技術者養成プログラム」、障害を有する方の働く意欲や動機づけを高めキャリアアップや生活の質の向上を支援する「障がい者就労支援コーディネーター養成プログラム」、高い環境スキル・環境マインドに加え高い就業力を持った人材を育成する「環境キャリア教育プログラム」の全学共通の教育プログラム、及び特別の課程として開設している、子どもたちの発達を支援できる知識と実践力を身につける「子どもの発達と支援プログラム」の分野横断的教育プログラムを編成しているが、これらのプログラムは、全学教育機構のインターフェース科目及び基本教養科目などに組み込み、継続して実施している（資料 5-1-③-4）。

本学はまた、放送大学との単位互換協定に基づき、放送大学が開講する授業科目の履修単位を、全学教育機構の基本教養科目として単位認定するための審査制度（単位の認定については、学生が所属する各学部が行う。）を整えている（別添資料 5-1-③-1）。

資料 5-1-③-1 佐賀大学における全学統一英語能力テストの導入

佐賀大学における全学統一英語能力テスト実施要項

平成 25 年 4 月 24 日

副 学 長 制 定

（趣旨）

第 1 この要項は、佐賀大学（以下「本学」という。）における学生の英語力の向上を目的とする全学統一英語能力テスト（以下「英語能力テスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 英語能力テストの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学生に明確な学習目標を与えるとともに、自律的かつ持続的学習を促すこと。
- (2) 学生の入学後の英語力の推移を測定・検証し、本学の英語教育の改善に資するとともに本学全体の学生の英語力の向上を図ること。
- (3) 本学学生の英語力を客観的な指標を用いて測定し、教育の質保証に資すること。
- (4) 英語力を備えた国際的人材の養成という社会及び企業からの要請に応えること。

（活用方法）

第 3 英語能力テストは、次に掲げる事項に活用することができる。

- (1) 習熟度別クラス編成を行うための判定試験

- (2) 授業科目の成績評価への一定割合の反映
- (3) 英語の学修成果の測定
- (4) 外国語能力検定試験の単位認定
- (5) 外国の大学への留学に関する学内選考の基準
- (6) その他活用が適当と認められる事項
- 2 学部・学科等が必要と認めたときは、前項に定める事項以外に英語能力テストの結果を活用することができる。
- 3 第1項各号の事項の具体的活用方法については、別に定める。
- (対象者)
- 第4 英語能力テストの対象者は、平成25年度以降に入学した学部の正規課程の学生（編入学生を除く。以下同じ。）とする。
- (実施時期等)
- 第5 英語能力テストは、1年次生に対しては前学期に実施し、2年次生に対しては後学期に実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する実施時期以外の実施及び他の年次生に対しての実施を認めることができる。
- (実施する英語能力テスト)
- 第6 英語能力テストとして実施する外国語能力検定試験の種類は、TOEIC-IPとする。
- (経費負担)
- 第7 この要項に定める英語能力テスト実施に要する経費については、国立大学法人佐賀大学が負担する。
- (英語能力テストの結果及びデータの取扱い)
- 第8 英語能力テストの結果については、学生本人に通知するとともに、様々な角度からのデータ分析を行い、必要に応じて学内の会議等における共有及び学部・学科等へのデータ提供を行う。
- 2 前項の英語能力テスト結果及びデータの取扱いについて必要な事項は、別に定める。
- (表彰)
- 第9 英語能力テストの結果が優秀な者に対しては、表彰を行うことができる。
- 2 前項の表彰について必要な事項は、別に定める。
- (実施体制等)
- 第10 英語能力テストの実施について必要な事項は、佐賀大学全学教育機構長（以下「全学教育機構長」という。）の下に置かれる佐賀大学全学教育機構英語能力試験実施委員会が検討する。
- 2 学部・学科等は、英語能力テストの実施について協力するものとする。
- (方策の検討・実施)
- 第11 本学、学部・学科等及び佐賀大学全学教育機構は、英語能力テストの結果等を踏まえ、学生の自律的かつ持続的な英語学習を促し、及び英語力を向上させるための方策を検討し、実現可能なものから順次実施しなければならない。
- (雑則)
- 第12 この要項に定めるもののほか、英語能力テストの実施に必要な事項は、全学教育機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月24日から実施し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 第4の規定にかかわらず、平成25年度に実施する英語能力テストについては、学部・学科等と協議の上、平成24年度以前に入学した学部の正規課程の学生についても対象者としてすることができる。

出典 佐賀大学ウェブサイト

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/916.html>)

資料 5-1-③-2 留学支援英語教育カリキュラム

科目区分	対応する授業科目 及び分野	授業科目	単位数
共通基礎科目	英語 A	Intercultural English : Awakenings	1
		Integrated Speaking : Awakenings	1
	英語 B	Intercultural English : Bridging	1
		Integrated Writing : Awakenings	1
	英語 C	Integrated Writing : Bridging	1
		English Test Success : TOEFL I	1
	英語 D	Integrated Speaking : Bridging	1
		English Test Success : TOEFL II	1
基本教養科目	自然科学と技術の分野	Breakthroughs in the Modern Age	2
		The Natural World	2
	文化の分野	Critical Thinking for the Modern Age	2
		Culture Metaphors	2
	現代社会の分野	Citizenship Education	2
インターフェース科目		Intercultural Communication I	2
		Intercultural Communication II	2
		Intercultural Communication III	2
		Intercultural Communication IV	2

出典 学部部教務課資料

資料 5-1-③-3 インターフェースプログラム一覧

コース	インターフェースプログラム	備考
環境	機械工学と環境	
	電気電子工学と環境	
	有明海学	
	地域環境の保全と市民社会	
	環境教育	全学共通の教育プログラム
異文化理解	アジアの理解	
	芸術創造	
	異文化交流	
	Intercultural Communication	
	映像・デジタル表現	全学共通の教育プログラム

生活と科学	現代社会における消費	
	男女共同参画とジェンダー	
	ベンチャー・ビジネス	
	リサーチ・リテラシー	
	食料と生活	
	未来を拓く材料の科学	
	エレクトロニクスと生活	
	情報技術者キャリアデザイン	
医療・福祉と社会	現代社会と医療	
	食と健康	
	子どもの発達支援	特別の課程
	障がい者就労支援	全学共通の教育プログラム
地域・佐賀学	佐賀の歴史文化	
	地域経済と社会	
	地域創成学	

出典 学務部教務課資料

資料 5-1-③-4 全学共通の教育プログラム及び特別の課程プログラム

デジタル表現技術者養成プログラム（全学共通の教育プログラム）			
全学教育機構が開講する授業科目			
科目区分	授業科目名	単位数	必・選
基本教養科目	画像へのアプローチ	2	選択 8 単位以上 修得
	伝統工芸と匠	2	
	映像制作入門	2	
	シルクロード入門	2	
	デジタル表現技法	2	
	教育デジタル表現	2	
	プロデューサー原論	2	
	映画製作	2	
	情報メディアと倫理	2	
	身体表現入門	2	
	授業支援入門	2	
	インストラクショナル・デザイン	2	
インターフェース 科目	映像・デジタル表現Ⅰ	2	必修
	映像・デジタル表現Ⅱ	2	
	映像・デジタル表現Ⅲ	2	
	映像・デジタル表現Ⅳ	2	
学部間共通基礎科目	Web表現	2	
	プログラミング表現	2	
	映像表現	2	
	デジタルメディア・デザイン	2	

障がい者就労支援コーディネーター養成プログラム（全学共通の教育プログラム）			
区分	授業科目名	単位数	必・選
基本教養科目	高齢者・障がい者の生活・就労支援概論	2	必修
	高齢者・障がい者就労支援の諸理論	2	
インターフェース科目	障がい者就労支援Ⅰ	2	必修
	障がい者就労支援Ⅱ	2	
	障がい者就労支援Ⅲ	2	
	障がい者就労支援Ⅳ	2	
環境教育プログラム（全学共通の教育プログラム）			
区分	授業科目名	単位数	必・選
基本教養科目	環境科学Ⅰ	2	選択 2単位以上 を修得
	環境科学Ⅱ	2	
	環境科学Ⅲ	2	
	環境保全論Ⅰ	2	
	環境保全論Ⅱ	2	
	資源循環論Ⅰ	2	
	資源循環論Ⅱ	2	
	環境経営学	2	
	環境会計	2	
	作業環境測定論	2	
	衛生管理論	2	
インターフェース科目	環境教育Ⅰ	2	必修
	環境教育Ⅱ	2	
	環境教育Ⅲ	2	
	環境教育Ⅳ	2	
学部間共通教育科目	環境対話Ⅰ	2	必修
	環境対話Ⅱ	2	
子供の発達と支援プログラム（特別の課程）			
区分	授業科目名	単位数	必・選
基本教養科目	発達障害と神経心理学	2	選択 4単位以上 修得
	心の個人差	2	
	心身の障害	2	
	心の病と癒しのプロセス	2	
	子どもの病気と子育て	2	
	学習障害と授業	2	
	心の発達過程	2	
インターフェース科目	子どもの発達支援Ⅰ	2	必修
	子どもの発達支援Ⅱ	2	
	子どもの発達支援Ⅲ	2	

	子どもの発達支援Ⅳ	2	
--	-----------	---	--

出典：学務部教務課資料

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

別添資料 5-1-③-1：放送大学における学修（単位互換によるもの）の認定のための審査内規

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、学生及び社会の国際的人材養成のニーズに応えるために、英語能力検定試験を導入し、また留学支援英語教育カリキュラムを開設している。また、基本教養科目では、学術の発展動向を踏まえたリベラルアーツとしての教養教育を実施するとともに、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培わせる必修科目としてインターフェース科目を開設している。さらに全学教育機構は、学生が専門分野以外に、あるいは専門分野に関連して学習したいというニーズに応じて本学が編成する分野横断的な教育プログラムを、インターフェース科目等に組み込んで開講している。加えて機構では、他大学の授業を履修したいという学生のニーズに応じて、他の大学及び放送大学との協定に基づく単位互換制度を整えている。

以上のことから、全学教育機構は、教育課程の編成又は授業科目内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断できる。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、佐賀大学学士力に沿った教養教育の教育目的及び教養教育についての教育課程編成・実施の方針に定めるカリキュラムに基づき、講義、演習、実験、実習等の授業形態を適切に組み合わせた授業科目を開講している。課題探究及び解決法の発見を教育目的とする大学入門科目は演習科目であり、様々な言語の基礎及び活用法を身につける外国語科目は実習科目である。健康・スポーツ科目及び情報リテラシー科目は、教育目的に応じて講義科目と実習あるいは演習科目を組み合わせている。また市民としての素養を身につける基本教養科目の授業科目は主に講義科目であるが、「実験物理学」や「実験化学」では、実験を取り入れている。また、社会との接続を図るインターフェース科目は講義と演習を組み合わせた授業科目を開講している。

全学教育機構の授業科目ではそれぞれの授業科目の教育目的に応じた学習指導法を採用しており、留学支援英語教育カリキュラムにおける共通基礎科目の英語授業や、外国人留学生用の日本語では、よりきめ細かな指導が必要であるため少人数教育を行っている。また、基本教養科目やインターフェース科目の一部では、インターネットによるストリーミング配信授業や同期型遠隔授業などのICT活用型授業を実施している（資料5-2-①-1）。さらにインターフェース科目では、

社会において必要となる汎用的技能を身に付けるため、インターンシップやディスカッション、グループワーク、実験・実習、調査など、主体的な活動を引き出すアクティブ・ラーニングの学習指導法を取り入れている（資料 5-2-①-2）。加えて、全学教育機構の多くの教室には自動録画システム用のカメラが整備されており、授業をやむを得ず欠席した場合や、授業の復習を行う場合に、多くの学生が録画された授業を視聴している（資料 5-2-①-3）。

資料 5-2-①-1 同期型遠隔授業（事例）

開講年度・学期	2014年 前学期
授業科目名	子どもの発達支援Ⅱ
学士力番号	佐賀大学学士力3の(1)
曜/限追記	木・1
講義形式	講義形式(対面授業・同期型遠隔授業)
講義概要	この科目は「子ども発達支援士(基礎)養成プログラム」(大学コンソーシアム佐賀)の「福祉・家族支援分野」の科目である。平成22年度～24年度入学の学生で、「子どもの発達と支援プログラム」に受講登録した学生は、「子どもの発達支援Ⅱ」を主題科目「子どもの発達支援Ⅱ」を主題科目「子どもの支援(児童福祉施設の目的と役割)」として履修できるので、再登録すること。詳しい手続きは教養教育係に訪ねてください。児童福祉施設は児童福祉法上定められたいくつかの施設をさすが、その設置の目的や役割のみならず、児童家庭福祉の歴史と現状について教授する。
開講意図	子供の発達支援を行う教育、福祉、医療等に関する専門職は、子供だけでなく生活環境を含めて捉える知識や子供の課題を明らかにすることが求められる。本講義では、児童家庭福祉に関する歴史や現状について広く学ぶ。
到達目標	本講義では、児童家庭福祉に関する歴史や制度の現状について理解を深めることを目標とする。本授業は、佐賀大学学士力3の(1)に対応している。
聴講指定	「子ども発達支援士(基礎)養成プログラム」登録、医学部生1年生「子ども発達と支援プログラム」登録者他
履修上の注意	「子ども発達支援士(基礎)養成プログラム」(大学コンソーシアム佐賀)に受講登録者優先。登録者は2年次に医学部生は1年次にⅠ～Ⅳ履修可。平成22～24年度入学生で「子どもの発達と支援プログラム」受講登録した学生は、「子どもの発達支援Ⅱ」を主題科目「子どもの支援(児童福祉施設の目的と役割)」とする。詳しくは教養教育係に。
授業計画	○総論的内容の講義 1.本講義のオリエンテーション 次回までの課題:児童に関連する内容を整理しておくこと。 2.児童に対する捉え方 次回までの課題:児童に対する捉え方に関連する内容を整理しておくこと。 3.児童福祉(児童家庭福祉)に対する捉え方 次回までの課題:児童福祉に対する捉え方に関連する内容を整理しておくこと。 4.児童福祉・児童福祉施設の歴史その1 次回までの課題:児童福祉・児童福祉施設の歴史に関連する内容を整理しておくこと。 5.児童福祉・児童福祉施設の歴史その2 次回までの課題:児童福祉・児童福祉施設の発展過程に関連する内容を整理しておくこと。 6.児童福祉法における児童福祉施設の概要その1 次回までの課題:児童福祉施設のあり方に関連する内容を整理しておくこと。 7.児童福祉法における児童福祉施設の概要その2 次回までの課題:児童福祉施設の概要

	<p>に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>8.児童福祉・児童福祉施設の今後の展開 次回までの課題:児童福祉施設の今後のあり方に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>○各論的内容の講義</p> <p>9.子どもの生活と発達 保育所とそこで生活する子どもたち 次回までの課題:保育所とそこで生活する子どもたちに関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>10.心身の発達に課題を持つ子どもたちのための施設(実際と課題) 知的障害児施設・知的障害児通所施設・肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設等 次回までの課題:心身の発達に課題を持つ子どもたちのための施設に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>11.生活の場を保障するための施設(実際と課題) 母子寮、乳児院、養護施設 次回までの課題:生活の場を保障するための施設に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>12.治療・指導を目指した施設(実際と課題) 児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設 次回までの課題:治療・指導を目指した施設に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>13.児童相談所(実際と課題) 次回までの課題:児童相談所に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>14.現代の子育てと児童虐待(まとめ) 次回までの課題:子育てと児童虐待に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>15.社会的養護と子どもの育ち(まとめ) 課題:これまでの授業の重要事項を整理しておくこと。</p>
成績評価の方法と基準	児童家庭福祉について理解がどの程度深まったのかを定期試験としてのレポート(100%)で評価する。
開示する試験問題等	定期試験の問題、解答例及び配点を開示する。
開示方法	履修登録した者で開示を希望する場合には、事前に講義期間中に直接担当者に申し込むこと。
教科書	子どもの発達と支援—医療、心理、教育、福祉の観点から
オフィスアワー	月・5

出典 佐賀大学ウェブサイト

http://syllabus.sc.admin.saga-u.ac.jp/ext_syllabus/referenceDirect.do?nologin=on&subjectID=025900204504&formatCD=1

資料 5-2-①-2 講義と演習を組み合わせた授業科目 (事例)

開講年度・学期	2014年度 前学期
授業科目名	映像・デジタル表現 I
学士力番号	2-(1)、2-(3)、3-(1)、3-(2)、3-(3)
講義形式	講義(演習含む)

講義概要	高度情報化社会におけるデジタル表現技術の必要性を説明しながら、学生として、社会人としてどのように役立てていくか解説する。授業では、Illustrator や Photoshop を用い、デザイン素材画像、写真加工技術など解説する。そして演習を通して様々な機能や、デジタルデザインにおける画像生成技術について講義する。
開講の意図	デジタル表現技術者養成プログラムで必要なシナリオやデザイン情報倫理の基本的な知識を習得する。また、デジタル画像を制作する上で必要な加工、編集の技術を身にける。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル表現技術者養成プログラムの目的を説明できる ・著作権や情報倫理について説明ができる ・Illustrator・Photoshop の画像データの特徴と基礎知識が説明できる ・ツールを使って、基本的な図形描画ができる ・データの編集、加工ができる ・Illustrator・Photoshop を活用してデザインの制作ができる。
履修上の注意	<p>本科目は、単位を落とすと、次年度以降、空き定員がない限り、受講できなくなるので、欠席しないことが重要である。</p> <p>科目は、インターネットを使うのでモラルを守ること。また、LMS を利用して、講義に関する掲示、資料配布、レポートや作品の提出を行うので、毎日、LMS にアクセスして、確認すること。</p>
授業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 デジタル表現イントロダクション 2 デジタル表現と学生生活設定 3 情報倫理、情報リテラシー 4 シナリオと著作権～作品制作の計画と守るべきルール 5 Illustrator のインターフェイス、基本操作 6 「塗り」と「線」、さまざまな図形 7 曲線を描く 8 移動と調整、変形 9 応用編 10 パスファインダと文字の入力 11 画像編集(Photoshop との連携) 12 画像編集(Photoshop との連携)／入稿時の注意 13 作品制作 14 作品制作 15 作品制作 <ol style="list-style-type: none"> 1 オンライン課題 2 オンライン課題 3 オンライン課題 4 オンライン課題 5 作品制作課題 6 作品制作課題 7 作品制作課題

	8 作品制作課題 9 作品制作課題 10 作品制作課題 11 作品テーマ準備 12 作品テーマ準備 13 作品制作 14 作品制作 15 作品制作
成績評価の方法と基準	出席状況と課題の提出、授業への意欲を平常点とし、平常点 50%、最後の制作作品（期末試験相当）を 50%とし成績評価する。 ※遅刻 2 回で 1 回の欠席とみなす。（30 分以上の遅刻は欠席とみなす。） 欠席が 5 回に達した場合は、単位は認定しない。
開示する試験問題等	最後の作品及びプレゼンテーションが期末試験となる。
開示方法	単位開示後、2週間以内に担当教員に申し出ること

出典 佐賀大学ウェブサイト<

[http://syllabus.sc.admin.saga-](http://syllabus.sc.admin.saga-u.ac.jp/ext_syllabus/referenceDirect.do?nologin=on&subjectID=025900202814&formatCD=1)

[u.ac.jp/ext_syllabus/referenceDirect.do?nologin=on&subjectID=025900202814&formatCD=1](http://syllabus.sc.admin.saga-u.ac.jp/ext_syllabus/referenceDirect.do?nologin=on&subjectID=025900202814&formatCD=1)

資料 5-2-①-3 授業自動録画システムの視聴状況

科目分類の別	関係科目数	総視聴数	科目当り平均
全学-大学入門科目	4	242	60.5
全学-共通基礎科目-外国語科目	83	701	8.4
全学-留学支援英語教育カリキュラム科目	3	17	5.7
全学-共通基礎科目-健康・スポーツ科目	5	88	17.6
全学-基本教養科目	35	1,810	51.7
全学-インターフェース科目	20	597	29.9
全学-共通専門基礎科目	3	73	24.3
全学-外国人留学生のための授業科目	1	3	3.0
教養教育運営機構-主題科目	7	72	10.3
学部-文化教育学部	1	17	17.0
学部-理工学部	7	627	89.6
合計	169	4,247	25.1

出典 全学教育機構情報通信技術活用教育支援室資料

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、授業科目の教育目的に応じて、講義、演習、実験、実習の授業形態を適切に組み合わせたカリキュラムを編成するとともに、少人数授業、ICT を活用したインターネット授業、フィールド型授業、ディスカッションやグループワークなど学生参画型授業を実施している。機構ではまた、授業自動録画システムによって録画された授業を視聴し復習等に活用できる設備を備えている。

以上のことから全学教育機構では、教育目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形

態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法を採用していると判断できる。

観点5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の授業科目は、各学部教授会の議を経て学長が定める「学年暦」（参照資料5-2-②-1）に従って開講している。「学年暦」は、1年間の授業を行う期間を、定期試験及び予備日を含めて35週を確保し、各学期の授業日は月から金までの各曜日、16日を確保している。

全学教育機構ではまた、学生の主体的な学修を促し、十分かつ必要な学修時間を確保するために、シラバスを利用して、授業外学習時間における課題の提示を行っている。課題は、テキストの予習内容の学習、授業内容をまとめた小レポートの作成などが提示されている（資料5-2-②-1）。授業外学習時間については、学期ごとに学生を対象とした授業アンケートを実施し、その中で調査を行い、調査結果を基に担当教員は授業外学習の状況を確認するとともに、必要に応じて小レポートを課す等の授業改善を行っている（別添資料5-2-②-1）。しかし、現行の学生アンケートの質問項目は予習時間、復習時間を尋ねるものであり、学生の授業外学習時間を十分に把握できるものとなっておらず、また授業外学習時間についての学生の共通認識が十分ではなく、改善の余地を残している。

全学教育機構ではCAP制をとってはいないが、各学部は学士課程ごとに各学期ないしは各年度において履修登録できる単位数の上限を定めており、全学教育機構が実施する共通教育科目の履修については、学士課程ごとの履修登録単位数の規定に従い履修指導を行っている。

資料 5-2-②-1 シラバスでの授業外学習の指示 (例示)

授業科目名	社会思想史	
開講年度・学期	2014 年度・前学期	
科目コード	G1331007	
科目名	社会思想史	
曜日・校時	木1	
単位数	2	
担当教員(所属)	全学教育機構	
学士力番号	1-(2)	
講義形式	講義	
講義概要	本講義は、社会思想の歴史を対象とします。講義では、古代から近代に到る代表的な社会思想家を順次取り上げ、彼らの思想や理論について考えてゆきます。授業は講義形式をとり、それぞれの講義について講義内容をまとめる小レポートを課します。成績の評価では、定期試験と共に、この小レポートの結果を重視します。	
開講意図	本講義において受講生は、社会の存在根拠やあり方についての学問分野である社会思想の基礎を学ぶことによって、社会の一員である市民として身につけるべき社会科学的教養を修得します。この目的を達成するために、社会思想の歴史について考え、人間が社会についてどのような問題に直面し、こうした問題をいかに解こうとしたのかを学びます。	
到達目標	社会思想の歴史を説明できる。社会思想の思考方法を説明できる。社会思想の知識を使って、現代社会の問題を分析し記述することができる。	
聴講指定		
履修上の注意	講義ごとにプリントを配布します。	
授業計画	講義計画	授業外学習
	1 古代ギリシャと国家:プラトン 2 古代ギリシャと政治:アリストテレス 3 中世社会とキリスト教:アウグスティヌス 4 中世末期とキリスト教:アキナス 5 ルネサンスと自由都市:マキャヴェッリ 6 宗教改革と教会離脱:ルターとカルヴァン 7 自由市民とリバイアサン:ホブズ 8 私的所有と市民政府:ロック 9 社会の安定と法の精神:モンテスキュー 10 市民結合と民主主義:ルソー 11 利己的人間と道徳感情:スミス 12 功利主義と立法:ベンサム 13 近代社会と人間の自律:ミル 14 労働疎外と革命:マルクス 15 講義のまとめ	1 小レポート(講義のまとめ)作成 2 小レポート(講義のまとめ)作成 3 小レポート(講義のまとめ)作成 4 小レポート(講義のまとめ)作成 5 小レポート(講義のまとめ)作成 6 小レポート(講義のまとめ)作成 7 小レポート(講義のまとめ)作成 8 小レポート(講義のまとめ)作成 9 小レポート(講義のまとめ)作成 10 小レポート(講義のまとめ)作成 11 小レポート(講義のまとめ)作成 12 小レポート(講義のまとめ)作成 13 小レポート(講義のまとめ)作成 14 小レポート(講義のまとめ)作成 15 講義全体のまとめ
成績評価の方法と基準	定期試験の結果(40%)、小レポートの結果(60%)をもって評価します。小レポートでは、社会思想の歴史及び思考方法の説明能力について、定期試験では、社会思想の歴史及	

	び思考方法についての説明能力に加えて、現代社会の諸問題についての分析能力及び記述能力を評価します。
開示する試験問題等	試験問題、解答例及び配点を開示します。
開示方法	閲覧を希望する学生(履修登録した学生に限る)は、試験終了後1週間以内のオフィスアワーの時間帯に、担当教員の研究室まで来てください。
教科書	テキストは使用しません。
オフィスアワー	木曜日の3校時

出典 佐賀大学ウェブサイト<

http://syllabus.sc.admin.saga-u.ac.jp/ext_syllabus/referenceDirect.do?nologin=on&subjectID=025900200483&formatCD=1>

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 5-2-②-1：平成26年度学年暦

(http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/gakunen_reki_h25_2.pdf)

別添資料 5-2-②-1：学生アンケートに基づく授業外学習時間に関する授業点検・改善報告(事例)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、本学が定める学年暦に従って、単位を授与するのに適正な授業時間を確保している。また、シラバスを活用して、学生に授業外学習時間の確保を促すとともに、学生アンケートによって学生の授業外学習時間の把握を行っている。しかし、現在のアンケート調査では、学生の授業外学習時間の確保状況を具体的・客観的に把握し授業の改善に結びつけることが難しく、学生に授業外学習時間についての共通認識を持たせることや、学生アンケートの質問項目に工夫を施すなどの改善が必要である。

以上のことから、全学教育機構では、課題を残しつつも、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

本学では、「シラバス作成に関する要項」(資料5-2-③-1)に基づき、オンラインの授業シラバスを作成している。全学教育機構では、各部会が「共通シラバス」(参照資料5-2-③-1)を作成し、授業担当者はこの共通シラバスに沿って授業シラバスを作成している。授業シラバスに記載する項目については、全学の教育委員会が学部等との協議に基づきシラバス記載のための「シラバス説明文(教員用)」を作成し(別添資料5-2-③-1)、授業担当者は、本学の学士課程教育の質保証のための適切な項目として、「開講年度」「授業科目名」「曜日・校時」「開講時期」を始め、「担当教員」「単位数」「学士力番号」「講義概要」「開講意図」「到達目標」「聴講指定」「授業計画」「授業以外の学習」「成績評価の方法と基準」「開示する試験問題」などを記載している。全学教育機構の授業担当教員は、シラバス説明書(教員用)に基づきシラバスを作成し、オンラインシラバスとしてライブキャンパスに入力している。シラバスの入力状況は大学教育委員会において検証し

ているが、平成 26 年度の全学教育機構の入力率は 100%であった（別添資料 5-2-③-2）。全学教育機構では、授業担当教員が作成した授業シラバスは各部会が管理し、部会において共通シラバスに沿っているか、また必要な項目が適切に記載されているかについて、組織的な検証を行っている（資料 5-2-③-2）。部会の点検結果は、報告書にまとめて提出されている（資料 5-2-③-3）

本学ではまた、「シラバス説明文（学生用）」を作成してホームページに掲載し、シラバスの目的や記載項目について学生への周知を図っている（参照資料 5-2-③-2）。さらに、「学生の授業評価アンケート」に、「シラバスは学修する上で役立っている。」という項目を設けて、学生のシラバス活用状況を調査している。アンケートは、「全くそうは思わない」から「全くそのとおりだと思う」までの 5 段階評価で答えるものであるが、全学教育機構の開講授業科目についての平成 26 年度の評価結果は、前学期が 3.668、後学期が 3.73 で、いずれも全学部平均を上回っている（資料 5-2-③-4）。学生の評価結果からは、シラバスが授業の選択及び受講に十分活用されているとは必ずしも言えないものの、学生がシラバスをある程度活用している事態は伺える。

資料 5-2-③-1 シラバス作成に関する要項

シラバス作成に関する要項
（平成 19 年 3 月 26 日制定）
（作成目的）
第 1 条 次に掲げる目的を達成するため、佐賀大学（以下「本学」という。の授業を担当する教員（以下「担当教員」という。）は、シラバスを作成するものとする。
(1)授業の教育目的を明確にする。
(2)授業を体系的・計画的に展開する。
(3)学生に授業計画を周知し、学習計画を立てさせる。
(4)学生に成績評価に関する情報を周知する。
（記載項目）
第 2 条 シラバスの記載項目は、大学教育委員会の議を経て、決定する。
（実施）
第 3 条 シラバスは、本学で開講される全授業科目について、作成し、公開する。
2 シラバスの記載内容は毎年更新し、指定された期日・方法で提出又は入力する。
3 担当教員は、第 1 回目の授業において、該当科目のシラバスについて説明する。
（雑則）
第 4 条 この要項に定めるもののほか、シラバス作成に必要な事項は、大学教育委員会において定める。
附 則
この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

出典：学務部教務課資料

資料 5-2-③-2 全学教育機構におけるシラバス作成

シラバスの作成について

(平成 24 年 12 月 27 日 第 10 回全学教育機構部会長会議了承)

1 趣旨

組織的な教育の一環として、各部会において、授業科目ごとのシラバスの管理を行う。

2 授業科目ごとのシラバスの作成手順

- (1) 部会は、授業担当者に共通シラバスを提示する。
- (2) 授業担当者は、授業科目ごとにシラバス概要を作成し、部会へ提出する。
- (3) 部会は、提出されたシラバスが共通シラバスに沿っているかどうかを精査する。
- (4) シラバスに不備がある場合には、授業担当者はシラバスの内容を修正する。

出典 学務部教務課資料

資料 5-2-③-3 シラバス点検結果報告書の例

シラバス点検表

科目名： 法律学

開講時期 平成 27 年度 前

主担当者： 〇〇 〇〇 作成者： 〇〇 〇〇

学士力番号	<input checked="" type="checkbox"/> 対応する学士力番号すべてを記載している。【学士課程のみ必須】
講義形式	<input checked="" type="checkbox"/> 授業形態を単位数と授業時数に基づいて記載している。【必須】
講義概要	<input checked="" type="checkbox"/> 教員の観点から、授業内容、実施方法、全体の流れ、心構えなどが大まかに記述されている。【必須】
開講意図	<input checked="" type="checkbox"/> 学生の観点から、授業のねらいや目的などが、分かりやすく記述されている。【必須】
到達目標	<input checked="" type="checkbox"/> 学生にできるようになってほしい事柄が、分かりやすく記述されている。【必須】 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度が測定できるように 1 つの文章に 1 つの目標が記載されている。【必須】
履修上の注意	<input type="checkbox"/> 事前に履修が必要な科目や能力が記載されている。 <input type="checkbox"/> 利用する機器あるいは利用していない機器などについて記載されている。 <input type="checkbox"/> 履修する際の心構えやルールなどが記載されている。
授業計画	<input checked="" type="checkbox"/> 半期 15 回分（通年 30 回分）を回ごとに記載している。複数回まとめて記

	載する場合は、その内容を具体的に書いている。【必須】 <input checked="" type="checkbox"/> 授業時間以外の学習について具体的に記載している。「特になし」等、授業時間外の学習が不要と勘違いされるような表現をしていない。【必須】
成績評価の方法と基準	<input checked="" type="checkbox"/> 成績評価方法、基準、割合が明記されている。【必須】 <input type="checkbox"/> 成績評価方法は、すべての到達目標と対応づけられている。【必須】 <input type="checkbox"/> 「平常点」を成績に考慮する場合、「平常点」の内容を具体的に記載している。【必須】
開示する試験問題等	<input checked="" type="checkbox"/> 「開示しない」とせず、履修者へ開示する内容が具体的に記載されている。【必須】
開示方法	<input checked="" type="checkbox"/> 「開示しない」とせず、履修者への開示方法が具体的に記載されている。【必須】
教科書	<input checked="" type="checkbox"/> 教科書を利用する場合は、書籍情報が記載されている。教科書を使用しない場合は、その旨を記載している。【必須】
リンク	<input type="checkbox"/> ティーチング・ポートフォリオへのリンクが指定されている。 <input type="checkbox"/> 授業に必要なあるいは有益なサイトへのリンクが指定されている。
オフィスアワー	<input checked="" type="checkbox"/> オフィスアワーが、具体的に設定されている。ただ単に「随時」とは記載していない。【必須】
その他	<input type="checkbox"/> J A B E E に対応した科目の場合、対応する学習教育目標が記載されている。

シラバス点検結果報告書

科目名 法律学

シラバス作成者 〇〇 〇〇 印

シラバス点検実施日 平成 27 年 3 月 12 日

シラバス点検者 △△ △△ 印

(修正が必要だった場合)

シラバス修正実施日 平成 27 年 3 月 12 日

シラバス作成者 〇〇 〇〇 印

シラバス修正点検実施日 平成 27 年 3 月 12 日

【修正内容】

1 成績評価の方法と基準について

新しいシラバス作成の手引きでは、「成績評価方法は、すべての到達目標と対応づけられている」ことが求められるようになりました。例えば、「定期試験では、現実の社会の仕組みについての理解を評価する。」等の追記をお願いします。

以下のように修正

主として定期試験を評価対象とし、現実の社会の仕組みについての理解を評価する。授業中に課題に提出を求める場合には定期試験に附加して評価対象に加える（この場合、定期試験80、付加的評価20）。

出典 学部部教務課資料

資料 5-2-③-4 授業へのシラバスの役立ち状況

質問項目	前学期		後学期	
	全学部等 平均	全学教育 機構科目 平均	全学部等 平均	全学教育 機構科目 平均
シラバスは学習するうえで役立っている	3.584	3.668	3.703	3.73

出典 平成 26 年度学生による授業アンケート結果（抜粋）

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 5-2-③-1：全学教育機構共通シラバス

<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabuskyotsu.pdf>

参照資料 5-2-③-2：シラバス説明文（学生用）

<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabusst.html>

別添資料 5-2-③-1：シラバス説明文（教員用）

別添資料 5-2-③-2：平成 26 年度オンラインシラバスの入力状況について

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、「開講年度」「担当教員」「講義概要」「開講意図」「到達目標」「聴講指定」「授業計画」「授業以外の学習」「成績評価の方法と基準」等の項目についてシラバスを作成して、学生が各授業科目の準備学修を進めるために基本となる内容のシラバスを適切に作成している。また、学生の授業評価アンケートに依れば、学生はシラバスをある程度役に立つものと評価しており、シラバスを授業の選択等に活用しているものと思われる。

以上のことから、全学教育機構では、適切なシラバスが作成され、ある程度活用されていると判断しうる。

観点 5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、英語、日本語、それに共通専門基礎科目の一部で習熟度別クラス編成を行い、基礎学力不足の学生への対応を実施している。英語については、本学の1年次生及び2年次生のすべてを対象に、TOEIC-IPを用いた英語能力検定試験を実施しており、この試験結果を基に、1年次後学期の英語Bから習熟度別クラス編成を実施している(資料5-2-④-1)。習熟度別クラスは、初級、中級、中上級クラスに分けているが、英語に関する基礎学力不足が認められる初級クラスの学生に対しては、e-ラーニングを用いて補習用の学習プログラム e-TOEIC による授業外学習を課している(参照資料5-2-④-1)。英語における基礎学力不足の学生への対応は平成25年度後学期に開始したが、この取組みの成果については、今後調査を行っていくことにしている。

また、機構の情報通信活用教育支援室やe-ラーニングスタジオは、各学部が行う入学前教育や入学後のリメディアル教育用の教材開発を行っている。

資料5-2-④-1 英語における習熟度別クラス編成

佐賀大学における全学統一英語能力テスト実施要項	平成25年4月24日
(略)	副学長 制定
(活用方法)	
第3 英語能力テストは、次に掲げる事項に活用することができる。	
(1) 習熟度別クラス編成を行うための判定試験	
(2) 授業科目の成績評価への一定割合の反映	
(3) 英語の学修成果の測定	
(4) 外国語能力検定試験の単位認定	
(5) 外国の大学への留学に関する学内選考の基準	
(6) その他活用が適当と認められる事項	
(略)	

出典 佐賀大学ウェブサイト

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/916.html>)

<根拠となる資料・データ等>

参照資料5-2-④-1: 「英語B」シラバス

<

<https://lc2.sc.admin.saga->

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、英語、日本語、共通専門基礎科目の教育において習熟度別クラスを設け、基礎学力不足の学生への対応を図っている。

以上のことから、全学教育機構では、基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われていると判断しうる。

観点 5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース）を置いている場合には、その過程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間において授業を実施している課程を置いておらず、該当しない。

観点 5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業（スクリーニングを含む）。若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

通信教育を行う課程を置いておらず、該当しない。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業判定が適切に実施され、有効なものになっていること。

観点 5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

各学部・学科が学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に定めており、全学教育機構は全学部、学科との連携によりそれらの学位授与の方針の実現に努めている。

観点 5-3-② 成績判定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、佐賀大学学則（資料 5-3-②-1）及び「佐賀大学成績判定等に関する規程」（資料 5-3-②-2）に基づき、「平素の学修成績、学習報告、論文及び試験等によって」成績を判定している。佐賀大学学則及び成績判定等に関する規程は『学生便覧』に掲載して、学生への周知を図っている（参照資料 5-3-②-1）。また、各授業科目の成績評価方法は、授業シラバスにおいて「成績評価の方法と基準」として具体的に記載し、小レポート、小テストなどの成績と定期試験の成績を成績評価に反映させる割合を明示している。授業シラバスは、ウェブサイトに掲載して

学生への周知を図るとともに、「履修の手引き」に「オンラインシラバス（授業概要）の参照方法」を掲載し、学生にシラバスの検索を促している（参照資料 5-3-②-2）。

全学教育機構では、成績評価を基に成績評価分布表を作成して成績評価の適切性を検証している（資料 5-3-②-3）。また本学では GPA 制度を導入・実施しており（参照資料 5-3-②-3）、成績評価分布状況と合わせて、授業方法、成績評価方法等の検証を行っている。

資料 5-3-②-1 佐賀大学における成績判定の規定

<p>佐賀大学学則</p> <p>（成績の判定）</p> <p>第 2 2 条 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。</p> <p>2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。</p>

出典 佐賀大学ウェブサイト

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/432.html>〉

資料 5-3-②-2 佐賀大学成績判定等に関する規程

<p>佐賀大学成績判定等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">（平成 1 6 年 4 月 1 日制定）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 成績判定及び試験等に関する事項は、佐賀大学学則（平成 1 6 年 4 月 1 日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>（成績の判定・評価基準）</p> <p>第 2 条 成績判定は、平素の学修状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。</p> <p>2 成績の評語（評価）は、評点又は評価基準に基づき判定するものとし、評点及び評価基準は次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評語（評価）</th> <th style="width: 20%;">評 点</th> <th style="width: 65%;">評 価 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秀</td> <td>9 0 点以上、1 0 0 点満点</td> <td>学修到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を上げている。</td> </tr> <tr> <td>優</td> <td>8 0 点以上、9 0 点未満</td> <td>学修到達目標を十分に達成している。</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>7 0 点以上、8 0 点未満</td> <td>学修到達目標を概ね達成している。</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>6 0 点以上、7 0 点未満</td> <td>学修到達目標を最低限達成している。</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>6 0 点未満</td> <td>学修到達目標を達成していない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の表の評語（評価）のうち、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。</p> <p>（試験）</p> <p>第 3 条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。</p> <p>2 定期試験の時間割は、少なくとも 1 週間前に公示する。</p> <p>（成績の取消し）</p>	評語（評価）	評 点	評 価 基 準	秀	9 0 点以上、1 0 0 点満点	学修到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を上げている。	優	8 0 点以上、9 0 点未満	学修到達目標を十分に達成している。	良	7 0 点以上、8 0 点未満	学修到達目標を概ね達成している。	可	6 0 点以上、7 0 点未満	学修到達目標を最低限達成している。	不可	6 0 点未満	学修到達目標を達成していない。
評語（評価）	評 点	評 価 基 準																
秀	9 0 点以上、1 0 0 点満点	学修到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を上げている。																
優	8 0 点以上、9 0 点未満	学修到達目標を十分に達成している。																
良	7 0 点以上、8 0 点未満	学修到達目標を概ね達成している。																
可	6 0 点以上、7 0 点未満	学修到達目標を最低限達成している。																
不可	6 0 点未満	学修到達目標を達成していない。																

第4条 一度判定された成績は、取り消すことができない。

(合格科目の再履修)

第5条 学生は、一度合格と判定された授業科目については、再履修をすることができない。

(定期試験における不正行為)

第6条 学生が定期試験において不正行為をしたときは、当該学生がその定期試験期間中に受験した全ての試験科目の成績を無効とする。

(実験等における不正行為)

第7条 学生が実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等において不正行為をしたときは、当該実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等に係る科目の成績を無効とする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、各学部等において特段の定めがある場合においては、当分の間、その定めるところによる。

附 則 (平成19年4月20日改正)

1 この規程は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月26日改正)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学した者については、なお従前の例による。

出典 佐賀大学規程集<<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/352.html>>

資料 5-3-②-3 平成26年度全学教育機構成績評価分布表

(構成比、%)

科目	授業科目・分野	履修者数	秀	優	良	可	不可	GPA値
大学入門科目	大学入門科目Ⅰ	1,378	56.0	35.3	6.5	0.9	1.3	3.44
	大学入門科目Ⅱ	581	44.2	40.1	8.6	2.9	4.2	3.17
外国語科目	英語A	1,553	23.1	32.3	21.8	13.4	9.4	2.46
	英語B	1,481	19.6	28.0	25.1	17.8	9.5	2.31
	英語C	1,320	17.9	32.3	23.6	16.7	9.5	2.32
	英語D	1,200	10.0	25.9	26.3	21.4	16.4	1.92
	留学支援英語教育カリキュラム	323	17.3	42.4	29.4	7.7	3.2	2.63
	ドイツ語Ⅰa	339	24.8	16.5	18.9	25.7	14.1	2.12
	ドイツ語Ⅰb	353	14.2	13.6	18.4	28.0	25.8	1.62
	ドイツ語Ⅱa	190	20.0	20.0	10.5	24.7	24.9	1.86

	ドイツ語Ⅱb	182	35.7	15.4	11.0	18.1	19.8	2.29
	フランス語Ⅰa	260	18.1	23.8	22.7	27.7	7.7	2.17
	フランス語Ⅰb	260	20.8	22.3	21.9	25.0	10.0	2.19
	フランス語Ⅱa	92	17.4	27.2	17.4	29.3	8.7	2.15
	フランス語Ⅱb	97	29.9	23.7	19.6	16.5	10.3	2.46
	中国語Ⅰa	433	27.0	27.9	19.4	15.0	10.7	2.46
	中国語Ⅰb	431	26.7	22.7	20.0	20.6	10.0	2.35
	中国語Ⅱa	243	30.9	18.5	16.0	19.3	15.3	2.30
	中国語Ⅱb	244	33.6	20.9	14.8	18.9	11.8	2.45
	朝鮮語Ⅰa	160	40.0	15.0	16.9	18.1	10.0	2.57
	朝鮮語Ⅰb	167	35.9	24.6	15.6	14.4	9.5	2.63
	朝鮮語Ⅱa	100	24.0	26.0	18.0	16.0	16.0	2.26
	朝鮮語Ⅱb	96	30.2	11.5	11.5	19.8	27.0	1.98
	日本語Ⅰ	25	64.0	28.0	4.0	4.0	0.0	3.52
	日本語Ⅱ	17	47.1	35.3	11.8	0.0	5.8	3.18
健康・スポーツ科目	健康スポーツ科学	1,035	35.6	34.1	17.4	9.4	3.5	2.89
	スポーツ実習	2,400	55.9	24.1	10.3	8.0	1.7	3.24
情報リテラシー科目	情報基礎概論	1,153	34.4	23.9	21.6	15.4	4.7	2.68
	情報基礎演習Ⅰ	1,011	41.6	29.9	14.7	9.0	4.8	2.95
	情報基礎演習Ⅱ	239	33.9	23.8	15.1	13.8	13.4	2.51
基本教養科目	自然科学と技術の分野	3,475	25.9	22.3	14.8	10.6	26.4	2.11
	文化の分野	3,331	12.7	26.9	21.4	16.4	22.6	1.91
	現代社会の分野	3,767	20.0	28.6	24.0	13.5	13.9	2.27
	総合分野	126	15.9	37.3	30.2	9.5	7.1	2.45
	外国人留学生科目	41	22.0	51.2	19.5	2.4	4.9	2.83
インターフェース科目		3,184	27.1	39.3	19.6	9.2	4.8	2.75
共通専門基礎科目		721	34.5	24.1	19.4	17.3	4.7	2.67
特定教育プログラム科目		227	12.3	53.3	22.9	5.3	6.2	2.60
短期留学生プログラム科目		227	31.3	51.5	12.3	3.5	1.4	3.08
外国人留学生プログラムのための授業科目		422	38.2	32.7	18.7	7.6	2.8	2.96

出典：学務部教務課資料

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 5-3-②-1：成績判定等に関する規定（『平成 26 年度学生便覧』

<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2014.pdf> 142 頁）

参照資料 5-3-②-2：「オンラインシラバス（授業概要）」（『平成 26 年度全学教育機構履修の手引き』〈http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/tebiki_kyoyo_h26.pdf〉 45-6 頁）

参照資料 5-3-②-3：「佐賀大学における成績評定平均値に関する規程」（平成 26 年度学生便覧〈<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2014.pdf>〉 136-7 頁）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、学則第 22 条の「成績の判定」及び「成績判定等に関する規程」を基に成績判定を行っており、成績判定等に関する規程は『学生便覧』に掲載して学生への周知を図っている。また各授業科目における成績評価方法を、小レポート、小テスト、定期試験等の実施及びそれぞれの評価の割合としてシラバスに記載することによって、学生への周知を図っている。さらに全学教育機構では、シラバスをウェブサイトに掲載するとともに、「履修の手引き」にシラバスの検索方法を掲載するなど、学生へのシラバス活用を促す工夫を行っている。加えて授業科目ごとに成績評価の分布表及び GPA 値表を作成して、成績評価の適切さを検証している。

以上のことから、全学教育機構では、成績評価基準が組織として策定されており、学生に周知されており、基準に従って、成績評価が適切に実施されていると判断できる。

観点 5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、成績評価の客観性、厳格性を担保するために、部会長会議において、年度開始前に授業シラバスの組織的チェックを行うとともに、年度終了後には授業科目ごとの成績評価の分布表を作成し、成績評価の偏り等を含む成績評価の妥当性を組織的にチェックしている（資料 5-3-③-1）。本学では「シラバス説明文（教員用）」に基づき、授業シラバスにおいて「開示する試験問題等」の記載を教員の間で確認しているが、開示する「試験問題等」には「試験問題の解答、解答例または出題の意図」や「レポート等の解答例または出題の意図」などを記載している。

全学教育機構ではまた、本学の「成績評価の異議申立てに関する要項」（資料 5-1-③-2）に基づき、「成績評価の異議申立てに関する申合せ」（資料 5-3-③-3）を制定し、成績評価に関する学生の異議申立てに対応する体制を整えている。学生からの成績評価に関する疑義の説明要求や異議申立ては、教務課を窓口とし、授業科目を開設する部会の部会長等による学生との協議、副機構長等による調査委員会の設置、運営委員会における審議等の手続きを以て対応・措置することになっている。平成 26 年度においては、学生が成績評価について疑義を申し出、教員が学生に対し成績評価情報を開示することはあったが、成績評価に関する学生の異議申立てはなかった。

資料 5-3-③-1 平成 26 年度 全学教育機構授業科目の開講・実施・成績評価状況

科目名	基準履 修者数 (a)	履修者 実数 (b)	履修率 (%) (b/a)	単位修 得者実 数 (c)	単位修 得率 (c/b)	GPA 値
大学入門科目	1914	1959	1.02	1917	97.7	3.36
外国語科目						
英語	5210	5877	1.13	5257	89.5	2.29
初修外国語	3188	3689	1.18	3132	86.0	2.24
健康・スポーツ科目						
健康スポーツ科学	1000	1035	1.04	998	96.4	2.89
スポーツ実習	2368	2400	1.01	2357	98.2	3.24
情報リテラシー科目						
情報基礎概論	1096	1153	1.05	1098	95.2	2.68
情報処理演習	1130	1250	1.11	1170	93.6	2.86
基本教養科目						
自然科学と技術の分野	2180	3475	1.59	2556	73.6	2.11
文化の分野	2592	3331	1.29	2580	77.5	1.91
現代社会の分野	2592	3762	1.45	3237	86.0	2.27
総合分野	—	126	—	117	92.9	2.45
日本事情	—	41	—	39	95.1	2.83
インターフェース科目	3032	3184	1.05	3029	95.1	2.75
学部間共通科目						
共通専門基礎科目	711	721	1.01	688	95.4	2.67
特定プログラム科目	—	227	—	213	93.8	2.60
留学生プログラム教育科目	—	227	—	224	98.7	3.08
外国人留学生のための教育科目		422		410	97.2	2.96

開講・実施・成績評価状況の検証

○授業科目の開講状況

平成 26 年度の教養教育科目については、1・2 年次生が卒業に最低限必要とする科目及び履修者数（基準履修者数）に必修科目については 2 年次生の再履修者等を加味して、授業科目を開講した。基準履修者数に対する実際の履修者の割合（履修率）を見ると、何れの科目も 100%を超えており、基本教養科目については開講が多少多すぎた感はあるものの、開講状況は概ね適切であったと判断しうる。学部間共通科目の共通専門基礎科目についても、上記と同様の理由により、開講状況は適切であると判断しうる。

○授業の実施状況

授業の実施状況については、単位修得率が、基本教養科目の自然科学と技術の分野及び文化の分野においては 70%台と低いものの、その他の教養教育科目、学部間共通科目、外国人留学生のための授業科目においては 90%前後の水準にあり、授業は概ね適切に実施されたと判断しうる。ただし、基本教養科目については授業を途中で放棄した学生がかなりの数にのぼっており、こうした学生を減らすための工夫が必要である。

○成績評価状況

各科目の GPA 値（秀、優、良、可、不可の 5 段階で、秀を 4 とする評価）は、基本教養科目の文化の分野においては 1.91 であったものの、ほとんどの科目で 2（成績評価基準の「学習到達目標をおおむね達成している」段階）以上にあり、また、大学入門科目やスポーツ実習、留学生プログラム教育科目を除けば、極端に高い値もないことから推して、適切な授業内容の設定の下に、授業評価が適切に行われたと判断しうる。

とはいえ GPA 値は、基本教養科目において 2.00 を下廻っているだけでなく、外国語科目、ことに初修外国語の GPA 値も、2.00 を下廻らないまでも、2.24 の低さにある。初修外国語については、新たな教養教育としての位置づけに立ち戻って、詳細な検討を要する。

出典 学務部教務課資料

資料 5-3-③-2 成績評価の異議申立てに関する要項

成績評価の異議申立てに関する要項

（平成 19 年 1 月 30 日制定）

- 1 全授業科目において、担当教員は、成績評価に用いた答案、レポート等を成績通知後から 3 か月間保存するものとする。
- 2 学生は、成績通知後、1 か月以内（やむを得ない事情がある場合は、2 か月以内）に担当教員に申し出て、自己の提出した答案、レポート等を確認することができる。
- 3 学生は、成績評価に質問又は異議がある場合には、成績通知後 1 か月（やむを得ない事情がある場合には、2 か月以内）に担当教員に申し出ることができる。担当教員との協議によっても成績評価に対する疑義が解決されない場合又は担当教員と協議ができない場合には、学生は学部長（教養教育科目にあつては、全学教育機構長又は教養教育運営機構長、大学院の授業科目にあつては研究科長とする。以下同じ。）に異議を申し立てることができる。
- 4 前項後段の異議の申立てがあつた場合は、学部、全学教育機構、教養教育運営機構及び研究科の教育に関する委員会において申立ての内容等を調査・検討する。その結果を踏まえて、学部長は、教授会（教養教育科目にあつては全学教育機構運営委員会又は教養教育運営機構協議会、大学院の授業科目にあつては研究科委員会（工学系研究科にあつては研究科教授会。）以下「教授会等」という。）の議を経て、対応を決定する。
- 5 前項の教授会等の審議結果は、当該学生に通知する。また、当該科目の評価に要する情報、答案、レポート等は、教授会等の議が終了するまで保存するものとする。

附 則

この要項は、平成 19 年月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

出典：『学生便覧』（平成 26 年度）140 頁<<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2014.pdf>>

資料 5-3-③-3 全学教育機構における成績評価の異議申立てに関する申合せ

成績評価の異議申立てに関する申合せ

（平成 25 年 3 月 29 日全学教育機構運営委員会決定）

佐賀大学全学教育機構（以下「全学教育機構」という。）は、成績評価の異議申立てに関する要項（平成19年1月30日制定。以下「要項」という。）に定めるもののほか、異議の申立てがあった場合の対応に関し、次のとおり申し合わせる。

- 1 要項による異議の申立ての文書（以下「申立書」という。）は、教務課で受け付ける。
- 2 申立書には、申立人の所属学部、学籍番号、氏名、連絡先、科目名、担当教員名及び申立ての理由を記入するものとする。
- 3 教務課は、申立人が担当教員との協議を望まない場合、又は協議が困難である場合を除き、申立人と担当教員の協議の場を設け、当事者間で協議するものとする。その際、全学教育機構の関連部会の部会長又はその代理人（以下「部会長等」という。）が立ち会うものとする。
- 4 教務課は、協議の内容について、立ち会った部会長等の確認を経て協議内容報告書を作成する。
- 5 部会長等は、申立人が担当教員との協議を望まない場合、又は協議が困難である場合は、申立人及び担当教員から個別に事情を聴取し、この結果に基づき各当事者と協議する。
- 6 教務課は、事情聴取及び協議に立ち会い、報告書を作成する。
- 7 3項及び5項の協議によっても疑義が解消しない場合は、申立人は、佐賀大学全学教育機構長（以下「機構長」という。）に異議の申立てを行うことができる。その場合、教務課は、申立書及び協議内容報告書又は前項の報告書を機構長に提出するものとする。
- 8 前項の申立てがあった場合、機構長は、佐賀大学全学教育機構企画委員会で手続等を確認した後、佐賀大学全学教育機構副機構長（以下「副機構長」という。）に調査を依頼する。
- 9 前項の依頼があった場合、副機構長は、担当教員から答案、レポートその他成績判定に用いた資料等の提出を求め、佐賀大学全学教育機構部会長会議（以下「部会長会議」という。）を開催し、申立ての内容と成績評価の適否に関し調査を行う。その際、必要に応じて、副機構長又は副機構長が指定する部会長等は、担当教員及び申立人と面接し事情を聴取する。
- 10 前項の調査において、部会長会議は、成績評価の適否等に関し疑義が生じ専門的な観点から鑑定する必要が生じた場合、関連する分野の教員（担当教員を除く。）による調査委員会を設け、その助言を求めることができる。
- 11 部会長会議は、申立内容の妥当性について、機構長に文書で報告する。
- 12 前項の報告があった場合、機構長は、佐賀大学全学教育機構運営委員会に諮り、対応を決定する。
- 13 佐賀大学全学教育機構運営委員会は、別に定める基準に基づき、審議するものとする。
- 14 機構長は、前項の決定を申立人に文書で通知する。前項の決定が、成績判定の変更を要するものである場合、機構長は、担当教員に、変更措置を求めるものとする。
- 15 前項の変更措置について担当教員が応じない場合、機構長は、学長及び担当教員の所属する部局の長に申し出て、対応を協議する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年4月1日から実施する。
- 2 平成25年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、この申合せを適用しない。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、全学教育機構部会長会議において、授業シラバスにおける解答例や出題の意図などの開示を事前にチェックするとともに、成績評価の分布等を事後的にチェックすることで成績評価の客観性、厳格性を担保している。また、「成績評価の異議申立てに関する要項」等を制定して学生に周知を図るとともに、成績評価の厳格性を担保している。

以上のことから、全学教育機構では、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断しうる。

観点5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

全学教育機構は学士課程を有していないため、該当しない。

〈大学院課程（専門職大学院課程を含む。）〉

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するに相応しい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与の方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

以上については、全学教育機構は大学院教育課程を有していないため、該当しない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 体系的に作られた「佐賀大学学士力」に沿って、教育カリキュラムが体系的に編成されている。
- 客観的で厳格な成績評価を行うべく、シラバスチェックや成績評価のチェックが組織的に行われている。

【改善を要する点】

- 学生の授業外学習時間の確保状況を具体的・客観的に把握するために、学生アンケート等の質問項目の改善等が必要である。

(3) 基準5の自己点検・評価の概要

全学教育機構では、本学が独自に定める佐賀大学学士力に沿って教養教育についての教育課程編成・実施の方針を定め、本方針に基づいて教育課程を体系的に編成している。教育課程は、英語能力検定試験や留学支援英語カリキュラムの導入、インターフェースプログラムの導入、デジタル表現後術者養成プログラムなどの分野横断的プログラムの導入など、学生の多様なニーズに

配慮して編成している。また、こうした教育課程においては、授業の内容に応じて、ICT を活用した同期型遠隔授業や講義と演習とを組み合わせた授業など、教育課程にふさわしい授業形態・学習指導法を用いるとともに、授業外学習の指示を含む適切なシラバスの作成と組織的なシラバスの検証を行うなど、単位の実質化に配慮している。さらに、成績判定基準を定めて学生に周知するとともに、基準に従って行われた成績評価については、GPA を用いて組織的な検証を行っている。全学教育機構では、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程が編成され、適切な教育方法によって教育を実施する体制が整えられているとともに、成績評価基準に従って成績評価が客観的かつ厳格に実施されている。

基準 6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身につけるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

観点6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身につけるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（修了（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

全学教育機構の教養教育科目は、佐賀大学学士力に沿って編成されている。機構が教養教育科目の履修によって企図する学習成果は、佐賀大学学士力における学生が身につけるべき知識・技能・態度に対応しており、また学習成果の状況は、佐賀大学学士力に沿って編成するカリキュラムの単位修得状況及びGPA値によって判断している。

平成26年度において全学教育機構が開講した教養教育科目の佐賀大学学士力ごとの履修結果では、佐賀大学学士力の項目1の「基礎的な知識と技能」を修得する科目については、演習科目・実習科目であるスポーツ実習、大学入門科目Ⅱ、情報基礎演習の単位修得率はいずれも90%を超える水準にあり、またGPA値も3.00前後と高い水準にあるが、外国語科目については、英語の単位習修率は89.5%、GPA値は2.29、初修外国語については単位修得率が86%、GPA値は2.24であり、ことに初修外国語の学習成果については単位修得率、GPA値ともに比較的低い水準にある。また選択科目である基本教養科目については、いずれの分野においても、単位修得率は70～80%台と低く、GPA値も2前後と低い。佐賀大学学士力の項目2の「課題発見・解決能力」及び項目3の「個人と社会の持続的発展を支える力」については大学入門科目及びインターフェース科目が対応しているが、これらの科目の単位修得率はいずれも97%以上の水準にあり、GPA値も2.5以上の水準にある（資料6-1-①-1）。

本学のGPAは、秀、優、良、可、不可の5段階で、秀を4として計算するものであり、例えば平均的な成績が「良」であり、GPA値が2.00であれば、資料5-3-②-2で示した成績評価の基準では、「学習到達目標をおおむね達成している」段階にあると評価している。平成26年度においては、一部の学士力項目において比較的低いGPA値があるものの、GPA値はほぼ2.00以上の水準にあり、また単位修得率も70%を超える水準にある。

外国語科目及び基本教養科目についてはGPA値が比較的低い状況にあるが、これらの科目の成績分布では、特に低いドイツ語や基本教養科目の文化の分野でも、秀・優の割合は4割程度を占めており、これらの科目の成績評価は他の科目に比べて特別に低くはない。これらの科目のGPA値が低い原因の一つは、履修を放棄した学生の数が多いことにある。本学のGPA値計算では履修放棄者の数が分母に含まれるが、外国語科目については履修を放棄した学生が5～7%の水準にあり、また基本教養科目においても履修を放棄した学生は10%弱と多い。履修放棄者を除けば、外国語科目及び基本教養科目のGPA値は、外国語科目でも基本教養科目でも2.10以上の水準にある（資料6-1-①-2）。

資料 6-1-①-1 佐賀大学学士力と単位修得状況及び GPA 値（平成 26 年度）

佐賀大学学士力	科目・授業科目	履修者数	単位修得者数	単位修得率	GPA 値
1. 基礎的な知識と技能					
(1) 幅広い知識を有機的に修得し、 文化的素養を身につけている	基本教養科目（自然科学と技術）	3475	2556	73.6	2.11
	基本教養科目（文化）	3331	2580	77.5	1.91
(2) 健全な社会や健康な生活に関する 知識を修得し、生活の質の向上に 役立てることができる	健康スポーツ科学	1035	998	96.4	2.89
	スポーツ実習	2400	2357	98.2	3.24
	基本教養科目（現代社会）	3762	3237	86.0	2.27
(3)-① 他者の意見を理解できると ともに、自らの意思を表現し他者の 理解を得ることができる	大学入門科目Ⅱ	581	557	95.9	3.17
(3)-① 英語を用いて知識を修得で き、自己の考えを発信できる	英語	5877	5257	89.5	2.29
(3)-① 初修外国語を用いて、簡単 な会話ができ平易な文章を読み書き できる	初修外国語	3689	3132	86.0	2.24
(3)-② 情報を収集し、その適性を 判断し、適切に活用・管理ができる	情報基礎概論	1153	1098	95.2	2.68
	情報基礎演習	1250	1170	93.6	2.86
(3)-③ 科学的素養を有し、合理的 及び理論的な判断ができる	基本教養科目（自然科学と技術）	3475	2556	73.6	2.11
(4) 専門分野の基礎的な知識と技 能	共通専門基礎科目	721	688	95.4	2.67
2. 課題発見・解決能力					
(1) 現代的課題を見出し、解決の方 法を探る能力	大学入門科目Ⅰ	1378	1360	98.7	3.44
	大学入門科目Ⅱ	581	557	95.9	3.17
	インターフェース科目	3184	3029	95.1	2.75
(3) 課題解決につながる協調性と 指導力	大学入門科目Ⅰ	1378	1360	98.7	3.44
	大学入門科目Ⅱ	581	557	95.9	3.17
	インターフェース科目	3184	3029	95.1	2.75
3. 個人と社会の持続的発展を支える 力	インターフェース科目	3184	3029	95.1	2.75
(1) 多様な文化や価値観を理解し共生 する力					
(2) 持続的な学修力と社会への参画力					
(3) 高い倫理観と社会的責任感					

出典 学務部教務課資料

資料 6-1-①-2 教養教育科目の成績分布及び GPA 値（平成 26 年度）

(単位：人、%)

科目名	秀	優	良	可	不可	放棄	その他	GPA 値
大学入門科目								
大学入門科目Ⅰ	772	487	89	12	13	5	0	3.44
	56.0	35.3	6.5	0.9	0.9	0.4	0.0	
大学入門科目Ⅱ	257	233	50	17	20	4	0	3.17
	44.2	40.1	8.6	2.9	3.4	0.7	0.0	
外国語科目								
英語	1,062	1,790	1,432	973	293	321	6	2.29
	18.1	30.5	24.4	16.6	5.0	5.5	0.1	
ドイツ語	237	170	169	266	138	82	2	1.94
	22.3	16.0	15.9	25.0	13.0	7.7	0.2	
フランス語	146	168	151	180	31	33	0	2.21
	20.6	23.7	21.3	25.4	4.4	4.7	0.0	
中国語	389	315	245	247	73	81	1	2.40
	28.8	23.3	18.1	18.3	5.4	6.0	0.0	
朝鮮語	177	102	82	88	44	29	1	2.42
	33.8	19.5	15.7	16.8	8.4	5.5	0.2	
日本語	24	13	3	1	1	0	0	3.38
	57.1	31.0	7.1	2.4	2.4	0.0	0.0	
健康・スポーツ科目								
健康スポーツ科学	368	353	180	97	17	20	0	2.89
	35.6	34.1	17.4	9.4	1.6	1.9	0.0	
スポーツ実習	1,341	578	247	191	39	1	3	3.24
	55.9	24.1	10.3	8.0	1.6	0.0	0.1	
情報リテラシー科目								
情報基礎概論	397	275	249	177	31	24	0	2.68
	34.4	23.9	21.6	15.4	2.7	2.1	0.0	
情報基礎演習	502	359	185	124	58	22	0	2.86
	40.2	28.7	14.8	9.9	4.6	1.8	0.0	
基本教養								
自然科学と技術の分野	899	774	514	369	579	339	1	2.11
	25.9	22.3	14.8	10.6	16.7	9.8	0.0	
文化の分野	423	896	714	547	417	332	2	1.91
	12.7	26.9	21.4	16.4	12.5	10.0	0.0	
現代社会の分野	754	1,075	902	506	195	324	6	2.27
	20.0	28.6	24.0	13.5	5.2	8.6	0.1	
インターフェース科目	864	1,250	623	292	75	66	14	2.75
	27.1	39.3	19.6	9.2	2.4	2.1	0.4	

注：各項の下段は、構成比

出典 学務部教務課資料

【分析結果とその根拠理由】

平成 26 年度に全学教育機構が開講した教養教育科目における単位修得率は、外国語科目及び基本教養科目を除けば、90%前後の高い水準にあり、また GPA 値についても、外国語及び基本教養科目を除けばいずれも 2.10 以上の水準にあり、外国語科目及び基本教養科目の GPA 値については若干低いものの、1.9 以上の水準にあることから、本学の成績評価の基準に照らして「学習到達目標をおおむね達成している」水準以上にあるものと判断しうる。外国語科目や基本教養科目については、オリエンテーション等で適切な履修を促しているにも関わらず履修放棄者の数が多いが、これについては、さらに徹底した履修指導や教育内容の改善が必要である。また外国語科目、ことに初修外国語の履修放棄については、新たな教養教育としての位置づけに立ち戻って、詳細な検討を要する。

以上から、全学教育機構の平成 26 年度の教育カリキュラムは、単位修得状況及び GPA 値からして、学習成果が上がっていると判断しうる。

観点 6-1-② 学生の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、開講された授業科目（クラス）について「学生による授業評価アンケート調査」を学期ごとに実施しているが、アンケート調査のなかで「この授業を受講して満足が得られた」かについて質問を行い、授業に対する満足度を調査している。アンケートは、「全くそのとおりだと思う」から「全くそうは思わない」までの 5 段階評価である。資料 6-1-②-1 は、平成 26 年度に機構が開講した授業科目（クラス）ごとの満足度を、佐賀大学学士力において身につけるべき知識・技能・態度等の学習成果に対応する授業科目ごとに集計したものである。基礎的な知識と技能に対応した科目については、他の分野に比べて多少低いものの、3.5 から 4.2 という満足度が得られている。課題発見・解決能力に対応した科目については、3.7 から 4.1 という高い満足度であり、また個人と社会の持続的発展を支える力に対応した科目も、4.0 以上の満足度にある。

資料 6-1-②-1 佐賀大学学士力と授業満足度

佐賀大学学士力	科目・授業科目	授業満足度	
		前学期	後学期
1. 基礎的な知識と技能			
(1) 幅広い知識を有機的に修得し、文化的素養を身につけている	基本教養科目（自然科学と技術）	3.62	3.55
	基本教養科目（文化）	3.63	3.67
(2) 健全な社会や健康な生活に関する知識を修得し、生活の質の向上に役立てることができる	健康スポーツ科学	4.01	3.91
	スポーツ実習	4.15	4.24
	基本教養科目（現代社会）	3.88	3.77
(3)-① 他者の意見を理解できるとともに、自らの意思を表現し他者の理解を得ることができる	大学入門科目Ⅱ	3.96	3.90

(3)-① 英語を用いて知識を修得でき、自己の考えを発信できる	英語	3.84	3.83
(3)-① 初修外国語を用いて、簡単な会話ができ平易な文章を読み書きできる	初修外国語	3.86	3.89
(3)-② 情報を収集し、その適性を判断し、適切に活用・管理ができる	情報基礎概論	3.54	-
	情報基礎演習	3.79	3.59
(3)-③ 科学的素養を有し、合理的及び理論的な判断ができる	基本教養科目（自然科学と技術）	3.62	3.55
(4) 専門分野の基礎的な知識と技能	共通専門基礎科目	3.60	3.87
2. 課題発見・解決能力			
(1) 現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力	大学入門科目Ⅰ	3.69	4.12
	大学入門科目Ⅱ	3.96	3.90
	インターフェース科目	4.10	4.04
(3) 課題解決につながる協調性と指導力	大学入門科目Ⅰ	3.69	4.12
	大学入門科目Ⅱ	3.96	3.90
	インターフェース科目	4.10	4.04
3. 個人と社会の持続的発展を支える力	インターフェース科目	4.10	4.04
(1) 多様な文化や価値観を理解し共生する力			
(2) 持続的な学修力と社会への参画力			
(3) 高い倫理観と社会的責任感			

出典 学生による授業評価アンケート調査

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構が平成25年度に開講した授業科目についての満足度は、3.5から4.2の水準にある。満足度の基となるアンケート調査は5段階評価であり、この水準から、履修した学生が授業におおむね満足していると判断できる。本学の学生は佐賀大学学士力の内容を周知しており、履修する授業科目が求める「身につけるべき知識・技能・態度等」に関する学習成果について理解していると考えれば、全学教育機構の教育カリキュラムが企図する学習成果は、ある程度上がっているものと判断しうる。

以上から、全学教育機構の教育カリキュラムは、学生の授業満足度から判断した限り、学習成果がある程度上がっているものと判断しうる。

6-2 卒業（修了）後の進路等から判断して、学習成果が上がっていること。

観点6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

全学教育機構は授業を開始から2年目であり、進路等から判断して学習成果を検証するに到っていない。

観点6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取等の結果から判断して、

学習成果が上がっているか。

全学教育機構は新たな教養教育システムでの授業開始から2年目であり、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して学習成果を検証するに到っていない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 新たな教養教育システム開始から2年目にあり、学習成果の十分な検証はできないが、単位修得状況、学生に授業満足度及びGPA値からして、学習成果が上がっている。

【改善を要する点】

- 外国語科目及び基本教養科目において履修放棄者を極力減らす教育内容等の改革が必要である。新たな教養教育としての位置づけに立ち戻って、詳細な検討を要する。

(3) 基準6の自己点検・評価の概要

本学の教養教育が教育の目的とする佐賀大学学士力を基準としてみると、各科目の単位修得率及びGPA値は、外国語科目及び基本教養科目を除き、十分な高さにある。また学生による授業評価アンケートの結果からは、各科目について、学生の高い満足度がうかがえる。新たな教養教育システム開始から2年目にあり、学習成果の十分な検証はできないものの、本学の教養教育は、教育目的に照らして、学生が身につけるべき知識・技能・態度等について、学習成果は上がっている。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。

基準 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構における講義は、主として教養教育 1 号館及び 2 号館で行っており、履修者数が特に多い場合には教養教育大講義室や、他学部の大講義室において講義を実施している（参照資料 7-1-①-1）。教養教育 1 号館の講義室は総計 20 室、講義室面積は 2,000 m²、総収容人員数は 1,677 名であり、教養教育 2 号館の講義室は総計 11 室、講義室面積は 1,267 m²、総収容人員数は 1,177 名、そして教養教育大講義室は 1 室、建物面積は 336 m²、収容定員は 280 名である。また、実験室として化学・生物実験室 1 室と物理・地学実験室 1 室を備えており、化学・生物実験室の面積は準備室を含め 230 m²、物理・地学実験室の面積は準備室も含め 231 m²である。全学教育機構では、上記以外に LM 教室 1・2 及び LM 自習室を設置している。LM 教室 1 の教室面積は 135 m²、収容人員は 48 人、LM 教室 2 の教室面積は 161 m²、収容人員は 64 人、LM 自習室の教室面積は 22 m²、収容人員は 8 名である。加えて本学には、体育・スポーツ関係の施設として、体育館、スポーツセンター、陸上競技場、野球場、テニスコートが準備されている。近隣の県や市の管理施設（市村記念体育館・佐賀市立体育館）も併用して、健康・健康スポーツ科目の授業や課外活動に使用している。なお、LM 教室等の利用の方法については、学生便覧に記載して学生に周知している（参照資料 7-1-①-2）。LM 教室の設備は、全学教育機構長の下に設置する補助組織、LM 教室運営ワーキングが管理・運営に当たっている。

全学教育機構の上記の施設は、全学教育機構が開講する授業において利用するほか、各学部が開講する専門教育科目の授業においても利用している。平成 26 年度における全学教育機構の上記の施設の平均使用率は、教養教育 1 号館及び 2 号館の一般教室が前学期 58.0%、後学期 63.0%、教養大講義室が前学期 56.0%、後学期 56.0%、実験室が前学期 8.0%、後学期 32.0%、LM 教室が前学期 66.0%、後学期 62.0%となっている（資料 7-1-①-1）。実験室の使用率が低いものの、一般教室の使用率は 60%前後であり、適度に活用している。

教養教育 1 号館及び 2 号館のうち、1 号館については平成 20 年度に耐震補強工事を行ったが、2 号館については耐震補強工事が未実施である。2 号館の耐震補強工事については文部科学省に対し概算要求を行っている。全学教育機構ではインターフェース科目の導入などによって学生の主体的学びを実現させるアクティブ・ラーニングの導入を指向しているが、教室の改修が遅れているため、アクティブ・ラーニングに適した教室の整備が遅れており、施設整備に関する懸案事項となっている。

教養教育 1 号館及び 2 号館には、エレベーターを設置するとともに車椅子用のスロープを整備しており、これらの施設・設備は、障がいのある学生が建物内を昇降するのに利用されている。

また平成 21 年度以降には、教養教育 1 号館 1 階に障がい者用のトイレを設置するなど、施設・設備のバリアフリー化を行っており、平成 25 年度は、バリアフリー化の一環として障がいのある学生が操作しやすいよう、エレベーターの改修を行った。平成 26 年度については、バリアフリー化について特に問題は発生していない。

資料 7-1-①-1 全学教育機構教室等の整備・稼働状況（平成 26 年度）

施設名称	教室番号	面積 (㎡)	収容定員 (名)	稼働率 (%)	
				前学期	後学期
教養教育 1 号館	111 番教室	133	108	76	56
	121 番教室	123	117	76	80
	112 番教室	80	60	72	68
	123 番教室	106	84	84	76
	124 番教室	103	75	64	56
	125 番教室	133	121	72	84
	126 番教室	35	15	44	56
	127 番教室	33	21	52	56
	128 番教室	33	21	52	56
	129 番教室	131	126	64	84
	131 番教室	123	123	52	68
	132 番教室	80	60	64	68
	133 番教室	106	84	68	68
	134 番教室	103	75	68	60
	135 番教室	133	120	56	60
	141 番教室	123	96	64	52
	142 番教室	80	60	44	44
	143 番教室	106	87	40	64
	144 番教室	103	97	48	36
	145 番教室	133	127	60	52
	(小計)	2,000	1,677	67	62
	実験準備室 (化学・生物)	66	10	—	—
	実験室 (化学・生物)	164	60	8	32
	実験準備室 (物理)	67	18	—	—
	実験準備室 (地学)	66	18	—	—
	実験室 (物理・地学)	98	36	0	0
(小計)	461	142	8	32	
教養教育 2 号館	211 番教室	214	224	84	84
	212 番教室	81	70	48	48
	213 番教室	76	78	56	56
	214 番教室	77	75	44	44
	215 番教室	92	90	32	44
	216 番教室	92	90	40	44

	221 番教室	214	224	80	84
	222 番教室	55	48	52	56
	231 番教室	214	224	68	72
	232 番教室	108	120	36	40
	241 番教室	44	24	12	20
	(小計)	1,267	1,177	50	54
	LM 教室 1	135	48	52	48
	LM 教室 2	161	64	80	76
	LM 自習室	22	8	—	—
	小計	318	120	66	62
一般教室合計		3,267	2,854	58	63
教養教育大講義室		336	280	56	56

出典 学務部教務課資料

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 7-1-①-1 : 全学教育機構建物等配置図 (『平成 26 年度全学教育機構履修の手引き』

〈http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/tebiki_kyoyo_h26.pdf〉 93-98 頁)

参照資料 7-1-①-2 : 全学教育機構マルチメディア語学演習室 (IM 教室) について (『平成 26 年度学生便覧』

〈<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2014.pdf>〉 22-23 頁)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、講義室や実験室、自主学習に利用できる LM 教室等を備え、また教養教育 1・2 号館にエレベーターを設置し、玄関にスロープを設けるなど、バリアフリー化が図られている。しかし、施設改修の遅れから、機構が目指す学生の主体的学びに適した教室の整備が遅れている。

以上から、全学教育機構の施設・設備は概ね適切に整備され活用されているが、新しい教育環境への対応が遅れており、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が十分に整備されていない状態にある。施設・設備における耐震化には一部に課題を残しているものの、バリアフリー化を含めて、配慮がなされていると判断しうる。

観点 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の各教室には学内 LAN のネットワークが配線されており、授業や自学自習において活用されている。平成 26 年度現在、教養教育 1 号館に 24 台、教養教育 2 号館に 4 台、教養教育大講義室に 2 台の無線 AP が設置されている (資料 7-1-②-1)。

教養教育 2 号館に整備している LM 教室においては、学内 LAN を利用できるパーソナルコン

コンピュータを LM 教室 1 に 48 台、LM 教室 2 に 64 台、LM 自習室に 8 台設置し、学生がインターネットを利用できる環境を整えている（資料 7-1-②-2）。LM 教室のパソコンについては、平成 24 年度に LM 教室 1 のパソコンを、平成 25 年度には LM 教室 2 のパソコンを新しい機種に更新した。

全学教育機構のほとんどの講義室には、VHS ビデオデッキ、DVD プレーヤー、プロジェクタ、空調設備等が整備されており、平成 23 年度には AV 機器向けデジタル映像・音声入出力のインターフェースである HDMI 及び BD プレーヤーを教養教育 1 号館 121、129、131、135、145、及び 2 号館 211、231 の各教室に設置し、また教養教育大講義室に HDMI を設置した。

全学教育機構では、文部科学省の平成 16 年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）に採択された「ネット授業の展開」を基に、ICT を活用した教養教育科目を開講しているが、ネット授業等の開講のために、佐賀大学における遠隔授業の教材開発と支援などを目的とする佐賀大学 e ラーニングスタジオ（参照資料 7-1-②-1）が「ネット授業」（資料 7-1-②-3）などのコンテンツ制作に取組み、先進的な ICT 教育環境の整備を行っている。

これに加えて平成 25 年度には、授業出席や自学自習の促進、反転授業のコンテンツ作成などを目指して、IC を組み込んだ学生証による出席管理システム及び録画した授業の映像を LMS（学習管理システム）から VOD 配信できるシステムを備えた「全学共有自学自習システム」を文部科学省特別経費によって導入し、平成 26 年度には出席管理システム及び授業視聴システムを稼働させた（資料 7-1-②-4）。本システムは全学教育機構を中心に稼働しており、出席管理システムは全学教育機構のほぼすべての教室に、授業録画システムは、少人数用の教室を除く教室に設置している（資料 7-1-②-5）。出席管理システムの目的の一つは、学修に悩みを抱える学生を早期に発見しスムーズな就学や卒業に結びつけることであり、出席管理システムのデータは、学生支援室の集中支援部門に提供されている。

資料 7-1-②-1 全学教育機構における無線 AP 設置台数

設置建物	H20 年 度	H21 年 度	H22 年 度	H23 年 度	H24 年 度	H25 年 度	H26 年 度	合計
教養教育 1 号館	11	5				8	0	24
教養教育 2 号館		4					0	4
教養教育大講義室		2					0	2
合計	11	11				8	0	30

出典：佐賀大学総合情報基盤センター資料

資料 7-1-②-2 LM 教室等の設備（平成 26 年度現在）

	机・テーブル (数)	椅子(数)	PC(数)	利用規程等
LM 教室 1	24	48	48	有
LM 教室 2	32	64	64	有
LM 自習室	8	8	8	有

出典 学務部教務課資料

資料 7-1-②-3 全学教育機構のネット授業（平成 26 年度）

前学期

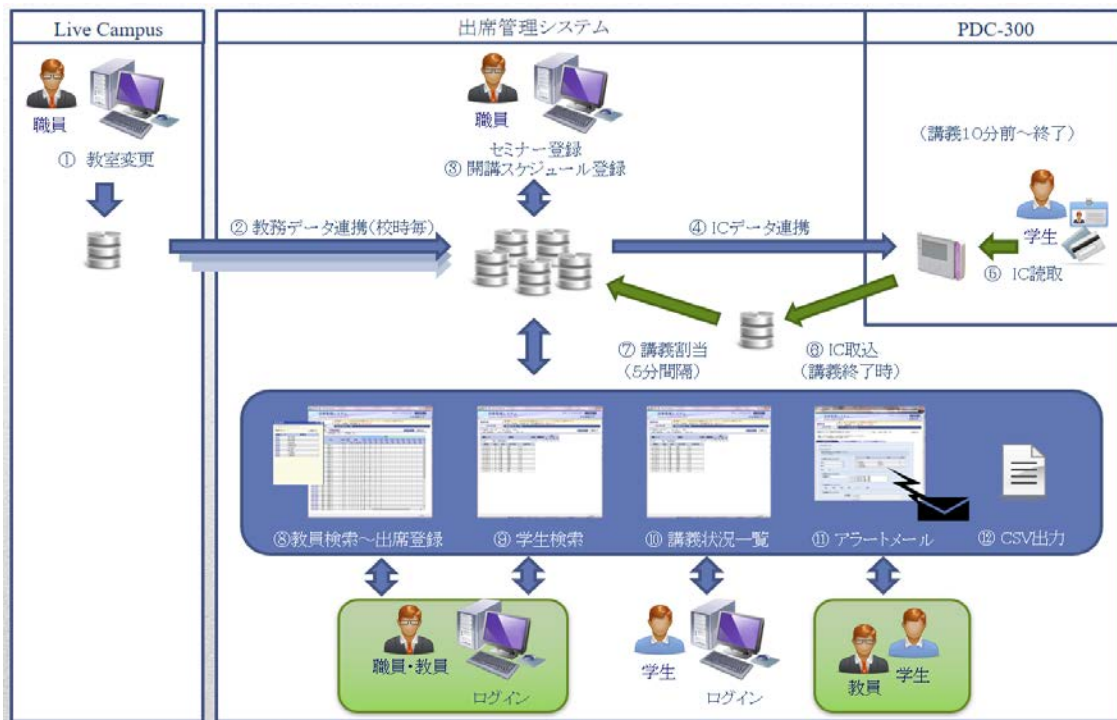
科目	分野	授業科目名	曜日・校時
基本 教養 科目	文化の分野	コミュニケーション論（人間社会とコミュニケーション）	水 2
		芸術論（有田焼入門）	時間外
		シルクロード入門	時間外
		映像制作入門	時間外
	自然科学と技術 の分野	21世紀のエネルギーと環境問題	水 1
		わかりやすい機構学	木 1
		地域の環境－森・川・海を繋ぐ環境と暮らし－	時間外
	現代社会の分野	インストラクショナル・デザイン	時間外

後学期

科目	分野	授業科目名	曜日・校時
基本 教養 科目	文化の分野	コミュニケーション論（人間社会とコミュニケーション）	水 2
		日本史（佐賀の歴史）／チャレンジ佐賀学	時間外
		考古学（吉野ヶ里学）	時間外
		芸術論（有田焼入門）	時間外
		シルクロード入門	時間外
		映像制作入門	時間外
	自然科学と技術 の分野	暮らしの中の生命科学	水 2
		わかりやすい機構学	木 1
		地域の環境－森・川・海を繋ぐ環境と暮らし－	時間外
		セラミックスの不思議	時間外
	現代社会の分野	教育学（教員のための環境教育）	水 2
		インストラクショナル・デザイン	時間外
		知的財産学	時間外

出典 学務部教務課資料

資料 7-1-②-4 全学共有自学自習システム (再掲)



システム概要

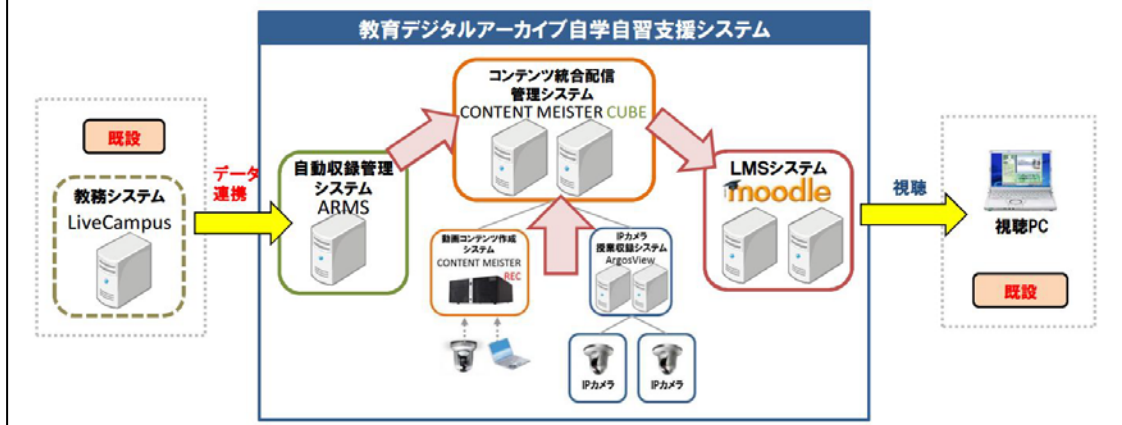
本システムは、

- 教務システム(Live Campus)とデータ連携して、対象科目の自動収録を実現する『自動収録管理システム』
- 自動収録した映像コンテンツをライブラリー化して、配信管理を行なう『コンテンツ統合配信管理システム』
- 映像コンテンツの視聴と、管理画面へのリンクを行なう『LMSシステム(moodle)』

から構成されます。

収録デバイスとしてIPカメラを活用することで、多教室での基礎教育科目の全コマ収録を実現しております。Live Campusとのデータ連携により、ポータルシステムで行われた休講・補講などの講義日変更や講義室変更に従います。

利用者は、『LMSシステム(moodle)』にログインするだけで、映像コンテンツ視聴が可能です。



資料 7-1-②-5 全学教育機構における授業収録用カメラの設置教室（平成 26 年度現在）

施設名	教室番号	収録機器	施設名	教室番号	収録機器
教養教育 1 号館	111 番教室	IP カメラ	教養教育 2 号館	211 番教室	IP カメラ
	121 番教室	IP カメラ		212 番教室	IP カメラ
	122 番教室	IP カメラ		213 番教室	IP カメラ
	123 番教室	IP カメラ		214 番教室	IP カメラ
	124 番教室	IP カメラ		215 番教室	IP カメラ
	125 番教室	IP カメラ		216 番教室	IP カメラ
	129 番教室	IP カメラ		221 番教室	IP カメラ
	131 番教室	IP カメラ		222 番教室	IP カメラ
	132 番教室	IP カメラ		232 番教室	IP カメラ
	133 番教室	IP カメラ			
	134 番教室	IP カメラ	教養教育大講義室		IP カメラ
	135 番教室	IP カメラ			
	141 番教室	IP カメラ			
	142 番教室	IP カメラ			
	143 番教室	IP カメラ			
	144 番教室	IP カメラ			
145 番教室	IP カメラ				

出典 学務部教務課資料

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 7-1-②-1：佐賀大学 e ラーニングスタジオ設置規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/383.html>)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構の施設・設備には学内 LAN に接続できる環境が整備されるとともに、LM 教室にパーソナルコンピュータが設置され、学内 LAN を利用することができる。また佐賀大学 e-ラーニングスタジオと連携してネット授業を配信できる体制が整えられている。さらに自学自習、反転授業の促進を目的に「全学共有自学自習システム」が導入されている。

以上により、全学教育機構では教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断しうる。

観点 7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では図書室を設置していないが、視聴覚機器を配置した施設・設備を保有してお

り、それら施設・設備の保守や更新については、LM 教室運営ワーキングが管理運営に当たっている。LM 準備室には、事務補佐員 1 名を配置している。観点 7-1-①で示した LM 自習室は、学生が自主学習に利用することを目的として設置したもので、語学力アップをめざす学生に平日の 9 時から 17 時まで開放し、インターネットに接続できるコンピューターを 8 台設置して英語 (<e-sia>、TOEFL、TOEIC) の他諸外国語の学習ソフト、検定試験用参考資料を備えた学習環境を提供している (参照資料 7-1-③-1)。また附属図書館は、習熟度に応じた英語の副教材を多数備えており、多くの学生が利用している。さらに附属図書館にはグループ学習用の空間を設けられており、インターフェース科目等の授業に活用している。

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 7-1-①-2 : 全学教育機構マルチメディア語学演習室自学自習 (LM 教室) について (『平成 26 年度学生便覧』) <<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2014.pdf>> 22-23 頁) (再掲)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、視聴覚教材を整備した LM 教室や LM 自習室を学生の自主学習に利用できるよう整備し、利用方法を定め、LM 準備室に事務補佐員を配置するとともに、設備内容や利用方法を学生便覧や全学教育機構ウェブサイトに掲載して利用を促している。

観点 7-1-④ : 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では LM 自習室を設置し、LM 準備室に事務補佐員 1 名を配置して、自学自習環境を整備している。また、自学自習室として 2 室を設置するとともに、自学自習室とは別に、飲食や私語が自由にできる学生ホールを 3 部屋設置している (資料 7-1-④-1)。自学自習室は 1 人ごとのブースで仕切られた自習室である。近年の学生は多少騒がしい場所での学習も好むようであり、学生ホールでも、食事、休息を取る学生に交じって、教科書を開いたり、パソコンを操作して自学自習する学生が目立っている。なお、自学自習室は遅い時刻まで学習に勤しむ学生もいるため、平成 26 年度には監視カメラを設置し、そのことを知らせる掲示を出して、自学自習を行う学生の安全を確保した。

資料 7-1-④-2 は、平成 26 年度の後学期に、自学自習室及び学生ホール利用状況を目視によって調査・記録したものである。自学自習室 1 の平時の利用は 10 名～30 名程度であるが、少し奥まったところに設置されている自学自習室 2 の利用状況は 10 名弱であった。しかし、定期試験期間中はほぼ満席の利用状況である。学生ホールは、特に昼時にはかなり多くの学生が利用している。

自学自習スペース等の利用方法については、全学教育機構のウェブサイトに掲載して、学生への周知と活用促進を図っている (参照資料 7-1-④-1)。

資料 7-1-④-1 全学教育機構の自主的学習スペース

名称	部屋名	設置備品の台数		学内 LAN 接続機器の台数
		机	椅子	
学生ホール	学生ホール (中央)	19	83	

	学生ホール（北側）	18	60	
	学生ホール（西側）	10	33	
	自学自習室 1	46	46	
	自学自習室 2	27	27	
LM 教室	LM 教室 1	24	48	48
	LM 教室 2	32	64	64
	LM 自習室	8	8	8

出典 学務部教務課資料

資料 7-1-④-2：自学自習室等の利用状況

(単位：人)

自習室等の名称	自学自習室 1		自学自習室 2		学生ホール (中央)		学生ホール (北側)		学生ホール (西側)	
	12:00	16:20	12:00	16:20	12:00	16:20	12:00	16:20	12:00	16:20
調査時間										
調査月日										
12月2日(火)	14	10	6	4	35	11	15	2	30	9
12月3日(水)	5	9	1	4	19	9	12	2	17	5
12月4日(木)	13	6	4	7	26	12	9	1	17	3
12月5日(金)	29	1	4	8	23	5	14	1	29	5
12月8日(月)	22	12	3	4	30	6	8	2	18	3

出典 学務部教務課資料

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 7-1-④-1：自学自習スペース等の利用について（全学教育機構ウェブサイト
http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_07.html）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、これまでに設置していた LM 自習室に加え、自学自習室や学生ホールを設け、学生の自主的学習環境を整備するとともに、自学自習スペース等の利用方法等をウェブサイトに掲載して学生の利用を促している。また学生は、自学自習室や学生ホールを活発に活用している。

以上のことから、全学教育機構では、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に活用されていると判断できる。

7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

教養教育の概要や教養教育科目の履修方法等については、入学時に各学部が行う新入生オリエンテーションにおいて説明を行っているが、全学教育機構では新入生が入学直後に教養教育科目の履修科目の選択を行うため、本学の学生支援室が「新入生アドバイザー制度」を設けて新入生への履修指導を行っている。新入生アドバイザーは各学部の上級生が担い、各学部の新入生オリエンテーションの終了後に教養教育1号館の学生ホールにおいて、学部ごとに、教養教育科目を始め専門教育の導入科目等の授業科目選択及び履修方法についてアドバイスを行っている。

平成26年度は新入生アドバイザーによる履修指導を4月4・5日に行い、149名の新入生が相談に訪れたが、相談内容の中でも「教養教育の科目選択、履修の登録に関する相談」が半数以上に上る143件であった（資料7-2-①-1）。また、相談に訪れた新入生に対して実施したアンケートにおいては、「アドバイザーの指導内容」について「分かりやすかった」が76%、「アドバイザーの対応の仕方」について「親しみやすかった」が75%、「満足度」について「かなり満足」が66%を占め、新入生に好評であった（資料7-2-①-2）。

学期内の履修指導は、ポートフォリオ学習支援統合システムを利用して各学部のチューターが実施するほか、学生センターに教養教育教務窓口を設置し、教養教育科目の履修等に関する相談を行っている。また大学入門科目にはキャリア教育を組み込み、進路に関する教育を行っている。

資料7-2-①-1

平成26年度新入生アドバイザー相談件数

実施期間：平成26年4月4日～4月5日（2日間）

日時	アドバイザー所属	相談者数	1 教養教育の科目の選択、履修の登録に関する相談	2 所属学部学科（課程）の科目の選択、履修の登録に関する相談	3 学内施設や学内窓口（奨学金や学費免除等）に関する情報	4 学外の衣食住や交通アクセス等の情報	5 学生生活について（課外活動、アルバイトを含む）	6 教員免許等の資格、進路、就職	7 その他
4月4日	文教	7	3	2	0	0	0	3	0
4月4日	経済	19	14	4	3	2	1	1	1
4月4日	理工	14	9	2	0	0	0	2	1
4月4日	農	1	1	1	0	0	0	0	0
合計(4/4)		41	27	9	3	2	1	6	2
4月5日	文教	44	25	15	1	0	10	9	1
4月5日	経済	24	14	1	0	0	0	1	3
4月5日	理工	13	11	3	1	0	0	5	3
4月5日	農	27	13	6	0	0	2	3	2
合計(4/5)		108	63	25	2	0	12	18	9
総計		149	143	61	24	2	8	33	11

出典 学務部教務課資料

平成26年度新入生アドバイザーアンケート集計表																		
		1) どんな相談で来られましたか					2) アドバイザーの指導内容はどうでしたか？				3) アドバイザーの対応の仕方はどうでしたか？			4) あなたの満足度を評価してください。(該当するものを○で囲んでください。)				
		(ア) 科目の選択に関する相談	(イ) 履修の登録に関する相談	(ウ) 教職免許の取得に関する相談	(エ) 奨学金や学費免除に関する相談	(オ) その他	(ア) 分かりやすかった	(イ) まあまあ、よかった	(ウ) よく分からなかった	無回答	(ア) 親しみやすかった	(イ) まあまあ	(ウ) 好感が持てなかった	(ア) かなり満足	(イ) おおむね満足	(ウ) どちらでもない	(エ) 一部不満	(オ) かなり不満
4月4日	文教	1	1	1			1				1			1				
4月4日	経済	14	13	0	1		18				18			17	1			
4月4日	理工	7	1			1 教科書	8		1		8	1		5	3	1		
4月4日	農	1					1				1			1				
小計		23	15	1	1	1	28	0	1	0	28	1	0	24	4	1	0	0
4月5日	文教	15	27	10	1	教科書、デジタルプログラム、アルバイト	28				28	0		23	5			
4月5日	経済	16	10	1		3 人生相談、教科書、簿記検定	24				24			23	1			
4月5日	理工	3	8	1		2 スポーツ実習の服装、教科書	11				10	1		10	1			
4月5日	農	10	13	5			22				22			18	5			
小計		44	58	17	1	9	85	0	0	0	84	1	0	74	12	0	0	0
総計		67	73	18	2	10	113	0	1	0	112	2	0	98	16	1	0	0

出典 学務部教務課資料

【分析結果とその根拠理由】

本学では、各学部のチューター教員が教養教育科目を始め専門教育科目の履修指導を行っているが、これに加え、学生支援室が新入生アドバイザー制度を設けて、新入生に対する教養教育授業科目の選択・受講方法等について履修指導を行っている。アンケート調査結果から判断して、新入生アドバイザー制度に対する満足度は高い。

以上から、本学及び全学教育機構では、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に行われていると判断する。

観点 7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、ポートフォリオ学習支援統合システムを活用したチューター制度を整えており、チューター教員が履修指導とともに学習支援に関する学生のニーズの把握を行っている。また、本

学の学生支援室は、各学部及び全学教育機構と協力して、身体に障がいを抱える学生への支援を行うとともに、悩みを抱える学生を早期に発見し支援する体制を整えている。平成 26 年度においては、全学共有自学自習システムの出席管理システムを活用して英語科目の出席状況を把握し、学修の面で悩みを抱える学生の早期発見を行った。チューター指導や授業への出席管理システムによって把握した学生については、学生支援室集中支援部門の専門医、臨床心理士、看護師、キャンパスソーシャルワーカーといった専門スタッフが、それぞれに適切な学習支援、生活支援、医療支援等の判断を行っている。身体に障がいを抱える学生などの特別の支援を要する学生については学務部学生生活課が適切な学習支援を行っている。平成 25 年度においては、聴覚障がい者 1 名に対し、ノートテーカー、手話等の支援を行ったが、平成 26 年度には、全学教育機構の授業を履修する 2 名の学生を対象に、受講する教室の適当な机に専用札を添付し、本人の希望する環境にできる限り近い座席を確保する取組や、定期試験の際に、希望を申し出た学生に対しての別室での受験を行った。

全学教育機構の専任の教員及び併任の教員は、それぞれがオフィスアワーを設定して学生の学習相談に応じている。平成 26 年度には、オフィスアワーにおける学生の指導学生数は 174 名、オフィスアワー外での指導学生数は 231 名に上っている。また、全学教育機構では国際教育を柱の一つとしているため、外国人留学生に対して、留学生教育を中心的に担う教員（5 名）が外国人留学生に向けてのオフィスアワーを設定すると共に、常時留学生の相談に応じている。平成 26 年度における外国人留学生のオフィスアワーでの指導学生数は 65 名、オフィスアワー外での指導学生数は 121 名であった（資料 7-2-②-1）。また外国人留学生プログラムのための授業科目では、日本語とともに、英語によるシラバスを作成している（参照資料 7-2-②-1）。

資料 7-2-②-1：全学教育機構専任の教員の学生指導件数

	指導学生数（人）	実施教員数（人）
オフィスアワーにおける学生指導	174 (65)	10 (5)
オフィスアワー外での学生指導	231 (121)	9 (5)
合計	405 (186)	19

注：（ ）は外国人留学生に対する学習指導を示す。

出典 「平成 26 年度教員個人評価報告書（全学教育機構）」 4 頁

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 7-2-②-1：英語によるシラバス（例）「日本語総合 I」

(<https://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusReferenceContentsInit.do?jsessionid=9fIDXfxG01Xu1Xc6Y-x-4djd.kmap2?subjectId=025900204578&formatCode=2&rowIndex=0&jikanwariSchoolYear=2014>)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、各学部のチューター教員による学習支援のニーズ把握が行われているほか、全学教育機構の授業科目を用いて学修面で悩みを抱える学生の早期発見が行われ、学生支援室の専門スタッフによる適切な支援を行う体制が整えられている。また身体に障がいを抱える学生に対しては、ノートテーカーや手話、適切な座席の確保、定期試験での別室受験などの学習支援が行われている。さらに全学教育機構の外国人留学生教育においては、オフィスアワー及びそれ以外の時間における外国人留学生への学習支援等の指導が行われ、また外国人留学生用の授業科目においては英語によるシラバスが作成されている。

以上のことから、本学及び全学教育機構においては、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学習相談、助言、支援が適切に行われており、また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生については学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断しうる。

観点7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

全学教育機構は通信教育を行う課程を置いておらず、該当しない。

観点7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

全学教育機構では、授業に支障が生じない限り、サークル活動等に教養教育1号館及び2号館の教室について、使用を許可している。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、学生のサークル活動や自治会活動等の課外活動に直接的な支援は行っていないが、全学教育機構の施設・設備の利用を許可しているという点で、適切な支援が行われていると判断しうる。

観点7-2-5 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点到係る状況】

全学教育機構は学生定員を持たないことから学生の生活支援に関する独自の制度は持たないが、学生センターに「学生なんでも相談窓口」が設置され、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談に対し、非常勤の学外カウンセラーによる助言が行われている（参照資料 7-2-⑤-1）。またハラスメントに関しては、全学教育機構の教員2名がハラスメント相談員になり、学生及び

教職員のハラスメント相談に応じている（資料 7-2-⑤-1）。

留学生に対しては、日本語科目担当の教員を中心に、7-2-②-3 において述べたオフィスアワー等における学習相談の折に、生活面での相談等にも応じている。また障がいのある学生を受入れた場合については、教養教育科目の受講に関して、全学教育機構が対応の可否及び対応方法の検討を行っている。

資料 7-2-⑤-1

佐賀大学ハラスメント相談員

平成 26 年 4 月 1 日

※所属学部等にこだわらず自由に連絡を取ってください。

氏 名	所 属 等	学内電話番号 (E-Mail アドレス)	場 所
◎ 木 道 圭 子	学生支援室講師(保健管理センター講師)		保健管理センター 2 階
尾 崎 岩 太	鍋島地区保健管理センター分室准教授		鍋島地区保健管理センター分室
◎ 松 下 一 世	文化教育学部教授		文化教育学部 1 号館 3 階
◎ 吉 住 磨 子	文化教育学部教授		文化教育学部 4 号館 3 階
松 尾 陽 好	経済学部准教授		経済学部 3 号館 2 階
◎ 小 西 みも恵	経済学部准教授		経済学部 3 号館 3 階
◎ 古 賀 明 美	医学部准教授		医学部看護学科棟 4 階
◎ 平 川 奈緒美	医学部准教授		医学部臨床研究棟 2 階
米 山 博 志	工学系研究科教授		理工学部 1 号館中棟 3 階
◎ 前 田 明 子	工学系研究科助教		理工学部 6 号館 2 階
光 富 勝	農学部教授		農学部 1 号館南棟 2 階
◎ 藤 村 美 穂	農学部准教授		農学部 3 号館
◎ 丹 羽 順 子	全学教育機構准教授		学生センター 2 階
吉 川 達	全学教育機構講師		学生センター 2 階
木 寺 仙 明	総務部総務課副課長		本部棟 3 階
◎ 浦 川 加奈子	総務部総務課係長		本部棟 3 階
許 斐 博	学務部教務課係長		学生センター 1 階

◎印は女性の相談員

出典 佐賀大学ウェブサイト 〈<https://www.saga-u.ac.jp/somu/sekuhara.htm>〉

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 7-2-⑤-1：なんでも相談窓口 〈<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/sodan.html>〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、全学ハラスメント相談員として専任の教員 2 名を配置してハラスメント相談に対応している。また、留学生に対してはオフィスアワー等による学習相談を行う折に留学生の生活に関する相談に応じるとともに、障がいをもつ学生については、受け入れの可否や対応方法等について検討を行っているか。

以上のことから、全学教育機構では、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われている。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われている、と判断しうる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○ LM 教室や学内 LAN 網の配備などを十分に整えるとともに、新たに全学共有自学自習システムを導入して授業の自動録画などを提供する予定であり、ICT を活用した学修及び自学自習環境が十分に整っている。

【改善を要する点】

○ 全学教育機構の教育施設は、従来の講義・実験・演習に対しては必要な施設を整備しているが、アクティブ・ラーニングなどの新しい教育方法に対応した教育施設がまだ十分に整備されておらず、早急な改善を要する。

(3) 基準7の自己評価の概要

全学教育機構は、アクティブ・ラーニングなど新たな教育方法に対応した教育施設の整備では遅れているものの、従来の講義に対しては十分な教育資質・設備を整えており、また ICT 活用教育に対応した教育環境及び自学自習のための教育環境も十分に整備されている。さらに学生への履修指導も学生支援室と連携して行われており、また学生支援については学生センターに「何でも相談窓口」が設けられており、健康、生活、就職、ハラスメント等について相談を受け、専門家による適切な対応に結び付けている。これとは別にハラスメントについては、全学教育機構の教員 2 名がハラスメント相談員となって、学生・教職員の相談に備えている。さらに留学生への学習指導や生活指導も留学生用科目を担当する教員によって十分に行われている。

全学教育機構では、教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が概ね整備されて活用されており、学生への履修指導・生活指導も適切に行われている。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

全学教育機構では、機構における業務の実施組織である学務部教務課及び部門や部会等において作成する教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を、機構長の補佐組織である評価ワーキング（資料 8-1-①-1）において収集し、「教育活動の状況及び学習成果に関するデータ・資料集」として整理し蓄積している（別添資料 8-1-①-1）。本学は「国立大学法人佐賀大学法人文書管理規程」（参照資料 8-1-①-1）に基づいて文書管理者および文書管理担当者を置くとともに法人文書保存期間基準を定めており、教育及び研究関係文書については部局の長を文書管理者として適正な文書管理を行っている。全学教育機構では文書管理者を機構長が務め、評価ワーキングの長には機構長の指名を受けた文書管理担当者である副機構長を充てて、データや資料の収集・蓄積・保存等の責任体制を構築している。しかし、収集する資料・データの作成元について十分な整理が行われていないため、資料・データの収集にはかなりの時間と労力を要している。

全学教育機構における教育の取り組み状況及び学習成果の検証及び改善については、評価ワーキングが蓄積したデータ・資料を基に自己点検・評価の原案として取りまとめ、「国立大学法人佐賀大学評価の実施に関する規則」（参照資料 8-1-①-2）に基づき、機構長を議長とする部門長会議において自己点検・評価の妥当性について協議している（資料 8-1-①-2）。自己点検・評価書の原案は、部門長会議での協議を経て、運営委員会において審議し、必要とされる教育改善等は、機構長のガバナンスの下で、各部門、各部会及び各ワーキングにおいて実施している。

平成 26 年度においては、平成 25 年度の自己点検・評価における全学教育機構開講授業科目の履修状況、単位取得状況、非常勤講師比率等の検討の結果、ことに初修外国語科目、健康・スポーツ科目及び外国人留学生用カリキュラム科目に関し、授業科目の効率的な開講に問題のあることが明らかになったことから、学長の指示を受けて、全学教育機構は全学教育機構非常勤講師削減に伴う教養教育・日本語教育カリキュラム改革を行うことを全学教育機構運営委員会です承してカリキュラム改革の方針を定めた。これを基に、初修外国語科目を廃止し、新たに文化と言語を学ぶ基本教養科目を開講し、また健康スポーツ科学及びスポーツ実習を廃止し、新たに共通教職科目を設けて体育実技として開講する等の内容を盛り込んだ「全学教育機構カリキュラム改革の大枠」を策定して、カリキュラム改革に着手した（資料 8-1-①-3）。検討の結果、新たなカリキュラムの実施は平成 28 年度からとし、平成 26 年度には教養教育科目の区分の変更を行い、平成 27 年度に具体的な授業科目を開発することにした。

資料 8-1-①-1 評価ワーキングの設置

佐賀大学全学教育機構における補助組織（ワーキンググループ）に関する内規 （平成26年7月23日機構長制定）	
（設置）	
第1条 佐賀大学全学教育機構（以下「機構」という。）に、佐賀大学全学教育機構組織運営規程（平成24年3月28日制定）第15条の規定に基づき、全学教育機構長（以下「機構長」という。）の職務を補佐するため、補助組織としてワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。	
（WG）	
第2条 前条に規定するWGの名称及びその業務は、次の表に掲げるとおりとする。	
名 称	業 務
教育質保証WG	教員の資質の向上及び能力の開発、ティーチング・ポートフォリオ等、教育の質保証に関する事項について機構長を助ける。
論文編集WG	佐賀大学全学教育機構紀要の発行及び編集に関する事項について機構長を助ける。
評価WG	機構の自己点検・評価及び法人評価並びに評価結果に基づく改善に関する事項について機構長を助ける。
広報WG	機構の教育情報及び広報活動に関する事項について機構長を助ける。
予算・施設設備WG	機構の予算・施設整備に関する事項について機構長を助ける。
安全衛生・環境WG	機構の安全衛生・環境に関する事項について機構長を助ける。
レクリエーションWG	機構における教員間の親睦等に関する事項について、機構長を助ける。
LM教室運営WG	機構におけるLM教室の運営に関する事項について、機構長を助ける。
実験室運営WG	機構における実験室の運営に関する事項について、機構長を助ける。
（組織及び任期）	
第3条 前条のWGは、機構の専任の教員及び併任の教員をもって構成する。	
2 WGに、WG長を置く。	
3 各WGへの教員の所属及びWG長については、機構教員会議の議を経て、機構長が定める。	
4 WG長及び構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。	
5 WG長及び構成員が任期の途中で交替した場合の任期は、前任者の残任期間とする。	

出典：学部部教務課資料

資料 8-1-①-2 全学教育機構における自己点検・評価の検討組織（部門長会議）

佐賀大学全学教育機構組織運営規程 （平成24年3月28日制定）
. . . （部門長会議）

第9条 機構に、部門長会議を置く。

2 部門長会議は、部門長をもって組織する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者を加えることができる。

3 部門長会議は、機構長が招集し、議長となる。ただし、副機構長のうちから機構長が指名した者が議長を代行することができる。

4 部門長会議は、機構の組織運営に関する事項について機構長の諮問に応じるとともに、次に掲げる事項を協議する。

(1) ファカルティ・ディベロップメントその他教員組織の活性化に関する事項

(2) 個人評価、自己点検評価、法人評価、その他の評価及び評価結果に基づく改善に関する事項

(3) 教育情報及び広報活動に関する事項

(4) 予算、施設設備及び環境衛生に関する事項

(5) 併任の教員の選定に関する事項

・・・

出典：佐賀大学規程集 〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>〉

資料 8-1-①-3 教養教育等カリキュラム改革についての議論

第10回全学教育機構運営委員会議事メモ

1 日時：平成26年10月10日（金） 8：50～10：15

2 場所：教養教育会議室（1号館1F）

3 議題：

【審議事項】

(1) 語学部門退職教員の後任に係る公募について

(2) 全学教育機構非常勤講師削減に伴う教養教育・日本語教育カリキュラム改革の方針（案）について

(3) 佐賀大学全学教育機構運営専門委員会規程（案）について

(4) 授業計画の変更について

(5) その他

【報告事項】

(1) 授業点検・改善評価報告書及び簡易版ティーチング・ポートフォリオの入力状況について

4 出席者：省略（26名）

5 議事内容：

(2) 全学教育機構非常勤講師に伴う教養教育・日本語教育カリキュラム改革の方針（案）について

瀬口委員長から経緯等の説明に引き続き、諸泉副機構長から資料2についての詳細な説明があり、学長に対する回答期限（10月末）のため、大枠を作成し、学部との調整を図りたいとのことであった。なお、各委員の種々な意見はあったが、大筋で同方針（案）を了承した。

検討WGは、諸泉、滝澤、遠藤、古川（文教）、池上、中山 の各教員で組織することし、町田講師を加えることで了承された。
検討WGの答申（案）は、運営委員会に付議することとした。

出典 学務部教務課資料

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 8-1-①-1：国立大学法人佐賀大学法人文書管理規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/762.html>)

参照資料 8-1-①-2：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/396.html>)

別添資料 8-1-①-1：平成 26 年度自己点検・評価のためのデータ・資料及び出典・作成担当一覧

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、部門長会議及び評価ワーキングを中心として、教育活動に関する各種データ等の収集・検証が行われ、機構長のガバナンスの下で、教育の取組状況等について自己点検・評価と改善の取組が行われている。また、教育に関する授業科目の開設状況、履修状況、成績評価の状況についての基本的な事項については、部会長会議において組織的な検証がなされ、部会において改善が実施されている。しかし、教育活動に関する基本データ・資料の収集・報告書の作成については、改善の余地がある。

以上のことから、全学教育機構では、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が、概ね整備されていると判断しうる。

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学は、「自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針」を定めて各部局の自己点検・評価の結果を役員会において検証し、検証の結果に基づき改善を行う制度を整えている（参考資料 8-1-②-1）。全学教育機構では、平成 25 年度の自己点検・評価における「改善を要する点」について役員会に報告するとともに、役員会の検証を経て、平成 26 年度に各部会・部門等において改善を行い、改善結果については部会長会議において検証を行っている（資料 8-1-②-1）。平成 26 年度においては、生命科学部門への専任教員の配置、教養教育カリキュラム改革、アクティブ・ラーニング用多目的室の整備等の改善を行った。また全学教育機構は、教職員の意見を、全学教育機構教員会議、部門長会議、部会長会議等における協議において機構長が聴取し、教育の質の改善・向上に活かしている。さらに、学生の意見聴取については、本学が学期ごとに行っている「学生による授業評価アンケート」の結果を、授業担当教

員が、「授業評価結果を用いた授業改善実施要領」に基づいて、授業の優れた点及び改善を要する点や次年度の授業改善目標を記した「授業点検・評価報告書」を作成し、本学のウェブサイトにおいて公開している（別添資料 8-1-②-1）。

学生への授業評価アンケートの結果を受けて行った教育の質の改善・向上に関する事例としては、「学生による授業評価」により受講生の自学自習時間が少ない状況を改善するために、授業を自動的に収録し編集することで講義資料を作成し、反転授業等に役立てることを企図した「全学共有自学自習システム」を全学教育機構で開講する授業を中心として導入した取組がある（資料 7-1-②-4 を参照のこと）。

資料 8-1-②-1 平成 25 年度自己点検・評価に係る改善を要する点と改善結果

基準	改善を要する点	改善結果
基準 2	全学教育機構教育プログラムの実施を中心に担う教員組織の構成に関し、生命科学部門に専任の教員を配置していないことは、プログラムの十全な運営の上で、早急な改善を要する。	生命科学部門には、平成 26 年 4 月 1 日に専任の教員 1 人を配置した。
基準 3	非常勤講師の担当授業科目（クラス数）が 42% を占める状況は、「主要授業科目の授業科目についてはなるべく専任の教授等に担当させる」という条文に照らせば、改善を要する。	非常勤講師削減に伴う教養教育カリキュラム改革に着手し、「全学教育機構カリキュラム改革の大枠」を定めて、平成 28 年度開講に向けて、初修外国語科目を言語と文化に関する基本教養科目に改変するなどの改革の作業を行った。なお平成 28 年度には、非常勤講師の授業担当比率を 30% 弱に縮小する予定である。
基準 5	学生の授業外学習時間の確保やシラバスの活用を客観的に把握するために、学生アンケート等の質問項目の改善等、整備が必要である。	高等教育開発室は教育委員会に協力して、学生アンケートの質問項目等の修正を行った。
基準 6	教育カリキュラムが目的とする学習成果ごとの達成度について調査・分析を行う必要がある。	インターフェース科目について、2 年次生を対象に「平成 26 年度授業に関するアンケート調査」を実施し、学修成果ごとの達成度を分析する基礎データを収集した。平成 27 年度にも同様のアンケート調査を実施し、それらのデータを基に分析を行う予定である。
基準 7	全学教育機構の教育施設は、従来の講義・実験・演習に対しては必要な施設を整備しているが、新しい教育方法に対応した教育施設の整備が遅れており、早急な改善を要する。	教養教育 2 号館の改修計画（概算要求）に伴い、アクティブ・ラーニングを実践するスペースを創出することを盛り込んだゾーニング計画を策定した。また、教養教育 1 号館にアクティブ・ラーニングを実施できる多目的室を整備した。
基準 8	部局の自己点検・評価を実施する体制は整	評価 WG において「教育の取り組み状況

	えているが、設置から日が浅いこともあり、自己点検・評価の手法が集積されておらず、また、教育活動に関する基本データ・資料をまとめた報告書の作成が十分には行われていない。	及び学習成果に関するデータ・資料集」を作成した。
基準 9	危機管理について、授業担当教員への周知が不十分である。	危機管理マニュアルに基づき、学生の事故に対する対処方法を非常勤講師室に掲示し、周知を行った。
基準 10	教育情報の公開に関し、各教員の有する学位、授業に関する情報について改善する必要がある。	職位、専門分野等を記載した教員一覧を作成し、学位については教員総覧によるものとした。また、授業科目一覧をホームページに掲載した。

出典：学務部教務課資料

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 8-1-②-1：自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針 <<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/753.html>>

別添資料 8-1-②-1：学生アンケートに基づく授業外学習時間に関する授業点検・改善報告（事例）（再掲）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構の自己点検・評価を役員会で検証し、検証結果に基づいて教育課程・組織運営に関する改善を行っている。また、学生による授業評価アンケートによって学生からの意見を聴取し、その結果に基づき次年度の授業改善計画を立て教育の改善に取り組んでいる。さらに機構長は、教員会議等において教職員の意見を聴取し、機構の運営に反映させている。こうした意見は、教員による教育改善や新たな教育支援システムの導入などに結びついている。

以上のことから、全学教育機構では、大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている、と判断しうる。

観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学では、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」の第6条「部局等評価に関しては、必要に応じ、在学生、卒業生、学外者等の意見を聴取するものとする」に基づき、各部局が作成する自己点検・評価書については、原則として隔年に、学外者1～2名による学外者検証を受けている（参照資料 8-1-③-1）。全学教育機構は、平成 23・24 年度の自己点検・評価書につい

て、学外評価委員 2 名による外部検証・評価を受審したので、平成 25 年度の自己点検・評価書については、学外者検証を受審していない。しかし、平成 23・24 年度の学外者検証の結果については、部門長会議において改善策等の協議を行い（別添資料 8-1-③-1）、前項の観点 8-1-②-1 で示したように、インターフェース科目の拡充、アクティブ・ラーニングの手法を幅広く取り入れたインターフェース科目の教育方法の改善、生命科学部門への専任教員の配置や、自己点検・評価書の記載方法の改善等の改善策を実施した。

インターフェース科目の拡充については、平成 26 年度に「男女共同参画とジェンダー」プログラムを開設し、また「チームビルディングとリーダーシップ」及び「スポーツイベントとボランティアリーダー」の 2 つのプログラムを平成 27 年度に開設することを計画した（資料 8-1-③-1）。また、インターフェース科目の教育方法の改善については、インターフェース科目に相応しい教育方法としてアクティブ・ラーニングの実施に努め、平成 26 年度に開設したインターフェース科目では、開講した 72 科目のうちで 54 の授業科目（実施率 75%）でアクティブ・ラーニングを実施した（資料 8-1-③-2）。

また本学では、学長及び副学長（全学教育機構長を兼務）が県内外の高等学校を訪問し、本学の教育についての意見を聴取している。学外関係者の意見を全学教育機構の教育の質の改善・向上に反映させた事例としては、本学の英語教育についての問題点の指摘を基に、全学教育機構の英語教育に全学統一英語能力試験（TOEIC）を導入し、継続して実施したことにより、1 年次から 2 年次にかけての TOEIC スコアが上昇し、英語教育改革の効果が上がったことがあげられる（参照資料 8-1-③-3）。

資料 8-1-③-1 インターフェースプログラムの充実状況

実施年度	インターフェースプログラムの新規開設
平成 26 年度	男女共同参画とジェンダー
平成 27 年度（計画）	チームビルディングとリーダーシップ
	スポーツイベントとボランティアリーダー

出典 学務部教務課資料

資料 8-1-③-2 平成 26 年度インターフェース科目におけるアクティブ・ラーニングの活用状況

授業科目名	アクティブ・ラーニングの活用状況
機械工学と環境 I	調査、調査、プレゼンテーション
機械工学と環境 II	調査、調査、プレゼンテーション、グループ作業
電気電子工学と環境 I	実験
電気電子工学と環境 II	グループ調査
有明海学 I	フィールドワーク、グループワーク
有明海学 II	実験、野外実習
地域環境の保全と市民社会 I	演習、野外活動
地域環境の保全と市民社会 II	現地見学
環境教育 I	グループワーク、フィールドワーク
環境教育 II	実習
環境教育 II	実習
環境教育 II	実習

環境教育Ⅱ	実習
アジアの理解Ⅰ	グループワーク
アジアの理解Ⅱ	グループワーク（グループによる調査、報告、討議）
芸術創造Ⅰ	
芸術創造Ⅱ	演習
異文化交流Ⅰ	演習
異文化交流Ⅰ	Practices
異文化交流Ⅱ	practices & some field work
異文化交流Ⅱ	レポート作成、討議
異文化交流Ⅱ	演習、ワークショップ、実習
男女共同参画とジェンダーⅠ	グループワーク
男女共同参画とジェンダーⅡ	グループワーク、ディスカッション
Intercultural CommunicationⅠ	
Intercultural CommunicationⅠ	
Intercultural CommunicationⅠ	discussion in groups & pairs
Intercultural CommunicationⅡ	
Intercultural CommunicationⅡ	
Intercultural CommunicationⅡ	some discussion
Intercultural CommunicationⅢ	discussion in groups & pairs
Intercultural CommunicationⅣ	
映像・デジタル表現Ⅰ	演習
映像・デジタル表現Ⅱ	演習
映像・デジタル表現Ⅲ	演習
映像・デジタル表現Ⅳ	演習、発表
現代社会における消費Ⅰ	演習
現代社会における消費Ⅱ	演習
アントレプレナーシップⅠ	調査、ワークショップ
アントレプレナーシップⅡ	フィールドワーク、ワークショップ、プレゼンテーション
リサーチ・リテラシーⅠ	演習
リサーチ・リテラシーⅡ	演習
食料と生活Ⅰ	演習、実習
食料と生活Ⅱ	演習、実習
未来を拓く材料の科学Ⅰ	学生との双方向授業
未来を拓く材料の科学Ⅱ	学生との双方向授業
エレクトロニクスと生活Ⅰ	演習
エレクトロニクスと生活Ⅱ	
情報技術者キャリアデザインⅠ	演習
情報技術者キャリアデザインⅡ	
現代社会と医療Ⅰ（鍋島開講）	
現代社会と医療Ⅱ（鍋島開講）	討議

現代社会と医療Ⅲ（鍋島開講）	調査、グループ討議
現代社会と医療Ⅳ（鍋島開講）	実習、演習
食と健康Ⅰ（鍋島開講）	演習
食と健康Ⅱ（鍋島開講）	討議
食と健康Ⅲ（鍋島開講）	スポーツ実技
食と健康Ⅳ（鍋島開講）	
子どもの発達支援Ⅰ	ディスカッション
子どもの発達支援Ⅱ	
子どもの発達支援Ⅲ	
子どもの発達支援Ⅳ	
障がい者就労支援Ⅰ	
障がい者就労支援Ⅱ	機器操作体験
障がい者就労支援Ⅲ	
障がい者就労支援Ⅳ	
佐賀の歴史文化Ⅰ	
佐賀の歴史文化Ⅱ	演習
地域経済と社会Ⅰ	グループごとの演習
地域経済と社会Ⅱ	
地域創成学Ⅰ	学外研修、実習
地域創成学Ⅱ	演習、学外実習

出典 学務部教務課資料

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 8-1-③-1：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/396.html>)

参照資料 8-1-③-3：平成 26 年度全学統一英語能力試験（TOEIC）結果

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/toeic131.pdf>)

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/toeic141.pdf>)

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/02/toeic142.pdf>)

別添資料 8-1-③-1：平成 23・24 年度全学教育機構自己点検・評価の評価結果による改善

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に基づく学外者による検証の結果を踏まえた改善を行い、インターフェース科目の充実や教育内容の改善を行っている。また、学長及び副学長（全学教育機構長）の高等学校訪問等での意見聴取などを基に教育方法の改善を行い、英語活用能力の向上等の具体的成果が上がっている。

以上により、全学教育機構では、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている、と判断しうる。

8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

観点8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

全学教育機構では、高等教育開発室が、機構に必要な教育改善方法等を勘案して、全学の教職員を対象としたファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）を企画・立案し、実施している（資料8-2-①-1）。平成26年度は、本学が経費を提供する教育改善支援経費で平成25年度に取り組んだ事業に関する成果報告を4件、及び本学が力を注いでいるアクティブ・ラーニングの実践と方法についての講演会を開催した。教育改善支援事業の報告では、アメリカの大学と連携して実施している留学支援英語カリキュラムのプレ留学プログラムの実効性や、社会人基礎力を育成するための取組等、教育の質の改善・向上を図った取り組み成果が報告された。また、アクティブ・ラーニングの実践と方法は、実際にアクティブ・ラーニングを実施・活用している学外講師による、グループワークを中心とした実践的な講演会であり、教員をはじめ教育支援職員等が参加した。

高等教育開発室では、FD・SD講演会を企画・実施するほか、本学に新たに着任した教員に対する「新任教員研修会」を開催している。平成26年度は5月9日に開催し、学長講話を挟んで、大学をめぐる動向、本学の教養教育、ポートフォリオ学習支援統合システム、スキルアップセミナー等について、新任教員研修を行った（資料8-2-①-2）。この新任教員研修は、教育先導大学を標榜する本学にとって、教員が本学の教育基盤について理解を深める重要なFD活動と位置づけている。高等教育開発室はまた、本学の教職員を対象に「スキルアップセミナー」を開催している。平成26年度は、アクティブ・ラーニングをテーマとしたスキルアップセミナーを開催した。しかし、FD・SD講演会への参加者数は多くても20名程度にとどまっている。

本学のFD活動の大きな柱の一つはポートフォリオ学習支援統合システムを活用しての、教育改善を目的としたティーチング・ポートフォリオ（以下、「TP」という。）の作成及び公開である。高等教育開発室はTP作成を支援するワークショップを開催しており、平成26年度には標準版TP作成支援のためのワークショップを2回開催し8名の教員の標準版TPの作成支援を行った。また、簡易版PT作成支援のためのミニワークショップを13回開催し、104名の教員の簡易版TPの作成を支援した。全学教育機構の専任の教員もTPの作成に積極的に取り組んでおり、平成26年末において、簡易版TPの作成者は20名中16名に至っている。

資料8-2-①-1

平成26年度全学教育機構が主催のFD・SD講演会、スキルアップセミナー・初任者研修等の開催状況

(単位；人)

	開催日	演題等	講演者等	参加人数

新任教員 研修	5/19 (火)	新任教員を対象として、教員の役割等について理解を深めてもらうために、本学の教育システム等について説明を行う。	主催：全学教育機構高等教育開発室	71
FDセミナー (教育改善支援 経費取組報告 会)	5/27 (火)	アメリカの大学との協同作業による発信型海外研修プログラム7の構築	文化教育学部 早瀬博範	16
		社会人基礎力育成を目的とした学生の主体活動の支援	全学教育機構 山内一祥	
	7/2 (水)	授業内独自アンケートの実施と分析	農学部 和田康彦	16
		同窓生の学業生活と職業	全学教育機構 村山詩帆	
FD・SD フォーラム	12/9 (火)	アクティブ・ラーニングの実践と方法	九州国際大学 教授 山本啓一	22
スキルアップセミナー	3/13 (金)	学生の主体的な学びを促す言語教育の方法 (ポートフォリオを使って)	北九州市立大学 国際教育交流センター准教授 小林 浩明	10
	3/31 (火)	使ってみようクリッカー	全学教育機構 山内一祥	2

出典 学務部教務課資料

資料 8-2-①-2 平成 26 年度佐賀大学新任教員研修会の開催状況

<p>平成 26 年度佐賀大学新任教員研修会次第</p> <p>日時:平成 26 年 5 月 9 日(金)13:00～17:00 場所:医学部看護学科講義室4</p>	
1. 開 会	
2. 開会の挨拶(13:00～13:10)	……………瀬口昌洋(教育・学生担当理事/全学教育機構長)
3. 就業規則について(13:10～13:40)	……………人事課
4. 安全衛生について(13:40～14:10)	……………木道圭子(学生支援室講師)
5. 学長講話(14:10～14:40)	
----- 休憩(14:40～14:50) -----	
6. 研究活動における不正行為の防止について	
/研究費の不正使用防止について (14:50～15:20)	……………研究協力課/財務課
7. 佐賀大学の教育をめぐる動向について(15:20～15:40)	
	……………村山詩帆(全学教育機構准教授)
8. 教養教育及び全学教育機構について(15:40～16:00)	
	……………諸泉俊介(全学教育機構副機構長)

----- 休憩(16:00～16:10) -----

9. 佐賀大学におけるポートフォリオの利用について(16:10～16:30)
.....滝澤登(全学教育機構副機構長/高等教育開発室長)
10. FD セミナーについて(ご案内) (16:30～16:40)
.....滝澤登(全学教育機構副機構長/高等教育開発室長)
11. 佐賀大学での学生指導について(16:40～16:50)安倍武司(学務部長)
12. 質疑応答(16:50～17:00)
13. 閉会

出典 学務部教務課資料

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、高等教育開発室が機構の懸案事項とする教育改善に絞って FD 講演会を開催しており、これらが社会人基礎力の育成やアクティブ・ラーニング等の新しい教育方法のための基盤整備に活かされている。また高等教育開発室は、本学の新任教員の研修や TP 作成支援のためのワークショップを開催し、機構の専任の教員のみならず全学の教員に対する FD 活動支援をおこなっている。しかし FD・SD 講演会への参加者は多いとは言えず改善の余地を残している。高等教育開発室はまた、本学の FD 活動の柱であるティーチング・ポートフォリオ (TP) の作成支援を行っており、全学教育機構をはじめ全学の多くの教員が参加している簡易版 TP 等のワークショップを通じて、教員の教育力の向上が図られている。

以上のことから、全学教育機構では、FD・SD 講演会への参加者数の面では改善の余地を残しているものの、TP ワークショップの開催等を通じてファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断しうる。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施規程」(参照資料 8-2-②-1)に基づき、助手及びティーチング・アシスタント(以下、「TA」という。)を活用して教育支援及び教育補助を行っている(資料 8-2-②-1)。

TA は主として、大学入門科目、情報リテラシー科目、英語、健康・スポーツ科目、自然科学系の実験関連の授業科目、インターネットを利用した e ラーニング科目などにおいて、比較的多くを任用している。また、健康・スポーツ科目では大学院生の指導を担当している教員のほとんどが大学院生を TA として採用し、TA の指導も併せて行っている。なお、TA の運用にあたっては、教育活動の質の向上を図るための研修等を実施し、「ティーチング・アシスタント (TA) 実施報告書」を提出している。任用した TA の主たる職務は、講義や演習の準備、講義や演習の現場での担当教員の補助、受講生からの質疑応答、提出課題の配布、回収、採点補助などである。コンピュ

ータアプリケーションや特定システムを使う講義では、大部分の科目で研修やミーティングが行われており、TAの教育活動のトレーニングとなっている。しかし、TAの研修等はTAを活用する個々の教員に委ねられており、全学教育機構として組織的にTAを活用するには至っていない。

上記以外に、全学教育機構の事務系職員は、その資質と教養教育の質の向上を図るため、国立大学教養教育実施組織会議及び事務連絡協議会、12 大学教養教育実施組織代表者会議・事務協議会、九州地区一般教育研究委員会等に参加している（別添資料 8-2-②-1）。

資料 8-2-②-1 全学教育機構授業科目における TA の活用状況（平成 26 年度）

（再掲：資料 3-3-①-2 に同じ）

科目	授業科目	活用時間数
大学入門科目	大学入門科目Ⅱ	258
外国語科目	英語 A	69
	英語 D	69.5
健康・スポーツ科目	スポーツ実習Ⅰ	180
	スポーツ実習Ⅱ	262.5
情報リテラシー科目	情報基礎概論	163.5
	情報基礎演習Ⅰ	577.5
	情報基礎演習Ⅱ	195
基礎教養科目（自然科学）	実験化学Ⅰ	45
	実験化学Ⅱ	45
	資源循環論Ⅰ	45
	資源循環論Ⅱ	45
	地域の環境～森・川・海を繋ぐ環境と暮らし～	12.5
	わかりやすい機構学	31
	セラミックスの不思議	9.5
	21 世紀のエネルギーと環境問題	5.5
	暮らしの中の生命科学	11
基礎教養科目（文化）	芸術論（有田焼入門）	25
	映像制作入門	12
	シルクロード入門	20
	コミュニケーション論	21.5
	映画製作	5
	考古学（吉野ケ里学）	5.5
	日本史（佐賀の歴史）	25.5
基礎教養科目（現代社会）	経営学	21
	教育学（教員のための環境教育）	5
	インストラクショナル・デザイン	24
インターフェイス	地域環境の保全と市民社会Ⅰ	12.5
	環境教育Ⅱ	90
	アジアの理解Ⅰ	22.5
	異文化交流Ⅱ	2

	アントレプレナーシップ I	22.5
	アントレプレナーシップ II	36.5
	リサーチ・リテラシーII (やさしい統計計算)	22.5
	情報技術者キャリアデザイン I	40.5
	子どもの発達支援 (本庄)	80
	障がい者就労支援 (本庄)	96.5
合計		2614.5

出典 学務部教務課資料

資料 3-3-①-2a 教養教育運営機構開講科目における TA の活用状況 (平成 26 年度)

科目	授業科目	活用時間数
共通専門教育科目	学内活動実習Ⅲ	45
主題科目	たのしい実験化学Ⅰ	40.5
	主題科目 生活と芸術 (ヨーロッパ社会と音楽)	21
	たのしい実験化学Ⅱ	39
合計		145.5

出典 学務部教務課資料

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 8-2-②-1 : 国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施規程
<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/612.html>

別添資料 8-2-②-1 : 事務職員等が参加する研修等の例

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施要領」に従い、ティーチング・アシスタントのトレーニングを実施し、また事務系職員の研修会等への派遣を行っている。しかし TA を機構として組織的に活用し、活用の結果を組織的に検証する制度を構築するには至っておらず、改善の余地を残している。

以上ことから、全学教育機構では、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上、資質の向上を図るための取組を行っているが、TA の組織的な活用という点では改善の余地があると判断しうる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育の質の改善・向上を検証するためのデータ・資料の収集・蓄積を行うシステムを整えている。
- 部局の自己点検・評価結果を役員会で検証し改善を促す制度を整えており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。
- 「学生による授業評価」の結果に基づき、授業方法の改善等を進めており、「全学共有自学自習

システム」の導入などに結びつけている。

- 学長及び副学長（副機構長）が高等学校訪問により学外の意見を継続的に聴取しており、その結果を、全学統一英語能力試験（TOEIC）の継続的な実施及び試験の結果を用いての英語習熟度別クラス編成等の教育改善に結びつけている。
- ポートフォリオ学習支援統合システムを活用して、教育改善を目的としたティーチング・ポートフォリオワークショップが開催され、教員の教育得よく向上のための取組が行われている。

【改善を要する点】

- 教育の質の改善・向上を検証するためのデータ・資料等の蓄積・管理を行う体制は整えているが、データ等の収集及び自己点検・評価をより迅速に行うに体制を構築するには至っておらず、自己点検・評価結果に基づく改善を次年度の速い時期に実施することが難しい状態にある。
- FD・SD 講演会の参加者が少なく、改善方法を検討する必要がある。
- TA を組織的に活用するための体制を整備する必要がある。

（3）基準8の自己評価の概要

全学教育機構では、部門長会議及び評価ワーキングを設置し、資料・データの収集体制には課題を抱えているものの自己点検・評価のための各種データの収集・蓄積を行い、自己点検・評価報告書を作成している。また、学外者による検証や役員会による自己点検・評価の検証を実施する制度を整えて、検証結果を教育改善に結びつけている。また教員に対しては、TP ワークショップなどのファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施し、ティーチング・アシスタントに対しては事前指導・事後指導を、職員に対しては各種会議等への参加機会を設けるなど、教員や教育支援者の資質の向上を図っている。

以上のことから、全学教育機構では、教育の状況について点検・評価し、教育活動の質の向上を図るための取組を行っている、と判断しうる。

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、平成 26 年に以前の教養教育実施組織であった教養教育運営機構から、教養教育等の実施のための校舎等をすべて承継した。全学教育機構が所管する校舎は教養教育 1 号館、2 号館及び教養育大講義室であるが、文化教育学部 9 号館の一部を、教員研究室、自学自習室等として所管している。本学の 1 学年の学生定員は 1,300 人程度であるが、これに対して、基準 7 に既述の通り、教養教育 1 号館の講義室は総計 20 室、講義室面積は 2,000 m²、総収容人員数は 1,677 名であり、教養教育 2 号館の講義室は総計 11 室、講義室面積は 1,267 m²、総収容人員数は 1,177 名、教養教育大講義室は 1 室、建物面積は 336 m²、収容定員は 280 名である（資料 7-1-①-1 再掲）。

また、機構の専任の各教員には研究室が割り振られているが、一部の教員の研究室・実験室等は、配置換えになる前の所属部局の研究室等を利用しており、機構の所管する校舎においては、教員実験室・資料室等の、研究に必要な施設が不足している。

資料 7-1-①-1 全学教育機構教室等の整備・稼働状況（平成 26 年度）（再掲）

施設名称	教室番号	面積 (m ²)	収容定員 (名)	稼働率 (%)	
				前学期	後学期
教養教育 1 号館	111 番教室	133	108	76	56
	121 番教室	123	117	76	80
	112 番教室	80	60	72	68
	123 番教室	106	84	84	76
	124 番教室	103	75	64	56
	125 番教室	133	121	72	84
	126 番教室	35	15	44	56
	127 番教室	33	21	52	56
	128 番教室	33	21	52	56
	129 番教室	131	126	64	84
	131 番教室	123	123	52	68
	132 番教室	80	60	64	68
	133 番教室	106	84	68	68
	134 番教室	103	75	68	60
	135 番教室	133	120	56	60
141 番教室	123	96	64	52	

	142 番教室	80	60	44	44
	143 番教室	106	87	40	64
	144 番教室	103	97	48	36
	145 番教室	133	127	60	52
	(小計)	2,000	1,677	67	62
	実験準備室 (化学・生物)	66	10	—	—
	実験室 (化学・生物)	164	60	8	32
	実験準備室 (物理)	67	18	—	—
	実験準備室 (地学)	66	18	—	—
	実験室 (物理・地学)	98	36	0	0
	(小計)	461	142	8	32
教養教育 2 号館	211 番教室	214	224	84	84
	212 番教室	81	70	48	48
	213 番教室	76	78	56	56
	214 番教室	77	75	44	44
	215 番教室	92	90	32	44
	216 番教室	92	90	40	44
	221 番教室	214	224	80	84
	222 番教室	55	48	52	56
	231 番教室	214	224	68	72
	232 番教室	108	120	36	40
	241 番教室	44	24	12	20
	(小計)	1,267	1,177	50	54
	LM 教室 1	135	48	52	48
	LM 教室 2	161	64	80	76
	LM 自習室	22	8	—	—
	小計	318	120	66	62
一般教室合計		3,267	2,854	58	63
教養教育大講義室		336	280	56	56

出典 学務部教務課資料

【分析結果と根拠理由】

全学教育機構が所管する教室の収容定員は、機構が教養教育を提供する本学学生の定員が 1 学年 1,300 人程度であるのに対して、教養教育 1 号館、教養教育 2 号館及び教養教育大講義室を合わせて 3,130 人程度である。

このことから、全学教育機構は、機構の目的に沿った教育活動を適切かつ安定して展開できる資産を有していると判断しうる。しかし、機構の専任の教員が研究活動を適切に安定して実施するための研究室・実験室・資料室等の施設の確保については不十分な状況にある。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収支

が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

佐賀大学においては、各部局の教育研究活動を適切かつ安定的に展開するための経常的経費を、各年度に部局に配分される一般運営経費で賄っているが、全学教育機構では、前年度末に一般運営経費事業計画書を策定して大学に要求し、ほぼ計画通りに一般運営経費の配分を受けている。平成 26 年度までは、以前の教養教育実施組織である教養教育運営機構と全学教育機構にそれぞれ一般運営経費が配分されていたが、全学教育機構の事業を承継した。

平成 26 年度は、教養教育運営機構の一般運営経費を全学教育機構に組替えて配分を受けた。平成 26 年度の一般運営経費は、部局内共通（管理）経費が 4,757 万円、教育研究費が 1,176 万円、部局長裁量（指定）経費が 8,641 万円の合計 1 億 4,574 万円であった（資料 9-1-②-1）。一般運営経費の中には、非常勤人件費、機構の目的を達成するための、部会経費、ティーチング・アシスタント経費、及び教員研究費を組み込んでいる。

資料 9-1-②-1 平成 26 年度全学教育機構における一般運営経費予算（抜粋）

（単位：千円）

経費区分	費目	予算額	備考
部局内共通 （管理）経費	図書費	600	授業担当教員参考図書購入費用等
	体育館借上げ料	520	教養教育授業（スポーツ実習）用
	バス借上げ料	200	教養教育授業実施のため
	部会経費	2,625	部会（15 部会）の授業関連経費
	その他経費	43,625	
	小計	47,570	
教員研究費		11,758	専任の教員 22 人に配分
部局長裁量 （指定）経費	非常勤人件費	54,800	
	ティーチングアシスタント経費	4,500	
	非常勤講師旅費	8,200	
	その他経費	18,909	
	小計	86,409	
	合計	145,737	

出典：学務部教務課資料

【分析結果と根拠理由】

全学教育機構は、機構運営のための経費として一般運営経費の配分を受けており、この中に、機構の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するために、一般運営経費に、部会経費、ティーチング・アシスタント経費等の教育実施に必要な経費や教員研究費、及び非常勤講師の人件費を組み込んでいる。

こうしたことから、全学教育機構では、機構の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための経常的収支が継続的に確保されていると判断しうる。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基盤として、収支に係る計画等が適切

に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では前年度末に、教育用備品整備費、バス借上げ料、学外講師（ゲストスピーカー）経費等を含む部会経費申請書（資料 9-1-③-1）を各部会（インターフェース科目については各プログラム責任者）が策定し、この申請書を機構長の補佐組織である予算・施設設備WGにおいて査定した上で、部会経費案を部会長会議において策定している。また、ティーチング・アシスタントの利用については、全学教育機構の授業を担当する予定の教員全員に利用計画の有無を尋ねている。機構では、こうした授業実施に関する部会経費所要やティーチング・アシスタントの所要を基に、学務部教務課全学教育主担当において、当該年度の一般運営経費に関する事業計画書を策定し、機構長が決裁を行った上で、大学に要求を行っている。

全学教育機構では、収支に関する計画及び経費配分について専任の教員及び部会構成員に明示しているが、事業計画及び決算を運営委員会で審議していない。

資料 9-1-③-1 部会経費に関する事業計画書（様式）

様式1 平成26年度 全学教育機構部会経費 申請書										
部会(プログラム)名										
申請者		氏名		所属部局・学科等			連絡先 (メール)			
授業の計画 及び 申請の内容										
[参考]年度計画 (単位:千円)		平成26年度		平成27年度		平成28年度				
		計画額		計画額		予定額				
		事 項					計画額		備 考	
平成26年度							千円			
経費内訳		例:図書					20			
		例:資料作成(印刷費)					50			
		例:備品(クラフト紙購入)					50			
		例:学外事業のためのバス借上料					100		中型バス×2	
							0			
							0			
		例:学外講師(ゲストスピーカー)の充用					21		3時間	
							0			
							0			
							0			
		合 計					241		※不正入力あり!!	

出典：学務部教務課資料

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

全学教育機構に配分される一般運営経費等の予算執行状況は学務部教務課全学教育機構主担当が費目ごとに管理しており、毎年予算案及び決算案を作成し、機構長が決裁している。全学教育機構の設置以降、過大な支出超過になったことはない（資料 9-1-④-1）

資料 9-1-④-1 全学教育機構の収支状況

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	32,010	85,699	145,737
決算額	29,439	81,571	141,155

出典：学務部教務課

【分析結果と根拠理由】

全学教育機構の収支状況は学務部教務課において適切に管理されており、過大な支出超過となっていないと判断しうる。

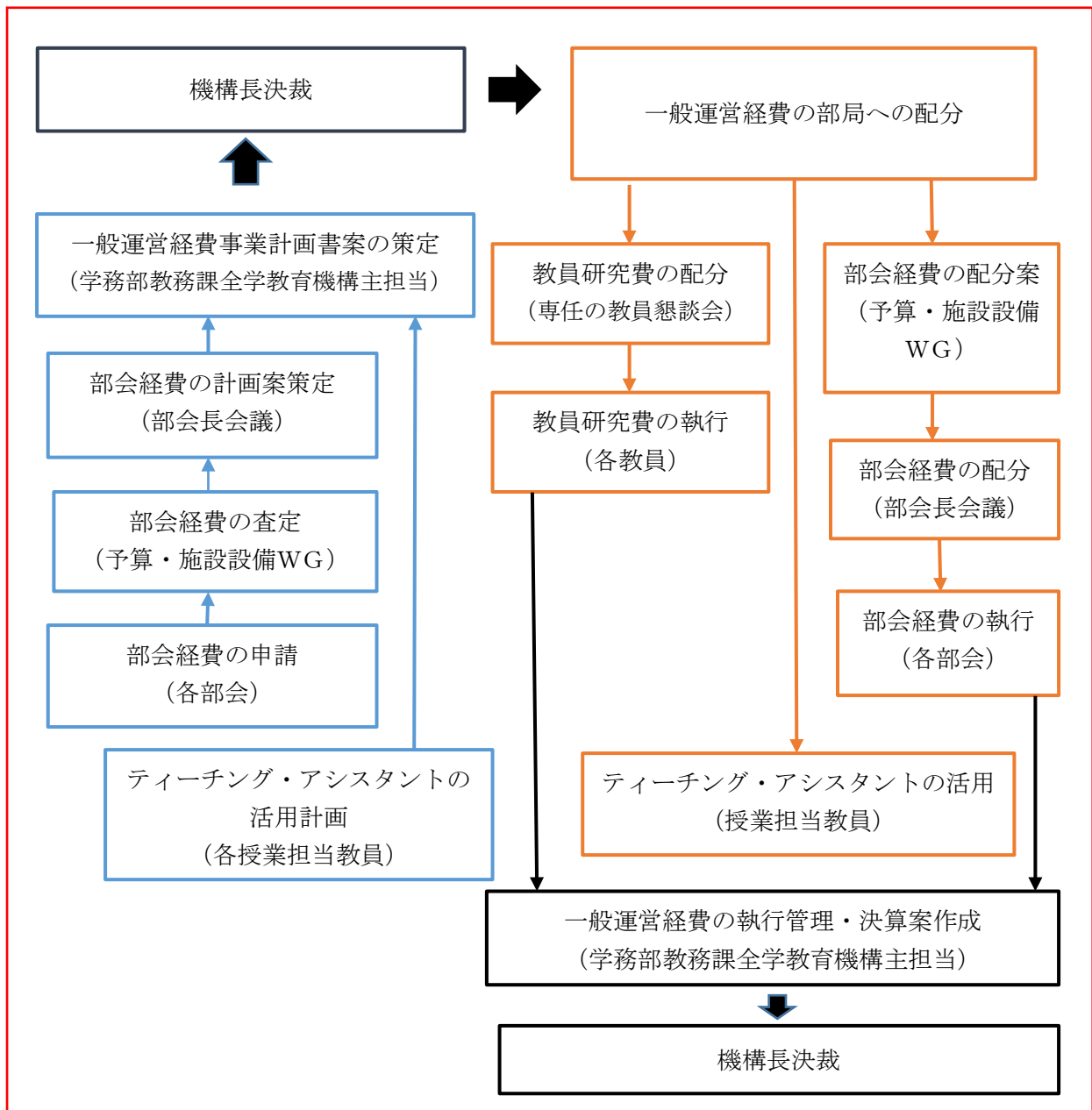
9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

9-1-②において既述の全学教育機構が大学から配分を受ける部局内共通(管理)経費には、機構の通常の管理・運営経費の他に、授業用の図書費、体育館借上げ料、バス借上げ料や、部会等の教育実施のための経費が含まれている。また部局長裁量(指定)経費には、非常勤講師の人的費や旅費の教育実施に必要な経費が含まれている。体育館借上げ料は、体育施設の整備が十分ではないことから、スポーツ実習の一部を近隣の公共体育館で実施するための経費である。また全学教育機構では、ことにインターフェース科目において実習・演習等を含むアクティブ・ラーニングの教育手法を導入しており、バスでの移動を伴う演習やティーチング・アシスタントを活用しての授業を実施しており、またアクティブ・ラーニング実施のための用具・設備も必要となるが、こうした経費は部会経費によって賄っている。さらに全学教育機構では、外国語科目やスポーツ実習等多くのクラス設定を必要とする授業科目を開講するために非常勤講師を多数充用する必要があり、部局長裁量(指定)経費の大半を占めるほどの非常勤人件費の配分を受けている。

大学から配分された一般運営経費については、教員研究費に関しては専任の教員で構成する懇談会において配分を決定し、部会経費については予算・施設設備WGが策定する配分案を部会長会議において協議し、各部会への配分を決定している。配分された教員研究費及び部会経費を含め、一般運営経費の執行状況については学務部教務課(全学教育主担当)が管理している。(資料 9-1-⑤-1)

資料 9-1-⑤-1 全学教育機構における一般運営経費の計画及び配分の流れ



出典：学務部教務課資料

【分析結果と根拠理由】

全学教育機構では、配分を受けた一般運営経費のうち、教育研究活動に必要な部会経費及び教員研究費について、専任の教員懇談会や部会長会議で協議した上で配分を行っている。

以上のことから、全学教育機構では、機構の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断しうる。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務にかかる監査等が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、9-1-③において既述のとおり、毎年度学務部教務課が予算書及び決算書を策定している。また、国立大学法人法第11条第4項、及び国立大学法人佐賀大学監事監査規則（参照資料 9-1-⑥-1）第5条に基づき、毎年度決算時に会計の監査を受けるとともに、随時の内部監査を受けている。「平成26年度監事監査結果報告書」及び「平成26年度監査報告書（内部監査）」においては、全学教育機構に関する指摘事項はなかった。

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 9-1-⑥-1：国立大学法人佐賀大学監事監査規則
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/384.html>)

【分析結果と根拠理由】

全学教育機構では、学務部教務課が予算書及び決算書を策定し、規定に基づき会計の監査及び内部監査を受けている。このことから、機構では、財務諸表等が適切に作成され、また、財務にかかる監査等が適切に実施されていると判断しうる。

9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。
また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の設置については、本学役員会において、機構長は副学長のなかから学長が指名すること、管理運営のための審議組織として運営委員会を設置すること等、機構の管理運営に関する方針を定めている（資料 9-2-①-1）。全学教育機構は、入口（入試）、中身（カリキュラムの編成・実施）、出口（就職）を見通し、これらを一体化した全学教育システムの構築を設置目的の一つとしており、これを実現するために、各学部や各センターとの協力・連携を強化している。本学における従来の教養教育実施組織は本学の教員が出動して教養教育を担う全学出動体制をとっていたが、全学教育機構は従来とは異なる全学協力体制をとっており、全学教育機構の運営には強力な教学ガバナンスを必要とすることから、教育・学生担当副学長が機構長を務めている。

全学教育機構の管理運営に係る重要事項を審議する運営委員会は、機構長、副機構長（2人）、部門長（6人）、部会長（15人）、高等教育開発室長（1人、副機構長が兼務）、情報通信活用教育支援室長（1人）、各学部及び工学系研究科から選出された者（各1人）、及び本学の職員のうちから学長が指名した者をもって組織しており（資料 9-2-①-2）、各学部等から選出された委員の他に学長指名のアドミッションセンター教員、キャリアセンター教員、国際交流推進センター教員等を加えて、各学部及びセンター等との連携・協力を図っている。また運営委員会には、学長指名の委員として学務部長が加わり、機構と事務組織との管理運営における連携を図っている。なお、運営委員会の審議事項のうち、規程の制定・改正等の全学に係わる重要な事項については、

教育委員会及び教育研究評議会において審議若しくは報告を行っている。

運営委員会は、各学部との協議に基づき、毎月の第4水曜日を定例の開催日としており、平成26年度においては19回の委員会を開催し、各種規定の制定・改正、教育課程の編成、単位認定審査、専任の教員を始めとする教員選考等について審議を行った（別添資料 2-2-①-1）を参照のこと。

全学教育機構の事務は、観点 3-3-①において既述の通り、学務部教務課が担当している。機構の管理運営事務には教務課副課長1人を配置し、副課長の下に、全学教育機構主担当の係長1名、及び事務補佐員3名を配置している。また、全学教育機構の教務事項は、教務課副課長1名と、教養教育教務主担当の係長1名、教養教育管理主担当の係長1名、主任2名、事務補佐員2名が担当している（資料 3-3-①-1 を参照のこと）。教務に関する組織である部会長会議は機構長が議長を務める協議機関であるが（資料 9-2-①-3）、部会長会議で協議した事項のうち重要な事項については、機構長が運営委員会に提案して審議を行っている。

なお、全学教育機構に関する諸規則は、佐賀大学規則集に掲載するとともに、佐賀大学のウェブサイトを通じて公開している（資料 9-2-①-4）

学生に係わる危機管理に関しては、学務部において「学務部危機管理個別マニュアル（学生に係る事項）」を策定している（別添資料 9-2-①-1）。マニュアルでは、学生が巻き込まれる危機的状況として実験・実習中に起こる事故を想定し、こうした事故において担当の教員がとるべき対応を定め、救急車の手配、学務部教務課への連絡、救急車への同乗及び医師等への事故の状況説明等の必要事項を明記するほか、緊急連絡網を掲載している。本マニュアルは教職員に周知されているが、各教員の認識はまだ必ずしも十分ではなく、実際に事故が発生した場合には混乱が生じている。また、台風襲来等に際しては、「気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ」を制定し、休講措置をとることで学生の事故を防止しており、この申合せは『学生便覧』（参照資料 9-2-①-1）や全学教育機構のウェブサイト（参照資料 9-2-①-2）に掲載して学生への周知を図っている。さらに、科学研究費補助金等の不正使用防止については、本学が定める「国立大学法人佐賀大学研究費不正使用防止規則」（参照資料 9-2-①-3）及び「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程」（参照資料 9-2-①-4）に基づき、各部局にコンプライアンス推進責任者を置いて不正防止に努めている。全学教育機構においては機構長がコンプライアンス推進責任者となり、全学教育機構教員会議や専任の教員懇談会において、公的研究費等の不正防止策の検討（別添資料 9-2-①-2）や助成金等寄付受入れに係る取り扱いの周知徹底（別添資料 9-2-①-3）を行っている。

資料 9-2-①-1 全学教育機構運の管理運営体制に関する方針

平成22年度 第26回 役員会議事要旨

日時 平成23年2月23日（水） 10時30分～12時20分

場所 学長室

出席者 学長、瀬口理事、中島理事、米倉理事、宮崎理事、緒方理事

オブザーバー 後藤学長室室長

審議事項

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 全学教育機構（仮称）の設置に係る答申（審議事項）及び全学教育機構規則の制定について（協議事項）

学長から、2月14日付けで全学教育機構（仮称）設置準備室から本機構の設置について答申があった旨及び今後の検討事項として、「人事・組織・運営に関する計画案」では、特に機構の審議機関の在り方と機構長等の選考方法及び「教育カリキュラム計画案」では、特に本学の教育の在り方の理念と方針等の確認を継続審議することとし、最終決定は役員会であるが、内容については、役員会だけでなく、教育研究評議会においても責任をもった審議をしていただく旨の説明があり、本答申については、学長提案のとおり了承された。

また、本日の役員会で本機構の設置に係る確認事項として、1) 名称について他に提案がなかったため、全学教育機構とすること、2) 本機構の設置を平成23年4月1日とすること、3) 機構長の選考について、暫定措置として学長が指名すること、4) 機構の審議機関として、教授会設置を基本とするが、暫定措置として運営委員会を設置すること、5) 副機構長及び各部門長等の選考については、暫定措置として、機構長が副機構長及び各部門長を指名、運営委員会のその他の委員は学長が指名する旨の説明があり、確認了承された。

なお、教務課長から、本機構規則は暫定的なものであり、主な点として、機構の目的、運営、機構長等の選考を内容としている旨及び本規則の内容が本学の基本規則等の改正にも反映すること並びに理事等からあった意見等を踏まえ、次回の役員会までに修正する旨の説明があり、改めて協議することとなった。

以下、略

出典 佐賀大学ウェブサイト 〈<http://www.saga-u.ac.jp/somu/somu-k26-2010.pdf>〉

資料 9-2-①-2 全学教育機構運営委員会の組織構成

全学教育機構規則

(組織)

第14条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 部門長
- (4) 部会長
- (5) 高等教育開発室長
- (6) 情報通信技術活用教育支援室長
- (7) 各学部（理工学部を除く。）から選出された者 各1人
- (8) 工学系研究科から選出された者 1人
- (9) その他本学の職員のうちから学長が指名した者

出典：佐賀大学規程集 〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>〉

資料 9-2-①-3 部会長会議の構成及び協議事項

佐賀大学全学教育機構組織運営規程

(部会長会議)

第10条 機構に、部会長会議を置く。

2 部会長会議は、部会長をもって組織する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者を加えることができる。

3 部会長会議は、機構長が招集し、議長となる。ただし、副機構長のうちから機構長が指名した者が議長を代行することができる。

4 部会長会議は、機構が実施する教育に関する事項について機構長の諮問に応じるとともに、次に掲げる事項を協議する。

(1) 教育プログラムの内容及び方法に関する事項

(2) 授業の改善及び教育の質保証に関する事項

(3) 学生の学習支援に関する事項

(4) 協力教員の委嘱に関する事項

(5) 非常勤講師の任用に関する事項

・・・

出典：佐賀大学規程集 〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>〉

資料 9-2-①-4 全学教育機構に関する諸規程

佐賀大学規程集

第20編 全学教育機構

[佐賀大学全学教育機構規則](#)

[佐賀大学全学教育機構組織運営規程](#)

[佐賀大学全学教育機構教員選考規程](#)

[佐賀大学教養教育科目履修規程](#)

[佐賀大学教養教育科目履修細則](#)

[佐賀大学学部間共通教育科目履修規程](#)

[佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程](#)

[佐賀大学短期留学プログラム履修細則](#)

[佐賀大学教養教育運営機構の廃止及び廃止後の業務の承継に関する規則](#)

[佐賀大学全学教育機構在学者教養教育部会規程](#)

出典：佐賀大学規程集 〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/44.html>〉

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 9-2-①-1：気象警報発表時等における授業等の取り扱いに関する要項（『平成 26 年度学生便覧』

〈<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2014.pdf>〉 146 頁）

参照資料 9-2-①-3：気象警報発表時等における授業等の取り扱いに関する要項（ウェブサイト）

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/380.html>〉

参照資料 9-2-①-4 : 国立大学法人佐賀大学研究費不正使用防止規則

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/481.html>〉

参照資料 9-2-①-5 : 国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/960.html>〉

別添資料 9-2-①-1 学務部危機管理個別マニュアル（学生に係る事項）

別添資料 9-2-①-2 平成 26 年度第 2 回全学教育機構選任の教員懇談会

別添資料 9-2-①-3 平成 26 年度第 4 回教員会議メモ

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、副学長が機構長を務める組織運営体制とともに、審議機関としての運営委員会による管理運営体制を整え、運営委員会委員に各学部等選出委員、学務部長を加えて、学部及び事務組織との連携を図っている。危機管理については「学務部危機管理個別マニュアル（学生に係る事項）」に基づき、危機管理を行う体制を整えており、また、気象警報発表時の対応についても規程を整え、学生に周知することにより、学生の安全確保を図っている。さらに科学研究費補助金等の不正使用防止については、本学の規程に基づき機構長をコンプライアンス推進責任者として危機管理を行っている。

以上のことにより、全学教育機構では、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断しうる。

観点 9-2-② : 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、機構の専任及び併任の教員による教員会議を開催して、教職員の意見を聴取し、機構運営に反映させている。また、観点 8-1-③で既述したように、平成 23・24 年度の自己点検・評価報告書について、学外者 2 名による検証を受け、その意見に基づき、専任の教員のバランスなど運営上の改善に着手し、平成 26 年度には、専任の教員が不在であった生命科学部門に専任の教員を配置するなど、機構の運営に反映させている。加えて本学では学長及び副学長（うち 1 名は全学教育機構長）による高等学校との意見交換を実施して管理運営に反映させており、高等学校からの意見に基づき、全学統一英語能力テスト（TOEIC）の導入、留学支援英語カリキュラム等の実施など、教育体制の強化を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、教員会議において教職員の意見を聴取して機構の管理運営に反映させている。また、学外者による自己点検・評価報告書の検証を実施し、結果を管理運営に反映させるとともに、学長、機構長による高等学校との意見交換の結果を英語教育体制の強化に反映させている。

以上のことから、全学教育機構では、大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断できる。

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人佐賀大学監事監査規則（参照資料 9-2-③-1）に基づき、全学教育機構の業務及び会計について、監事による監査を受けており、業務の効率的な運営、会計経理の適正化を図っている。

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 9-2-③-1：国立大学法人佐賀大学監事監査規則

<<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/384.html>>

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、監事による監査を受けている。

以上のことから、監事が適切な役割を果たしていると判断しうる。

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

観点 8-2-②で既述したように、国立大学教養教育実施組織会議及び事務連絡協議会、12 大学教養教育実施組織代表者会議・事務協議会、九州地区一般教育研究協議会に、全学教育機構長、副機構長及び事務系職員が参加している（別添資料 8-2-②-1）。また、機構長や、不定期ではあるが副機構長が国立大学協会の大学マネジメントセミナーに参加している。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、教養教育に係る全国又は九州地区の各種会議に機構長及び教務課長が例年出席している。また、副学長である機構長等が大学マネジメントセミナーに参加し、管理運営に関わる研修を行っている。

以上のことから、全学教育機構は、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断しうる。

9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、「自立的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針」（参照資料 9-3-①-1）を定めて、大学及び各部局等の自立的な自己点検・評価を進めている。この方針の下に各部局は、「国立大学法人佐賀大学評価の実施に関する規則」（参照資料 9-3-①-2）に基づき、部局の自己点検・評価を実施するとともに、観点 8-1-②-2 において記述した通り、部局の自己点検・評価の結果を役員会において検証し、検証に基づき改善を実施している。また全学教育機構では、観点 8-1-③において記述の通り、部局の自己点検・評価の実施組織として評価ワーキングを設置し、大学評価・学位授与機構の評価基準に基づき根拠資料・データ等を集積し自己点検・評価書を作成している。平成 24 年度には、平成 23・24 年度に係る自己点検・評価を行い、外部評価委員の検証を受けて、改善を実施した。外部評価は、原則として、隔年に受審することにしており、平成 26 年度の自己点検・評価については、外部評価を受審し（別添資料 9-3-①-1）、評価結果については部門長会議において検討を行い、改善を要する点等の洗い出しを行った（別添資料 9-3-①-2）。全学教育機構では、外部評価の結果を受けて継続的な改善に取り組んでいる。

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 9-3-①-1：自立的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/753.html>)

参照資料 9-3-①-2：国立大学法人佐賀大学評価の実施に関する規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/396.html>)

別添資料 9-2-①-1 平成 26 年度自己点検・評価に係る外部評価報告書

別添資料 9-3-①-2：平成 26 年度自己点検・評価 外部評価委員による意見・疑義等及び対応（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、本学が定める自己点検・評価の方針及び評価実施に関する規則に基づき、大学評価・学位授与機構の評価基準に沿った根拠資料・データを基に、自己点検・評価を行っている。

以上のことから、全学教育機構では、機構の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断しうる。

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

観点 8-1-③で述べたように、平成 23・24 年度の自己点検・評価書は、2 名の外部評価委員の検証を受けた。また、平成 26 年度の自己点検・評価についても、外部評価を受審する予定である。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、毎年自己点検・評価報告書を作成し、隔年に外部評価委員の検証を受けている。平成26年度の自己点検・評価書については、外部評価を受審することを予定している。

このことから、全学教育機構は、外部者（当該大学の職員以外の者）による評価が行われていると判断しうる。

観点9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

佐賀大学では、観点8-1-②において記述したように、自己点検・評価結果を役員会で検証し、検証結果を各部局にフィードバックして改善を行っている。全学教育機構においても、役員会の検証を受けて、改善を行った。また、観点8-1-③において既述のように、隔年、自己点検・評価書に対する外部評価を受け、評価結果及び「改善すべき点」を部門長会議において検討し、専任の教員のバランスといった機構運営上の不十分な点やインターフェース科目の充実などの改善を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、自己点検・評価結果について役員会での検証に基づき改善を実施している。また自己点検・評価に対する外部評価については部門長会議において検討が行われ、教員配置や授業科目の充実等、機構運営上の問題について改善が行われている。

以上のことから、全学教育機構では、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断しうる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 各学部及び事務組織との連携の下に全学教育機構の管理運営組織が機能しており、また教学に関して、機構長のガバナンスの下に、専任の教員を中心とした運営がなされている。
- 全学教育機構の自己点検・評価を毎年実施し、評価結果を役員会において検証するとともに、検証結果をフィードバックして、全学教育機構において改善を行うPDCAサイクルが機能している。

【改善を要する点】

- 全学教育機構が所管する校舎では、専任の教員の研究室、実験室、資料室等の整備が十分に確保できない状況にある。
- 全学教育機構規則では機構の管理運営に関する事項を全学教育機構運営委員会において審議することを規定しているが、機構の目的を達成するための一般運営経費等に係る事業計画、予算案、及び決算報告書等を運営委員会において審議しておらず、学士課程の質保証等に資するための責任部局として不十分な状態にある。

○ 授業実施における危機管理について、授業担当教員への周知が不十分である。

(3) 基準9の自己評価の概要

全学教育機構では、財務基盤に関しては、教養教育等を実施する上で十分な教室等を備えているが、教育研究室、教員実験室等の整備については必ずしも十分ではない。また、機構の目的を達成するための教育研究経費については、部会等の意見を聴取して事業計画が策定され、それに沿って一般運営経費の安定的な配分を受けており、また一般運営経費については、専任の教員懇談会や部会長会議において協議の上、配分を決定している。さらに一般運営経費等の経費については学務部教務課全学教育機構主担当が予算書を策定するとともに執行状況を管理して決算書を策定し、決算等については監事監査を受けている。

機構の管理運営体制等については、機構長のガバナンスの下で、機構の目的を達成するための効果的な意思決定が行える組織体制を整え、学務部教務課の下に2名の副課長を置いて、全学教育機構主担当、教養教育管理主担当及び教養教育教務主担当を中心とした事務系組織を整えている。また、学長とともに機構長（副学長）が、高等学校を訪問して学外者の意見を聴取し、機構の管理運営に反映させる仕組みを整えている。さらに、機構長、副機構長等が国立大学協会の大学マネジメントセミナーに出席するなど、管理運営に係る資質の向上を図っている。自己点検・評価については、大学の自己点検・評価実施の方針の下に、機構の自己点検・評価を行い、評価結果を役員会において検証して機構の教育及び組織運営上の改善を実施している。自己点検・評価についてはまた、外部評価委員の検証を受け、検証結果を機構の運営にフィードバックさせている。全学教育機構では、機構の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しているとともに、機構の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価及び改善の取組を行っている。

基準 10 教育情報等の公開

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

観点 10-1-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は設置の目的を、全学教育機構規則において、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資する」と定めているが（参照資料 10-1-①-1）、この機構の目的は、学生に判り易い文章で『全学教育機構履修の手引き』の「佐賀大学の教育課程」（参照資料 10-1-①-2）に記すとともに、入学式直後に開催するオリエンテーションにおいて新入生に伝えている。機構の目的はまた、機構のウェブサイトに掲載し、学生への周知を図っている（資料 10-1-①-1）。

資料 10-1-①-1 全学教育機構の目的

教養教育と全学教育機構

本学が開講する専門育科目教養教育科目のうち、専門教育科目は、主に各学部において開講されます。学部が開講する専門教育科目については、それぞれの学部で詳しく説明します。

教養教育科目は全学教育機構が担います。全学教育機構の目的は「本学の共通教育、国際教育及び高等教育開発並びに本学の教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行うことにより「佐賀大学学士力」に基づく学士課程の質保証に資する」ことです。全学教育機構は教養教育科目だけでなく、学部の枠を超えた専門教育や外国人留学生のための科目も開講します。

出典：全学教育機構ウェブサイト 〈http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01.html〉

【参照資料】

〈根拠となる資料・データ等〉

参照資料 10-1-①-1：全学教育機構の目的（全学教育機構規則 〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>〉）

参照資料 10-1-①-2：全学教育機構の目的（『平成 26 年度全学教育機構履修の手引き』〈http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/tebiki_kyoyo_h26.pdf〉 4 頁）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、機構規則において機構の目的を定め、『履修の手引き』やオリエンテーションにおいて機構の目的を学生に周知するとともに、機構のウェブサイトへの掲載を通して適切に公表し、構成員に周知している。

以上より、機構の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断しうる。

観点10-1-② 入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針が適切に公表され、周知されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は学士課程等を有しないため、入学者受け入れ方針及び学位授与の方針を定めていないが、入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針は学部、学科が定め、公表・周知しており、全学教育機構はこれらの方針を踏まえて、「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」を定め、全学教育機構のウェブサイトに掲載して公表し、学生及び教職員への周知を図っている（資料10-1-②-1）。

【資料】

資料10-1-②-1 教養教育についての教育課程編成・実施の方針

教養教育についての課程編成・実施の方針

1 基礎的な知識と技能の分野

教養教育において、文化と自然に関する授業科目（基本教養科目の自然科学と技術の分野、及び文化の分野）、現代社会と生活に関する授業科目（健康・スポーツ科目、及び基本教養科目の現代社会の分野）、言語・情報・科学リテラシーに関する授業科目（大学入門科目Ⅱ、外国語科目、情報リテラシー科目及び基本教養科目の自然科学と技術の分野）を、必修および選択必修として幅広く履修できるように配置する。

教養教育における言語・情報・科学リテラシーに関する教育科目は初年次から開講し、基礎的な汎用技能を修得した上で、専門課程における応用へと発展的な学習に繋げる。

2 課題発見・解決能力の分野

教養教育において、様々な課題を探求し、少人数クラスでの検討を通じて解決の道を探るための授業科目を、初年次の必修として配置する（大学入門科目Ⅰ、Ⅱ）。また、現代的な課題を発見・探求し、問題解決につながる協調性と指導力を身につけさせるための科目を、必修として配置する（インターフェース科目等）。

3 個人と社会の持続的発展を支える力の分野

教養教育において、多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力、持続的な学習力と社会への参画力、及び高い倫理観と社会的責任感に関する授業科目を、必修として履修できるように配置する(インターフェース科目)。

出典 全学教育機構ウェブサイト 〈http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01a.html〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、学部、学科が定めた方針を踏まえて教養教育についての教育課程編成・実施の方針を定め、機構のウェブサイトに掲載して公表して、学生及び教職員への周知を図っている。

以上から機構では、教育課程編成・実施の方針が適切に公表され、周知されていると判断しうる。

観点10-1-③ 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。)が公表されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、学校教育法施行規則第172条の2に定める公表すべき教育情報のうち、教員組織である部門の構成と配置されている教員教(氏名)、授業科目及び授業の方法、学生の教育研究環境(自学自習室、LM教室、学生ホールの整備状況)について、機構のウェブサイトにおいて公表している(資料10-1-③-1a、資料10-1-③-1b)。しかし機構のウェブサイトでは、各教員の有する学位や授業に関する情報について不十分な記載となっている。平成26年度においては、各教員の有する学位や授業に関する情報に関し、教員総覧やシラバスで既に公表している情報を集約して提示する方法について検討し、平成27年度から実施する目途を付けた。

また本学では、「デジタル表現技術者養成プログラム」や「環境キャリア教育プログラム」といった全学共通の教育プログラムを、全学教育機構の教育カリキュラムを活用して実施しているが、機構では、こうした教育プログラムについても、機構のウェブサイトにおいて情報を公表している(資料10-1-③-2a、資料10-1-③-2b)。

さらに全学教育機構は、機構の専任の教員、併任の教員、協力教員の研究成果を発表する場として『佐賀大学全学教育機構紀要』を編纂しているが、紀要の内容についても、機構のウェブサイトにおいて公表している(参照資料10-1-③-1)。

【資料】

資料10-1-③-1a 教員紹介

教員紹介

人文・芸術部門
社会科学部門
生命科学部門

自然科学部門
語学部門
健康・スポーツ科学部門

出典：全学教育機構ウェブサイト< <http://www.oge.saga-u.ac.jp/teachers.html>>

資料 10-1-③-1b 授業科目、授業の方法、及び自学自習室等の利用方法

自学自習スペース等の利用について



自学自習室

所在
利用方法

LM 教室等

授業での利用
授業以外の自主的な利用法とその内容
自習のための利用方法
オーディオや AV ソフト、教材、参考書など

学生ホール

基本的な利用方法
自習のための利用方法

出典：全学教育機構ウェブサイト< http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_07.html>

資料 10-1-③-2a デジタル表現技術者養成プログラム

デジタル表現技術教育プログラム

佐賀大学では、表現能力の豊かな創造的人材育成を目指し、2009年4月より「デジタル表現技術者」の養成を目的とした「デジタル表現技術教育プログラム」を開講しました。全学部の学生を対象として開講されており、デジタルコンテンツ産業界を目指す人やデジタル表現技術を自分の研究領域に活用したい人、デジタル表現技術で文化や芸術表現を追究したい人のための新しい学習プログラムです。充実した環境と体系化されたカリキュラムにより、コンテンツ文化の理論から演習による作品制作の実践まで幅広く学ぶことができます。

このプログラムの専門科目である「デジタル表現技術教育科目群」は、形をつくることで本物のデジタル表現スキルを身につけるため、本格的な映像編集や3DCG作成ができる専用ソフトを備えた高機能のパソコン(OS:Macintosh)を使って、Webや映像、CG、音響作品を制作する、演習を重視した内容となっています。

出典：全学教育機構ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04o.html>

資料 10-1-③-2b 環境キャリア教育プログラム

環境キャリア教育プログラム

環境教育と就業力育成の両立を目的とした教育プログラムです。

「省エネ・省資源コース」、「環境分析コース」、「環境管理コース」、「資源循環コース」の4つのコースがあり、「スキル」「マインド」「実践力」をキーワードに、環境関係の資格取得に向けた学習や学内活動実習、インターンシップを通して、幅広いフィールドで活躍する人材を育成します。

出典：全学教育機構ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04p.html>

【参照資料】

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 10-1-③-1：佐賀大学全学教育機構紀要
(<http://www.oge.saga-u.ac.jp/publication.html>)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構機は、学校教育法施行規則第172条の2に定める公表すべき教育情報について、改善の余地を残しつつも、おおむね適正に公表を行っている。また、全学共通の教育プログラムに関する情報や、機構の教員の研究成果等の公表も積極的に行っている。

以上のことより、全学教育機構では、教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が、おおむね適正に公表されていると判断しうる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 在校生、教職員、市民の方を対象として、全学教育機構の目的、教育課程編成・実施の方針及び教育研究に関する情報を公開し、周知している。

【改善を要する点】

- 教育情報の公開に関し、各教員の有する学位や授業に関する情報について改善する必要がある。

(3) 基準10の自己評価の概要

全学教育機構は、全学教育機構の目的、教員についての情報、授業科目や方法についての情報、教育環境についての情報を全学教育機構ウェブサイトに掲載し、教職員及び学生に周知している。また、「デジタルコンテンツ・クリエイター科目」、「環境キャリア教育プログラム」などの全学共通の教育プログラムや教員が研究成果を公表する『紀要』についても、全学教育機構ウェブサイトで公表し、全学教育機構の教育研究活動についての情報を適切に公表することで説明責任を果たしている。

国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書

部局等の名称 全学教育機構

部局等評価の実施時期 平成28年2月26日

1. 評価手法

当該部局から提出された評価手法に関する資料に基づき部局等評価の評価手法について検証した結果、

- ・評価手法は適切であった。

2. 評価基準

当該部局から提出された評価基準に関する資料に基づき部局等評価の評価基準について検証した結果、

- ・評価基準は適切であった。


3. 評価の妥当性

当該部局から提出された自己点検・評価報告書に基づき部局等評価の妥当性について検証した結果、

- ・評価は評価基準に照らして妥当である。

国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則第3条第2項に定める検証を行い、上記のような結果が得られた。

平成28年2月26日

検証者 氏名 田代洋丞 

国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書

部局等の名称 全学教育機構
部局等評価の実施時期 平成 28 年 2 月 26 日

1. 評価手法

事前に全学教育機構から提出された「平成 26 年度自己点検・評価書」を基に「大学評価・学位授与機構」が実施する「大学機関別認証評価大学評価基準」に準拠して行い、加えて、検証者からの質問事項について全学教育機構副機構長はじめ関係者に訪問調査を行った。

その結果、全学教育機構の教育活動は、その機能が十分達成されており、評価手法として適切であった。

2. 評価基準

全学教育機構の作成した「全学教育機構自己点検・評価書(平成 27 年 12 月)」の評価基準は、全学教育機構の活動の全般を視野に入れた基準として設定されており、「大学評価・学位授与機構」の評価基準に準拠しており、自己評価も細部に渡り行われ、評価基準については、十分な取り組みがなされており、評価基準として適切であった。

3. 評価の妥当性

全学教育機構は、発足から短期間であるにも係わらず、「教育研究組織」「教員及び教育支援」「教育内容及び方法」「時間割作成」等を確立し、実施していることは、大いに評価できる。

しかも、教育研究組織は、教員 20 名、併任教員 33 名を配置し、教育内容及び方法等に携わり、15 部会に併任教員 46 名、協力教員 281 名と佐賀大学の多くの教員が、全学教育に取り組んでいることは、大いに評価でき妥当である。

また、授業科目の成績評価等にも取り組み、さらに、学習成果の公表等にも取り組み評価として妥当である。

ただ、全学教育機構の目標と特色を明確に表明する必要がある。

国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則第 3 条第 2 項に定める検証を行い、上記のような結果が得られた。

平成 28 年 2 月 26 日

検証者 谷川 憲

